

第 1 回定例会会議録目次

第 1 日目（平成 1 7 年 3 月 8 日）	頁
○開会宣告	4
○開議宣告	4
○日程第 1 会議録署名議員指名	4
○日程第 2 会期決定	4
○日程第 3 議長報告	4
○日程第 4 行政報告	4
○日程第 5 平成 1 7 年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針	
議案第 1 号 平成 1 7 年度滝川市一般会計予算	
議案第 2 号 平成 1 7 年度滝川市国民健康保険特別会計予算	
議案第 3 号 平成 1 7 年度滝川市下水道事業特別会計予算	
議案第 4 号 平成 1 7 年度滝川市勤労者福祉共済特別会計予算	
議案第 5 号 平成 1 7 年度滝川市老人保健特別会計予算	
議案第 6 号 平成 1 7 年度滝川市公営住宅事業特別会計予算	
議案第 7 号 平成 1 7 年度滝川市介護保険特別会計予算	
議案第 8 号 平成 1 7 年度滝川市病院事業会計予算	
議案第 9 号 平成 1 7 年度滝川市水道事業会計予算	
議案第 1 9 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
議案第 2 0 号 滝川市基金条例の一部を改正する条例	
議案第 2 1 号 滝川市税条例の一部を改正する条例	
議案第 2 2 号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例	
議案第 2 3 号 滝川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例	
議案第 2 4 号 滝川市立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例	
議案第 2 5 号 滝川市航空科学センター条例の一部を改正する条例	
議案第 2 6 号 滝川市青年体育センター条例及び滝川市都市公園条例の一部を改正する条例	
議案第 2 7 号 滝川市サイクリングターミナル条例及び滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例	
議案第 2 9 号 滝川市老人保健施設条例の一部を改正する条例	
議案第 3 0 号 滝川市休日夜間急病センター条例の一部を改正する条例	
議案第 3 1 号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例	
議案第 3 2 号 滝川市墓地管理使用条例の一部を改正する条例	

議案第 3 3 号	滝川市農業委員会選挙委員定数条例の一部を改正する条例	
議案第 3 4 号	農業委員会の事務の処理に関する手数料徴収条例の一部を改正する条例	
議案第 3 5 号	滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例	
議案第 3 6 号	滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例	
議案第 3 9 号	滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	
議案第 4 0 号	滝川市立高等看護学院条例の一部を改正する条例	
議案第 4 1 号	空知太スキー場条例を廃止する条例	
議案第 4 2 号	公の施設の指定管理者の指定について	
議案第 4 3 号	公の施設の指定管理者の指定について	
議案第 4 7 号	不動産の処分について	8
○散会宣告		2 5

第 2 日 目（平成 1 7 年 3 月 9 日）

○開議宣告		2 9
○日程第 1	会議録署名議員指名	2 9
○日程第 2	報告第 1 号 専決処分について（訴訟の申立て）	2 9
○日程第 3	議案第 1 0 号 平成 1 6 年度滝川市一般会計補正予算（第 6 号）	
	議案第 4 9 号 中空知広域市町村圏組合道路維持管理センターの廃止に伴う財産処分について	2 9
○日程第 4	議案第 1 1 号 平成 1 6 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	3 7
○日程第 5	議案第 1 2 号 平成 1 6 年度滝川市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	3 9
○日程第 6	議案第 1 3 号 平成 1 6 年度滝川市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第 1 号）	4 0
○日程第 7	議案第 1 4 号 平成 1 6 年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）	4 1
○日程第 8	議案第 1 5 号 平成 1 6 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 4 号）	4 3
○日程第 9	議案第 1 6 号 平成 1 6 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	4 4
○日程第 1 0	議案第 1 7 号 滝川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	4 6
○日程第 1 1	議案第 1 8 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	4 6
○日程第 1 2	議案第 2 8 号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例	4 8

○日程第 13	議案第 37 号	滝川市都市公園条例の一部を改正する条例	48
○日程第 14	議案第 38 号	滝川市病院条例の一部を改正する条例	50
○日程第 15	議案第 44 号	教育委員会委員の任命について	50
○日程第 16	議案第 45 号	公平委員会委員の選任について	51
○日程第 17	議案第 46 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	52
○日程第 18	議案第 48 号	市道路線の認定及び廃止について	53
○休会の件について			54
○散会宣告			54

第 8 日目（平成 17 年 3 月 15 日）

○開議宣告	59
○日程第 1 会議録署名議員指名	59
○日程第 2 平成17年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針に対する 代表質問	59
19番 藪内英之君	59
13番 谷口昭君	79
15番 酒井隆裕君	96
○議事延長宣告	102
○延会の件について	116
○延会宣告	117

第 9 日目（平成 17 年 3 月 16 日）

○開議宣告	1	2	1
○日程第 1 会議録署名議員指名	1	2	1
○日程第 2 平成 17 年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針に対する 代表質問	1	2	1
4 番 久 保 幹 雄 君	1	2	1
○日程第 3 平成 17 年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針に対する 質問	1	2	9
7 番 渡 辺 精 郎 君	1	2	9
○日程第 4 議案第 50 号 予算審査特別委員会の設置について 選任第 1 号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選 任について	1	4	4
○日程第 5 請願の付託について	1	4	5
○休会の件について	1	4	5
○散会宣告	1	4	5

第16日目（平成17年3月23日）

○開議宣告	149
○日程第 1 会議録署名議員指名	149
○日程第 2 議案第51号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第1号）	149
○散会宣告	151

第18日目（平成17年3月25日）

○開議宣告	155
○日程第 1 会議録署名議員指名	155
○日程第 2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告	155
○日程第 3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告	162
○日程第 4 議案第52号 不動産の無償貸付けについて	163
○日程第 5 議案第53号 収入役の選任について	164
○日程第 6 報告第 4号 専決処分について（損害賠償額の決定）	165
○日程第 7 報告第 2号 監査報告について 報告第 3号 例月現金出納検査報告について	165
○日程第 8 意見書案第1号 所得税等の定率減税縮減・廃止に反対する要望意見書 意見書案第2号 発達障害児（者）に対する支援促進を求める要望意見書	168
○日程第 9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	169
○市長あいさつ	169
○収入役あいさつ	170
○病院事務部長あいさつ	171
○閉会宣告	171

平成17年第1回滝川市議会定例会（第1日目）

平成17年 3月 8日（火）

午前10時00分 開 会

午後 2時57分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 平成17年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針

議案第 1号 平成17年度滝川市一般会計予算

議案第 2号 平成17年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成17年度滝川市下水道事業特別会計予算

議案第 4号 平成17年度滝川市勤労者福祉共済特別会計予算

議案第 5号 平成17年度滝川市老人保健特別会計予算

議案第 6号 平成17年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 7号 平成17年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 8号 平成17年度滝川市病院事業会計予算

議案第 9号 平成17年度滝川市水道事業会計予算

議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 滝川市基金条例の一部を改正する条例

議案第21号 滝川市税条例の一部を改正する条例

議案第22号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

議案第23号 滝川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

議案第24号 滝川市立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

議案第25号 滝川市航空科学センター条例の一部を改正する条例

議案第26号 滝川市青年体育センター条例及び滝川市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第27号 滝川市サイクリングターミナル条例及び滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例

議案第29号 滝川市老人保健施設条例の一部を改正する条例

議案第30号 滝川市休日夜間急病センター条例の一部を改正する条例

議案第31号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

議案第32号 滝川市墓地管理使用条例の一部を改正する条例

- 議案第 33 号 滝川市農業委員会選挙委員定数条例の一部を改正する条例
 議案第 34 号 農業委員会の事務の処理に関する手数料徴収条例の一部を改正する
 条例
 議案第 35 号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例
 議案第 36 号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正す
 る条例
 議案第 39 号 滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
 議案第 40 号 滝川市立高等看護学院条例の一部を改正する条例
 議案第 41 号 空知太スキー場条例を廃止する条例
 議案第 42 号 公の施設の指定管理者の指定について
 議案第 43 号 公の施設の指定管理者の指定について
 議案第 47 号 不動産の処分について

○出席議員 (20名)

1 番	本 間 保 昭 君	2 番	山 腰 修 司 君
3 番	三 上 裕 久 君	4 番	久 保 幹 雄 君
5 番	大 谷 久美子 君	6 番	石 田 昇 君
7 番	渡 辺 精 郎 君	8 番	清 水 雅 人 君
9 番	大 累 泰 幸 君	10 番	田 中 敏 男 君
11 番	堀 田 建 司 君	12 番	中 田 翼 君
13 番	谷 口 昭 君	15 番	酒 井 隆 裕 君
16 番	窪之内 美知代 君	18 番	田 村 勇 君
19 番	藪 内 英 之 君	20 番	井 上 正 雄 君
21 番	水 口 典 一 君	22 番	坂 下 薫 君

○欠席議員 (1名)

14 番	山 木 昇 君
------	---------

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	助 役	深 村 完 市 君
収 入 役	中 文 雄 君	教 育 委 員 長	了 輪 隆 君
教 育 長	安 西 輝 恭 君	監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君
総 務 部 長	末 松 静 夫 君	市 民 生 活 部 長	鈴 木 鎧 四 君
保 健 福 祉 部 長	池 田 亨 君	経 済 部 長	大 竹 敏 章 君
経 済 部 参 事	江 上 充 明 君	建 設 水 道 部 長	池 田 隆 君
建 設 水 道 部 参 事	木 下 善 雄 君	教 育 部 長	谷 田 部 篤 君

監査事務局長 辰 巳 信 男 君
秘書課長 若 山 重 樹 君
企画課長 中 嶋 康 雄 君

病院事務部長 門 山 伸 夫 君
総務課長 東 照 明 君
財政課長 高 橋 賢 司 君

○本会議事務従事者

事務局長 林 弘 君
主査 中 川 祐 介 君

参 与 福 田 正 己 君
主 査 鈴 木 靖 子 君

開会 午前１０時００分

◎開会宣告

○議長 ただいまより、本日をもって招集されました平成１７年第１回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、２０名であります。

欠席の申し出は、山木議員であります。

◎開議宣告

○議長 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第１、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において清水議員、大累議員を指名いたします。

◎日程第２ 会期決定

○議長 長 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月２５日までの１８日間といたしたいと思
います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は１８日間と決定いたしました。

◎日程第３ 議長報告

○議長 長 日程第３、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第４ 行政報告

○議長 長 日程第４、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市長 本日から来る２５日までの１８日間、平成１７年第１回定例会が招集をされ、ご提案
申し上げております平成１７年度予算案初め諸議案についてご審議いただきますことは、本市の当
面の自立及び持続可能な都市づくりの上に一つの転機の年度と判断しておりますだけに、市長の立
場からも深く感謝を申し上げます。提案されております諸議題につきましては、所管から詳しくご
説明申し上げますので、十分議を経て原案にご賛同いただきますよう、冒頭心からお願いを申し上
げる次第でございます。

行政報告の発言のご許可をいただきましたので、以下ご報告をさせていただきますが、平成16年12月1日から平成17年3月1日までの間の分をお手元に印刷配付をさせていただいておりますので、ご一読を賜りたいというふうに存じます。

なお、若干時間をいただきまして、4件についてのみ口頭によるご報告を申し上げさせていただきます。1点目は、陸上自衛隊滝川駐屯地の存続要望の経過報告についてでございます。防衛計画大綱の見直しにかかわります陸上自衛隊滝川駐屯地の存続要望の経過につきましては、昨年12月7日の第4回定例会において口頭報告をさせていただいたところでございますが、その後の経過についてご報告を申し上げます。昨年12月10日に平成17年度以降に係る防衛計画の大綱が閣議決定をされました。陸上自衛隊の編成定数は15万5,000人、常備自衛官定数は14万8,000人、即応予備自衛官数は7,000人となったところでございまして、陸上自衛隊の編成定数並びに即応予備自衛官数についてはそれぞれ5,000人減、8,000人減というふうになったところでございますが、常備自衛官定数については3,000人の増ということになったところでございます。道内の陸上自衛隊の削減対象は、既に決まっております第11師団の旅団化に加えまして、北部方面総監部直轄の戦車、特化部隊の改廃などにより道内の陸上自衛隊定員は現在の4万3,000人から今後10年間で3万7,000人まで縮小されるというふうに想定されておりますけれども、道内38カ所の駐屯地、分屯地の廃止は行わないというふうな情報でございます。平成17年度に創立50周年を迎えます滝川駐屯地への影響につきましては、現段階ではまだ不確定なために、各方面の情報を収集中でありますけれども、引き続き自衛隊関係団体の協力を得ながら、滝川駐屯地への影響を最小限にとどめるべく、さらに要望行動を強めてまいりたいというふうに思っております。

2点目でございますが、滝川市活力再生プランの策定についてでございます。滝川市の自立への道筋を切り開くために、一層の行財政改革の推進と財政健全化への取り組み、さらには将来の発展への展望を見出すための滝川市活力再生プランの策定につきましては、平成16年第4回定例会でご報告をさせていただいたところでございますが、その後の策定状況についてご報告をさせていただきます。まず、計画策定に当たって、市民参加による策定を行いますために、昨年12月27日に市民委員会を組織をいたしまして、行政サービス部会と健全財政部会の二つの部会においてそれぞれ熱心なご論議をいただいたところでございます。両部会とも初回の合同会議に引き続きまして、各部会4回にわたって開催をされ、行政サービス部会においては主に公共施設のあり方、使用料、手数料の改定、除排雪、街路灯、福祉事業など行政サービスのあり方、市立病院のあり方などについてご意見をいただきました。また、健全財政部会におきましては、第3セクター等の健全化、税率の改定、収納率の改善、事務事業の執行方法の見直し、企業、施設誘致促進や中心市街地活性化、企業、団体等へのサポートシステムの充実などについてご意見をいただいたところでございます。また、議会におきましても、滝川市活力再生プラン調査等特別委員会を8回開催していただき、プランに関しての調査、論議を経て、2月18日の特別委員会にプランの素案を提示させていただいたところでございます。このような経過を経まして、2月21日からまちづくり懇談会を開催して市民の皆さんのご意見をいただいているところでございますが、これまで8会場で14連合町内会

を対象にプラン案の説明を行ったところであります。また、きょうの開催を含めて残る6会場、10の連合町内会を対象にまちづくり懇談会を開催する予定でございます。これまで開催したまちづくり懇談会におきましては、スキー場の廃止や保育料の改定、また私立幼稚園就園奨励費、あるいは除排雪作業等につきまして、これを含めた幅広い分野でのご意見をいただいているところでございます。今後は、これまでの市民委員会や市議会特別委員会でのご意見とともにまちづくり懇談会でのご意見を参考とさせていただきながら、今年度末までにプランをまとめ上げたいというふうに考えているところでございます。

3点目は、行刑施設の誘致についてでございます。刑務所誘致につきましては、昨年第4回定例会で行刑施設の誘致促進に関する要望決議を全会一致で議決をいただき、その後12月20日に札幌矯正管区を訪問いたしまして、滝川市長として管区長に対して誘致運動に取り組むことを表明をさせていただきました。その後12月27日には、滝川市長、滝川市議会議長、滝川商工会議所会頭の3者の連名で誘致要望書を札幌矯正管区長に提出をし、明けて1月11日に滝川市行刑施設誘致期成会を設立をして、市民総意で誘致に取り組むことを決定いたしました。期成会設立後、刑務所立地に関する提案を含めた要望書を作成をいたしまして、法務大臣ほかに要望書を提出したところでございます。3月1日には誘致期成会の第2回総会を開催をし、これまでの経過報告を行いましたけれども、滝川市の誘致に関する熱意あるいは提案内容につきましては法務省に高い評価をいただいているところでございますけれども、65カ所における誘致活動初め諸情勢から判断をいたしまして、3月中に発表になる予定というふうにされております新設1カ所に選定されるのは極めて厳しいものであるという印象を持っているところでございます。しかし、収容者が年々増加傾向にある右肩上がりの状況にありますし、近い将来新たな刑務所の新設という動きも予想されますことから、今後とも当面の実現についてはさらに努力を重ねたいというふうに存じますけれども、今後とも誘致実現に向けた息の長い誘致運動を展開していく必要があるというふうにも考えているところでございます。

4点目は、この冬の除排雪状況についてでございます。ことしの冬は例年に比べ非常に降雪量が多い状況にありまして、精力的に除排雪作業を実施してまいりましたけれども、市民生活にも負担が大きい昨今の状況だというふうに思います。12月の中旬までは非常に雪が少なかったわけですが、12月の21日から11日間連続で降雪があり、さらに1月の4日から11日間連続、1月下旬にも8日間連続、集中した豪雪ということになりました。また、そういう豪雪の中で、1日52センチの降雪量を記録した日もございました。さらに、1月末には発達した低気圧によりまして暴風雪に見舞われるという近年にない状況もございました。2月は、1月の降雪日数、雪の降った日が22日でありまして、ほとんど毎日雪が降ったという状況でございましたし、1カ月間の降雪量としては平年の2倍近い2メートル48センチ、2月は降雪がございました。結果といたしまして、2月末時点の累計の降雪量は8メートル7センチでございまして、昨年を3メートル26センチ、10年平均値を98センチ上回りましたのと同時に、最大積雪深、積雪量も平年を36センチ上回る1メートル51センチを記録するということになりました。昨年は雪が少なかったものですから、さらに本格的な降雪時期が遅くなりまして毎日雪が降ったということから、目に見え

て積雪がふえてくるという状況がありまして、感覚的には数字にあらわれた以上の大雪の印象がありますのと同時に、どっときたために短期間に処理しなければならないという状況にも追い込まれたわけでありまして。このような中で、市内交通の確保に向けまして迅速な対応に努めてきたところでございますが、先ほど申し上げましたように毎日毎日新雪が降るということでありまして、新雪除雪の出動ということが例年よりも日中の拡幅除雪でありますとか、あるいは路面整正、それから交差点排雪、一連の作業に一部支障をもたらしたという実態もないわけではありません。連日排雪作業も精力的にやってきて、幹線の車線確保というのにも努力してまいりましたけれども、これもやはりかなり困難を生じたという実態もあるところでございます。このような異常な状況の中で、市民生活にも負担になった部分があったというふうに思いますけれども、異常な中では市民生活に及ぼす影響を比較的小さくとどめることができたのではないかとというふうに判断もさせていただいているところでございます。

以上4点について口頭で補足をさせていただきまして、行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 教育行政報告につきましてはお手元に記載のとおりでございますが、私から滝川市青少年善行表彰と滝川市民ミュージカルについてご報告申し上げます。

まず初めに、滝川市青少年善行表彰についてであります。この表彰は、青少年の模範となる行いを顕彰し、青少年の誇りと自信を高め、よりよい市民としての豊かな心と実践力の養成を図ることを目的とするものであります。本年度は、滝川第三小学校ボランティアクラブ、滝川西高等学校コミュニティ・サービス局の2団体を表彰することができました。滝川第三小学校ボランティアクラブは、花壇の世話や街路樹の清掃など校内外の美化活動に積極的にかかわり、全校生徒の模範となって日常活動に取り組んでまいりました。特に11月には、新潟県中越地震の被災者への救援物資の送付活動にも積極的にかかわるなど、日ごろの熱心なボランティア活動について評価をいただきました。次に、滝川西高等学校コミュニティ・サービス局でございますが、地域や通学路の清掃、街頭募金活動や独居老人宅の除雪など、多年にわたる地道な活動を積み重ねてまいりました。特に近年は、西地区の小学校、中学校とのクリーン作戦や滝川保健所と連携した薬物乱用防止街頭啓発活動など地域に根差した積極的な取り組みについて評価をいただいたものであります。この表彰を一つの契機として、両校の取り組みが一層高まりますとともに、これらの活動が他校にも広がり、青少年が地域とのかかわりを深めながら心豊かに育つよう教育委員会も努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、滝川市民ミュージカル「あいと地球と競売人」の公演についてご報告申し上げます。市民参加型のミュージカルとして地域住民の力を結集して取り組み、平成13年に続いて再現することができました。演出と音楽監督は滝川出身の演出家、伊藤明子さん、バリトン歌手、加賀清孝さんが指導に当たり、音楽を滝川西高等学校の吹奏楽局が担当するなど、参加者がそれぞれ本業や学業の傍ら日夜練習に励み、準備を重ねてまいりました。3月6日当日は、文化センター大ホールにおいて昼夜2回の公演に1,900名を超える来場者を迎え、キャスト、スタッフを合わせて総勢200名、4歳から65歳までの幅広い年齢の皆さんが一体となって一人一人の持ち味を発揮して

躍動感あふれる情熱に満ちた舞台をつくり上げ、感動のステージを披露してくださいました。今後も市民参加型による文化活動を通して、個性のある市民文化活動を支援してまいりたいと考えているところでございます。

以上２点を申し上げ、口頭報告とさせていただきます。

○議長 長 これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第５ 平成１７年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針

議案第 １号 平成１７年度滝川市一般会計予算

議案第 ２号 平成１７年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 ３号 平成１７年度滝川市下水道事業特別会計予算

議案第 ４号 平成１７年度滝川市勤労者福祉共済特別会計予算

議案第 ５号 平成１７年度滝川市老人保健特別会計予算

議案第 ６号 平成１７年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 ７号 平成１７年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 ８号 平成１７年度滝川市病院事業会計予算

議案第 ９号 平成１７年度滝川市水道事業会計予算

議案第 １９号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 ２０号 滝川市基金条例の一部を改正する条例

議案第 ２１号 滝川市税条例の一部を改正する条例

議案第 ２２号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

議案第 ２３号 滝川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

議案第 ２４号 滝川市立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

議案第 ２５号 滝川市航空科学センター条例の一部を改正する条例

議案第 ２６号 滝川市青年体育センター条例及び滝川市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第 ２７号 滝川市サイクリングターミナル条例及び滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例

議案第 ２９号 滝川市老人保健施設条例の一部を改正する条例

議案第 ３０号 滝川市休日夜間急病センター条例の一部を改正する条例

議案第 ３１号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

議案第 ３２号 滝川市墓地管理使用条例の一部を改正する条例

議案第 ３３号 滝川市農業委員会選挙委員定数条例の一部を改正する条例

議案第 ３４号 農業委員会の事務の処理に関する手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第 ３５号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例

議案第 36 号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

議案第 39 号 滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第 40 号 滝川市立高等看護学院条例の一部を改正する条例

議案第 41 号 空知太スキー場条例を廃止する条例

議案第 42 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 43 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 47 号 不動産の処分について

○議長 日程第 5、平成 17 年度滝川市各会計予算及び関連議案を一括議題とするわけですが、この場合、件名を省略し、議案番号のみで申し上げます。

これより平成 17 年度市政執行方針及び予算大綱説明並びに教育行政執行方針、議案第 1 号から第 9 号までの各会計予算、議案第 19 号から第 27 号まで、第 29 号から第 36 号まで、第 39 号から第 43 号まで及び第 47 号の予算関連議案、以上 32 件について一括議題といたします。

なお、過日の議会運営委員会で確認したとおり、議案第 1 号から第 9 号までの各会計予算については、後日設置が予定されております予算審査特別委員会で審査することになっておりますので、内容の説明を省略し、本日は市政執行方針等の説明並びに予算関連議案の説明までといたします。

それでは、平成 17 年度市政執行方針及び予算大綱の説明を求めます。市長。

○市長 平成 17 年滝川市議会第 1 回定例会の開催に当たり、平成 17 年度の市政の基本方針と施策の概要、予算大綱につきまして所信の一端を申し上げ、市議会議員の皆さん並びに市民の皆さんのご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

市長説明する。（記載省略）

○議長 長 お諮りいたします。

この辺で昼食休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

○教育長 平成 17 年滝川市議会第 1 回定例会の開会に当たり、滝川市教育行政の執行方針を申し上げ、広く関係各位のご理解とご協力を賜り、諸施策の推進に努めてまいります。

教育長説明する。（記載省略）

○議長 長 議案第 19 号及び第 20 号の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第 19 号についてご説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、第 1 点目といたしまして、昨年の人事院勧告に基づく寒冷地手当の改正でございます。第 2 点目といたしましては、早期希望退職に伴う特別昇給制度の実施期限の

延長に伴う改正でございます。

寒冷地手当につきましては国の改正内容は、支給地域の縮小、支給額の減額、支給世帯区分の4区分から3区分への変更、支給地域区分の変更、当市の場合は乙地から1級地に変更、及び基準日の変更であります。当市の改正は、国に準じ改正することといたしまして、基準日については9月30日を11月から翌年3月までの各月の初日に改正し、支給方法を一括支給から年5回の分割支給に改正し、支給日は対象月の給料支給日としております。支給額につきましては、扶養親族3人以上の世帯主21万5,300円と扶養親族2人以下の世帯主の18万8,100円を世帯主の1区分に統合して13万1,900円に、準世帯主は11万7,300円を7万2,900円に、その他の世帯は7万6,400円を5万1,700円に改正したいとするものでございます。経過措置といたしまして、激変緩和措置を19年度まで設定することとしております。ただし、準世帯主及びその他世帯は、17年度から本則の適用となります。

次に、早期希望退職に係る特別昇給の実施期限の延長につきましては、組織の活性化を図るため、さらに2年間の延長を図りたいとするものでございます。参考資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございまして、第37条第1項は、寒冷地手当の基準日の変更及び支給対象職員の規定でございまして、

第2項は、支給額の規定でございまして、

第3項は、疾病などにより給料が半減となった職員及び停職となった職員の支給額の規定でございまして、

第4項は、月の中途において第3項で説明いたしました給料半減及び停職となった職員への支給額の規定でございまして、

第5項は、支給地域区分の規定でございまして、

第6項は、規則への委任事項の規定でございまして、

附則第9項は、先ほど申し上げました早期希望退職者の特別昇給実施期限を平成19年3月31日までとする改定規定でございまして、

次に、本改正条例の附則でございまして、第1項は施行期日でございまして、平成17年4月1日から施行したいとするものでございます。

第2項から第6項は、経過措置に係る規定でございまして、

以上で説明いたします。

続きまして、議案第20号 滝川市基金条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

今回の改正は、平成8年に造成した滝の川墓地が使用許可件数の増により狭隘となったことに伴い、平成17年度において同墓地の拡張造成事業に供するため、所在地、滝川市南滝の川431番地、489番地、495番地、496番地、497番地にある滝川第二小学校学校林2万2,219平方メートルを用途廃止し、滝の川墓地として用途変更することから、一部文言整理を含め、本基金条例の一部を改正したいとするものであります。

改正の内容をご説明いたします。新旧対照表をお開き願います。第1条は文言整理、第3条第2号は墓地拡張により用途廃止するため、滝川第二小学校の項を削り、また同表中の西高等学校の項

及び第4条第1項については文言整理、同項第4号、第5号を一つにまとめ第4項とし、第5条は文言整理による改正でございます。

学校林の地番図については、別紙参考資料をごらんいただきたいと思います。

附則ですが、この条例は、平成17年4月1日から施行したいとするものであります。

以上で議案第20号の提案説明とさせていただきます。

○議長 議案第21号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第21号 滝川市税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の概要でございますが、軽自動車税につきましては昭和59年以来税率が据え置かれている状況でございます。国の税制改正の動向におきましても、自動車税並びに軽自動車税の制限税率を上げる方針で今国会でも議論されているところでございますが、軽自動車税につきましては財産適正化、またほかの市民税等の改正状況を勘案し、今回滝川市財政健全化の財源確保と持続可能な財政基盤の確立に向けて、軽自動車税の税率を地方税法に基づく課税限度額であります標準税率の1.2倍の税率に改正したいとするものでございます。なお、一部不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、改正したいという改正もございます。

次ページの参考資料の新旧対照表でご説明させていただきたいと思います。第53条並びに次ページの第71条につきましては、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律施行に伴いまして滝川市税条例の一部改正を行うもので、文言の整理でございます。

3ページをお開き願いたいと思いますが、第81条、軽自動車税の税率でございますが、この税率につきましては1台についてそれぞれ各号に定める額とするということで、新旧、まず1号におきましては原動機付自転車につきましては5リットル以下につきましては1,000円から1,200円、イの5リットル以上9リットル以下のものにつきましては1,200円から1,400円、2輪のものの9リットルを超えるものにつきましては1,600円から1,900円、それからエの3輪以上のもの、これはミニカーでございますが、次ページに記載のとおり2,500円から3,000円、今までのアからエに係るものにつきましては、ナンバープレートを市の方で交付するものでございます。

第2号でございますが、軽自動車税及び小型特殊自動車でございますが、まずアの軽自動車でございますが、2輪のものにつきましては2,400円から2,800円、次の3輪のものにつきましては3,100円から3,700円、次に4輪以上のものがございますが、乗用のもので営業用につきましては5,500円から6,600円、自家用につきましては7,200円から8,600円、貨物用のもので営業用は3,000円から3,600円、自家用につきましては4,000円から4,800円、それから専ら雪上を走行するものにつきましては2,400円から2,800円。それから、イの小型特殊自動車でございますが、農耕作業用のものにつきましては1,600円から1,900円、その他のもの4,700円から5,600円と、それから第3号でございますが、2輪の小型自動車につきましては、4,000円から4,800円。これにつきましては、いずれも軽自動車協会の方でナンバープレートを発行するものというふうになっておりますが、第

3号の2輪の小型自動車につきましては陸運局のナンバープレート交付になっております。

附則でございますが、第1項で施行期日でございますが、この条例は、17年4月1日から施行するものでございまして、第2項におきまして経過措置といたしまして、この条例による改正後の滝川市税条例の規定は、平成17年度以降の年度分の軽自動車税について適用し、16年度分までの軽自動車税についてはなお従前の例によるところでございます。

以上、議案第21号 滝川市税条例の一部を改正する条例の説明といたします。

以上でございます。

○議長 議案第22号の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第22号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

証明書等手数料につきましては、特定の方が必要とする証明書等を特定の方に提供し、そのサービスコストに見合う対価をご負担いただくものであります。今回の改正は、滝川市財政健全化計画に基づき、受益者負担の適正化の観点から、サービスコストを限度としておおむね30パーセント程度を引き上げたいとするもので、平成9年度以来8年ぶりの改正となります。代表的なものとしたしましては、住民票は250円から350円に、印鑑証明書は400円から450円に、税証明は400円から500円に改正しようとするものであります。

以下、参考資料によりご説明いたします。第2条第1項、第2項、第3条、第5条第1項第4号、第9号につきましては、文言の整理であります。

次に、具体的な手数料を徴収する事務、手数料の額及び徴収時期を規定した別表についてご説明いたします。1ページ目の下段からでございますが、別表について四角で囲まれた項ごとに説明してまいります。第2項につきましては、住民基本台帳法関連の手数料であります。具体的には、第1号、記載事項の閲覧、第2号、住民票の写しの交付、第3号、住民票記載事項証明書の交付、第4号、住民票の写しの広域交付、第5号、戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類の交付であります。これにつきましては、250円から350円に改正したいとするものであります。

第3項につきましては、外国人登録法関連の手数料であります。具体的には、第1号、外国人登録原票の写しの交付、第2号、外国人登録事項証明書の交付であります。これにつきましては、400円から500円に改正したいとするものであります。

第4項につきましては、印鑑登録に関する手数料であります。ここでは新たに第1号、条例第3条の規定に基づく印鑑登録に係る印鑑登録証の交付について規定しました。具体的には、新規登録の際の印鑑登録証の交付であります。これにつきましては、今までご負担をいただいておりますが、今回の改正により手数料額を200円としたいとするものであります。また、これに伴いまして、これまでの第1号、印鑑登録証の再発行が第2号に繰り下がり、400円から500円に、これまでの第2号、印鑑証明証の交付が第3号に繰り下がり、400円から450円に改正したいとするものであります。また、第2号につきましては、文言の整理もあわせて行いたいとするものであります。

第5項につきましては、認可地縁団体の印鑑証明手数料であります。これにつきましては、400円から450円にしたいとするものであります。

第6の2項につきましては、地方税法関連の手数料であります。具体的には、第1号、納税証明書の交付について400円から500円に、第2号、固定資産課税台帳の閲覧について250円から350円に、第3号、固定資産課税台帳に記載されている事項に関する証明書の交付について、ア、土地又は家屋の場合は1筆又は1棟につき400円を500円に、2以上ある場合の1筆又は1棟ふえるごとの加算額250円を350円に、イ、償却資産の場合は400円から500円に改正したいとするものであります。

第17項につきましては、その他の証明書交付に関する手数料であります。第1号、営業に関する証明書の交付につきましては950円から1,100円に、第2号、職業に関する証明書の交付につきましては400円から500円に、第3号、工事又は物品請負に関する証明書の交付につきましては950円から1,100円に、第4号（6の2項第3号の証明書を除く）土地又は家屋に関する証明書の交付につきましては1筆又は1棟につき400円を500円に、2以上ある場合の1筆又は1棟ふえるごとの加算額250円を350円に、第5号、土地又は家屋以外の資産に関する証明書の交付につきましては400円から500円に、第6号、所得に関する証明書の交付につきましては400円から500円に、第7号、身分に関する証明書の交付につきましては400円から500円に、第8号、火葬許可証交付申請の証明書の交付につきましては400円から500円に、第9号、建築確認申請の証明書の交付につきましては400円から500円に、第10号、里程に関する証明書の交付につきましては400円から500円に、第11号、その他の事項に関する証明書の交付につきましては400円から500円に、以上のとおり改正したいとするものであります。

第18項につきましては、公簿、公文書又は図面の閲覧に関する手数料であります。これについては、250円から350円に改正したいとするものであります。

第19項につきましては、公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付手数料であります。これについては、400円から500円に改正したいとするものであります。

なお、全国統一の額が望ましいとされ、地方公共団体の手数料の標準に関する政令により標準額が示されている戸籍法関連の手数料や既にコストの100パーセントをご負担いただいている証明等については、今回改正しておりません。

最後に附則で、この条例の施行日を平成17年4月1日としたいとするものであります。

以上で議案第22号の説明といたします。

○議長 議案第23号及び第24号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは、ただいま上程されました議案第23号 滝川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

地方財政計画に基づいて保育料が改定されました。それに伴いまして、滝川市立幼稚園の保育料を改定したいというものであります。なおまた、市税の滞納に対する行政サービスの制限を実施するためにも、あわせて改正したいとするものであります。

それでは、参考資料の方をお開きください。第2条、保育料等の額であります。月額5,900円を6,100円にしたいとするものであります。

第4条、保育料等の不還付であります、これは文言整理であります。

第5条、保育料等の減免であります、所得状況を所得その他の状況に応じてというふうな形に文言を整理したいとするものであります。

2項、文言整理であります。

附則、この条例は、平成17年4月1日から施行したいとするものであります。

続きまして、議案第24号 滝川市立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例であります。

これもまた先ほどのと同じように、地方財政計画の授業料の改定に伴いまして西高等学校の授業料を改定したいとするものであります。

それでは、参考資料の方をお開きください。新旧対照表がありますが、第4条で、ここでは文言整理であります。

第5条も同じく文言整理であります。

別表第2条関係であります。授業料、年額11万1,600円を11万5,200円としたいとするものであります。

附則、1項で施行日であります、平成17年4月1日から施行したいとするものであります。

2項、経過措置であります。17年3月31日において現に滝川市立高等学校の生徒であった者に対する授業料につきましては従前のおりという規定でありますし、3項におきましては、この条例の施行日以後において転学又は編入した者に係る授業料につきましては転学又は編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とするというふうに経過措置を設けたものであります。

以上でご説明を終わります。

○議長 議案第25号の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第25号 滝川航空科学センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例改正は、航空科学センターの設置目的を変更し、及び事業を追加するとともに、その管理を指定管理者に行わせることとするため、改正したいとするものでございます。

3枚目の新旧対照表でご説明申し上げます。第1条、設置につきましては、航空科学を通じて、観光振興等による地域経済活性化及び地域の特色ある教育への貢献を図ることにより、個性あるまちづくりを推進するため、滝川市航空科学センターを設置するとしていたものでございます。

第2条、名称及び位置につきましては、従前は2本立てとなっておりましたが、滝川市航空科学センターとし、第3条で1、滝川滑空場、2、滝川市航空動態博物館、3、その他付帯施設としたいたものでございます。

第4条、管理の代行等につきましては、市長は、その設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせるものとし、第2項で前項の規定により指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。1、センターの利用の許可に関すること、2、次条各号に掲げる事業の計画及び実施に関すること、3、センターの維持管理に関すること、4、前3号に掲げるもののほか、これらの業務に付随する業務を追加し、第5

条、事業については1、体験飛行その他の観光振興に資する事業を加えたいとするものでございます。

次に、第2章、滝川滑空場では、第6条、利用の許可については、滝川滑空場を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならないとし、第7条以下、指定管理者としての文言整理でございます。

次に、3ページの第3章、滝川市航空動態博物館については、第9条、開館時間及び休館日についてであります。滝川市航空動態博物館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。1、開館時間、午前10時から午後5時まで、休館日、次のア又はイのいずれかに掲げる日、ア、12月1日から翌年の3月31日までの月曜日、イ、年末年始、12月31日から翌年1月5日までの日。

2項では、前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更し、開館日において臨時に休館し、又は休館日に開館することができるものとしてございます。

次に、4ページでございます。第10条、利用の許可及び第11条、利用の制限については、指定管理者の許可とし、文言の整理でございます。

第12条、利用料金については、博物館に入館しようとする者は、博物館の入館に係る料金をあらかじめ納入しなければならない。

2項で、利用者は、航空機を格納するための博物館の利用に係る料金をあらかじめ納入しなければならない。

3項で、前2項の規定にかかわらず、指定管理者が次条第2項の規定により定める市長の承認を受けた納入方法に適合すると認めたときは、前2項の料金を後納することができる。

4項で、利用料金は、指定管理者の収入とする。

第13条、利用料金の承認では、利用料金は、別表第1又は別表第2に規定する利用料金設定基準の範囲内において、指定管理者が定める。

2項で、指定管理者は、利用料金の額若しくは納入方法について定めたとき、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3項では、市長は、利用料金がその設置の目的に照らして妥当なものと認めるときは、前項の承認を与えるものとする。

第14条は利用料金の減免を記したものであり、第15条は利用料金の不還付、第16条は利用許可の取り消し等を記したものでございます。

次に、第4章、雑則では、第17条、目的外利用等の禁止、第18条、原状回復、第19条、特別設備等の許可、第20条、破損の届出等、第21条、規則への委任については、文言の整理でございます。

別表第1、別表第2については、利用料金の設定基準上限額を定めたものでございます。

附則で、この条例は、平成17年4月1日から施行し、2項でこの条例の施行前にこの条例による改正前の滝川市航空科学センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の滝川市航空科学センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみ

なす経過措置を設けました。

以上、議案第25号の説明といたします。

○議長 議案第26号及び第27号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは、議案第26号 滝川市青年体育センター条例及び滝川市都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例につきましては、青年体育センター並びに市営球場及び陸上競技場の利用に係る時間区分の変更のために改正したいとするものであります。

それでは、新旧対照表をお開きください。第8条の2項であります。前項の規定によるとございますが、これは利用者が不正な行為や指示に従わなかった場合ということですが、それに関しまして、指定管理者制度を導入することから、市及びの次に指定管理者という文言を導入したところであります。

別表第1であります。これにつきましては、利用区分を午前、午後、夜間ということから午前、午後1、午後2、夜間の4区分にしたところであります。これに伴いまして、料金をそれぞれ設定したところであります。

次のページの備考であります。2項につきまして、センターの利用は、午前、午後1、午後2及び夜間となっておりますが、午前とは午前9時から正午まで、午後1とは正午から午後3時まで、午後2とは午後3時から午後6時まで、夜間とは午後6時から午後9時までと定めたところあります。

4項は、文言整理であります。

5項におきましては、1号であります。午前9時から正午まで、正午から午後3時まで又は午後3時から午後6時まで、それぞれ午前、午後1又は午後2の時間区分の利用料金の額を3で除した額というふうに定めたところでありまして、1時間当たりの料金の算出について定めたものであります。

第2号、これにつきましては、文言整理であります。

別表第2であります。これにつきましても利用区分を午前、午後、夜間というふうな3区分から午前、午後1、午後2、夜間というふうに4区分に変えた、それに伴う料金の設定であります。備考の第2項におきまして、センターの利用はということ午後1、午後2ということをつけ加えまして、その下の第2項で、午前とは午前9時から正午まで、午後1とは正午から午後3時まで、午後2とは午後3時から午後6時まで、夜間とは午後6時から午後9時までというふうに定めたところあります。

続きまして、都市公園条例の一部改正の中の別表第4でありますけれども、これにつきましては滝川市営球場及び滝川市陸上競技場の利用料金の設定基準につきまして、区分を1日、半日、3時間とありますのを区分を1日、1区分とし、それぞれに料金を定めたところあります。

次のページの備考であります。2項、これにつきましては利用区分を1日または1区分というふうに区分しました。そのことに対する許可であります。

3項につきましては、1日とはということで午前9時から午後6時まで、1区分とは午前9時か

ら正午まで、正午から午後３時まで、午後３時から午後６時まで又は午後６時から午後９時までというふうに区分の時間を明記したところであります。

第４項につきましては、１区分の前あるいは後に許可をする時間の延長をして使った場合の１時間単位での利用を許可することができるということで、第５項におきましてその料金の算出について定めたところであります。

６項におきましては、１０円未満の端数の処理ということが書いてございます。

１０項につきましては文言整理ということでありますし、１１項も文言整理であります。

附則、１項、施行期日であります。この条例は、平成１７年４月１日から施行したいものであります。

第２項、経過措置であります。改正前の利用の許可を受けている者に対する経過措置ということであります。

続きまして、議案第２７号 滝川市サイクリングターミナル条例及び滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例につきましては、滝川市サイクリングターミナル並びに市民プール及び東栄小学校プールの管理を指定管理者に行わせるとともに、温水プールの使用料を改定するために改正したいとするものであります。

それでは、新旧対照表をお開きください。新旧対照表であります。第２条の２、管理の代行等というところであります。これにつきましては、サイクリングターミナルの管理を指定管理者にということで明記したところでありますし、第２項につきましては前項の規定による指定管理者が行う業務ということとして、一つ、サイクリングターミナルの利用の許可、二つ目は維持管理、三つ目は前２号に掲げるもののほかと定めたところであります。

第４条、開所時間及び休所日ということで、１として開所時間等、ア、イ、ウ、エというふうに四つ区分が書いてございます。２としまして、休所日は年中無休というふうに定めたところであります。

２項、前項の規定にかかわらず、臨時に開所あるいは閉所することができるということを定めております。

第５条、利用の許可についてであります。これにつきましては、指定管理者制度の導入に伴う文言整理ということでありますし、２項についても同様文言整理であります。

次のページです。第６条、利用の制限、これも文言整理でありますし、第７条、利用の料金ということですが、これは利用料金の納入方法について定めたところであります。

それから、２項につきましては、利用料金の帰属を指定管理者の収入とすると定めたところであります。

第８条、第８条の２項、３項まで、利用料金の設定方法あるいは承認について定めたところであります。

第９条、利用料金の減免についてということ定めたところであります。

第１０条、利用料金の不還付ということですが、ここは文言整理ということであります。

第11条、目的外利用等の禁止ということで、これも文言整理ということでもあります。

第12条、文言整理であります。

2項、これも文言整理であります。

第13条、原状回復でありますが、これも文言整理、2項も文言整理であります。

第14条、破損の届出等ということでもあります、これも文言整理であります。

第15条、入所の制限ということでもあります、これも文言整理ということでもあります。

その下にあります別表第8条第1項の関係、サイクリングターミナル利用料金の基準ということがございます。これについてご説明申し上げたいと思いますが、第1項、宿泊料につきましては、上限額ということを記入しました。これも指定管理者導入に基づく文言整理といえますか、そういった制度であります。

第2項、休息料、これも同じであります。上限額ということを明記しました。

3項、研修室等利用料金、これにつきましても1時間当たり上限額を設定いたしました。

4項、備品の関係でありますけれども、利用料金の設定の基準はということで、教育委員会の規則で定めると定めたところであります。

備考、利用料金の上限額は、消費税及び地方消費税を含むと定めたところであります。

滝川市水泳プール条例の一部改正の中の第2条の2、管理の代行等についてであります。これにつきましては、滝川市民プール、江部乙市民プール及び東栄小学校プールの管理を指定管理者に行わせるということを明記したところでありますし、2項におきましては指定管理者が行う業務を明記したところであります。

第3条におきまして、代行プールであります滝の川市民プール、江部乙市民プール、それから東栄小プールの開設期間、開館時間及び休館を定めたところであります。

2項におきましては、臨時の開館、それから閉館、休館関係を定めたところであります。

第4条の1項、2項、3項、4項は使用等の許可関係であります、管理代行プール以外のプール及び管理代行プールに伴う使用の許可関係ということをここで定めたところであります。

第5条の2、利用料金の関係であります、これは納入方法について定めたところでありますし、2項につきましては利用料金の帰属を定めたところであります。

第5条の3、2項、3項を含めまして、利用料金の設定や承認について定めたところであります。

第6条につきましては、使用料等の減免であります、これは文言整理でありますし、次のページの2項につきましては指定管理者導入に伴う減免を定めたところであります。

第7条、使用料等の不還付ということでありまして、これは文言整理でありますし、第8条、第9条、第10条、第11条、2項も含めまして、第12条、第13条まで、文言整理であります。

別表第2、温水プールの使用料の改定というところであります。これにつきましては、従来温水プールのそれぞれの区分におきまして16.6パーセントの値上げという形で料金を設定させていただいたところであります。

次のページの備考であります。1項、附属備品の使用料関係、それから2項、専用使用時間が1時間に満たないときは1時間とみなすと、あるいは3項、使用のための準備及び原状に復する時間

は使用時間に含むということでありまして、４項は専用使用の場合は普通券、回数券、定期券及び団体券による使用料を別に徴収するというふうに定めてあるところであります。

別表第３、これは第５条の３第１項の関係であります、市民プール、学校プールの利用料金の基準ということでありまして、これは、５条関係でありますから、別表の２から改めてここに記載して抜き書きしたものでありまして、内容等は変わってございません。

備考につきまして、利用料金の上限額は、消費税及び地方消費税を含む額とするということを定めたところであります。

附則であります。第１項、この条例は平成１７年４月１日から施行したいとするものでありまして、２項につきましては経過措置であります。これにつきましては、改正前の滝川市サイクリングターミナル条例又は第２条の規定による改正前の滝川市水泳プール条例の規定によりなされた処分については、あるいはその手続の行為につきましては従前のとおり、その手続の行為とみなされるということでありまして。

３項につきましては、施行の際、現に温水プールの使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用に係る使用料の額についても従前どおりということでありまして。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 お諮りいたします。

この辺で若干休憩いたします。再開は２時３０分といたします。

休憩に入ります。

休憩 午後 ２時１５分

再開 午後 ２時３０分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第２９号及び第３０号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 それでは、ただいま上程されました議案第２９号 滝川市老人保健施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、老人保健施設の入所証明書、その他の証明書の交付にかかわる手数料を改定したいとするものでございます。

次のページの参考資料でご説明いたします。現行別表において入所証明書の交付手数料を設定しておりますが、それを１，２７０円から２，０００円に変更したいとするものでございます。なお、本文におきまして別途消費税がかかることを規定してございますので、ご承知おきくださいませ。

附則で、この条例は、平成１７年４月１日から施行したいとするところでございます。

続きまして、議案第３０号 滝川市休日夜間急病センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正も休日夜間急病センターの文書料を改定したいとするものでございます。

次のページの参考資料をお開きください。第４条２項、第７条２項、第８条、第１０条、第１１

条につきましては、文言の整理でございます。

次のページをお開きください。別表は、診断書の文書料の改定について記述してございます。普通診断書1,270円を2,000円に、死亡診断書等の2,550円を3,000円に、それと自動車損害賠償責任保険診断書等3,820円を5,000円にそれぞれ改定したいとするものでございます。なお、この料金も本文で別途消費税がかかることを規定しておりますので、ご承知おきをお願いします。

附則におきまして、施行期日を17年4月1日から、経過措置としまして、この条例による改正後の別表文書料の項の規定、これは施行の前に申し込んだものについては同日前の申込みに係る文書料ということでやりたい、従前の例によるということを経過措置として規定してございます。

以上で説明を終わります。

○議長 議案第31号及び第32号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 議案第31号を説明する前に、ご訂正を願いたいと思いますが、先ほど議案第21号 滝川市税条例の一部を改正する条例の説明の中で、3ページでございますが、新旧対照表で軽自動車税の税率の1号のアにおきまして、私排気量を5リットルということで表現いたしました。ここに記載のとおり0.05リットルの誤りでございますので、ご訂正願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案第31号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の趣旨につきましては、一般廃棄物処理業等の許可申請手数料及びし尿処理手数料を改正したいとするものでございます。

次ページの新旧対照表でご説明いたしますので、次ページをお開き願いたいと思います。第27条、一般廃棄物処理業等の申請及び許可につきましては、それぞれ文言の整理でございます。

第28条、一般廃棄物処理業等の許可申請手数料でございますが、まず第1号の一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料につきましては、1件につき5,000円から6,500円に改正したいとするものでございます。

2号の一般廃棄物処分業許可申請手数料1件につき5,000円につきましては、6,500円に改正したいとするものでございます。

飛びまして5号でございますが、浄化槽清掃業許可申請手数料につきましても1件につき5,000円から1件につき6,500円に改正したいとするものでございます。

なお、改正後の6号、浄化槽清掃業許可更新申請手数料につきましては、従来申請と同様の手数料を取っておりましたが、条文の整理と新たにここに更新の申請手数料ということで1件5,000円としたいとするものでございます。

次に、別表第1でございますが、一般廃棄物処理手数料でございますが、次ページをお開き願いたいと思います。し尿処理手数料でございますが、これにつきましては従前1便槽基本料金につきまして1回320円ということで制定しておりましたが、全道的にも適用がないことから、これを廃止いたしますことが一つでございます。それから、2点目に、し尿はごみと同様一般廃棄物であ

ることから、ごみ処理手数料も視野に入れながら、改正後２０リッターにつき１７０円、１リッター当たり８円５０銭に改正したいとするものでございます。

附則でございますが、この条例は、平成１７年４月１日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第３１号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

続きまして、議案第３２号でございますが、滝川市墓地管理使用条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これにつきましては、墓地使用許可証の再交付に係る手数料及び墓地の管理手数料を改正したいとするものでございます。次ページの新旧対照表でご説明させていただきます。第１条、設置から次ページの第９条、使用権の移転までにつきましては、それぞれ文言の整理でございます。

第１０条、許可証の書換え等でございますが、これの第２項におきまして、許可証の再交付を受ける者につきましては手数料として１件につき２５０円を納付しなければならないということになっておりますが、これを３５０円に改正したいとするものでございます。

それから、一番末尾の別表第２でございますが、管理手数料でございますが、１平方メートルにつき従前５，０００円から改正後１平方メートルにつき６，５００円に改正したいとするものでございます。

附則第１項の施行期日でございますが、この条例は、平成１７年４月１日から施行したいとするものでございます。

第２項、経過措置でございますが、これにつきましては同日前に墓地の除草の申請を行っている者については、なお従前の例によるところでございます。

以上で議案第３２号 墓地管理使用条例の一部を改正する条例の説明といたします。

以上でございます。

○議 長 議案第３３号及び第３４号の説明を求めます。経済部参事。

○経済部参事 ただいま上程されました議案第３３号 滝川市農業委員会選挙委員定数条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

改正の要旨は、農業委員会の選挙による委員の定数を減ずるため改正をしたいとするものであります。現在の定数１６人を１２人に改めるため、条例の改正を要するものでございます。

なお、附則で、この条例は、次の農業委員会の選挙による委員の一般選挙から施行したいとするものであります。

以上で議案第３３号の説明といたします。

続きまして、議案第３４号 農業委員会の事務の処理に関する手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

改正の要旨は、手数料は特定の方に提供するサービスに対して徴収するもので、受益者負担の原則に基づきまして適正な負担を求めることから、再積算により手数料徴収金額の一部を平成９年以来の改定をしたいとするものであります。

次ページの参考資料をお開きください。新旧対照表でご説明をいたします。初めに、農業委員会

の保有に係る書類の謄本1枚につき250円を350円に改定したいとするものであります。

次に、その他の証明1件につき400円を500円に改正したいとするものです。

なお、附則では、この条例は、平成17年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第34号の説明といたします。

○議長 議長 議案第35号の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第35号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の改正は、丸加高原健康の郷の使用料を改正したいとするものでございます。

新旧対照表でご説明申し上げます。初めに、丸加高原伝習館の休憩料であります。休憩料となっておりますけれども、入浴したときの入浴料金でございます。小・中学生、個人200円を250円に、団体160円を200円に、一般、個人300円を350円に、団体240円を300円に改正したいとするものでございます。

宿泊料につきましては、1室の使用人数を4区分から2区分とし、幼児・小学生と中学生、一般と3区分でございましたけれども、中学生以下と一般の2区分とし、料金もこれまでの利用実態を勘案し、設定いたしました。

2ページの丸加高原オートキャンプ場使用料につきましては、従前入場料とサイト料に分けての料金設定でありましたけれども、割高感があるとしての利用者からのご意見もあり、サイト料として一本化した料金を設定いたしました。

なお、附則で、この条例は、平成17年4月1日から施行し、2項でこの条例の施行の日の前日から施行日にかけて滝川市丸加高原伝習館に宿泊する者の当該宿泊に係る使用料については、なお従前の例による経過措置を設けました。

以上、議案第35号の説明といたします。

○議長 議長 議案第36号の説明を求めます。建設水道部長。

○建設水道部長 ただいま上程されました議案第36号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表によりご説明申し上げます。道営住宅の駐車場料金の改正に伴いまして、滝川市としても改めて料金算定を行った結果、以下のとおり改正したいとするものでございます。滝川市営住宅条例第51条の6の第1項中、月額2,030円を2,080円に改め、同条第2項中、認めたを認めるに文言整理したいとするものでございます。

滝川市特定公共賃貸住宅条例第34条の第1項中の同じく月額2,030円を2,080円に改めたいとするものでございます。

附則で、この条例は、平成17年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長 議長 議案第39号及び第40号の説明を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 それでは、議案第39号 滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

今回の改正は、経営健全化のために平成9年以降据え置きとなっております市立病院の手数料のうち文書料について改正したいとするものでございます。

次のページの参考資料で説明させていただきます。別表の改正でございます。文書料の普通診断書など記載のもの1通につき1,270円のものを2,000円に、死亡診断書など記載のもの1通につき2,550円のものを3,000円に、自動車損害賠償責任保険診断書など記載のもの1通につき3,820円のものを5,000円にそれぞれ改正したいとするものでございます。これらの額は、消費税が加算以前の額でございまして、この金額につきましては滝川市医師会の基準額や近隣の自治体病院の料金を参考に決定させていただいたところでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は、平成17年4月1日から施行したいとしており、第2項で条例施行以前の依頼による文書料については従前の例によるものとしているところでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第40号 滝川市立高等看護学院条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の改正は、前回は平成10年に改正しております高等看護学院の受験料、入学料、授業料を近隣などの看護学院の金額を勘案の上改正し、経営の安定に充てたいとするものでございます。

次のページの参考資料をお開き願います。第3条第2項の改正でございます。受験料を1万円から1万5,000円に、入学料を3万円から5万円に、授業料1万円を1万5,000円としたいとするものでございます。

第3項は、文言整理であります。

附則といたしまして、第1項で当該条例の施行期日を平成17年4月1日とし、第2項で経過措置を定めております。条例施行前日の3月31日において現に滝川市立高等看護学院の学生であった者に係る授業料の額は従前の額にする旨を定めております。

以上で議案第39号、第40号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 議長 議案第41号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 議案第41号 空知太スキー場条例を廃止する条例であります。

空知太スキー場につきましては、施設の老朽化、利用者の大幅な減などの理由により廃止したいとするものであります。

附則、この条例は、平成17年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長 議長 議案第42号の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第42号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定に伴う指定を行うものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称と所在地であります。名称は滝川市航空科学セ

ンター、所在地は滝川市中島町１３９番地４ほか。

２、指定管理者となるべき団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名につきましては、名称は社団法人滝川スカイスポーツ振興協会、主たる事務所の所在地、滝川市中島町１３９番、代表者の氏名、会長の近藤良四郎氏でございます。

指定の期間は、平成１７年４月１日から平成２０年３月３１日までであります。

以上、議案第４２号の説明といたします。

○議長 議長 議案第４３号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 議案第４３号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。

これにつきましては、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うということでありまして、１としまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地であります。１、滝川市サイクリングターミナル、２、滝の川市民プール、３、江部乙市民プール、４、東栄小学校プールであります。

２としまして、指定管理者となるべき団体の名称であります、名称は財団法人滝川市体育協会ということであります。

３、指定期間、平成１７年４月１日から平成２０年３月３１日までということであります。

以上で説明を終わります。

○議長 議長 議案第４７号の説明を求めます。建設水道部長。

○建設水道部長 ただいま上程されました議案第４７号の説明の前に、先ほど議案第３６号の家賃の改定のご覧でございますけれども、この参考資料の表題で滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、これダブっておりました。後の一部を改正する条例を削除願いたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、ただいま上程されました議案第４７号 不動産の処分について説明申し上げます。

不動産の場所につきましては、参考資料でございます旧滝川市と旧江部乙町の境界でございます蛸の首地区の河川敷地でございます。今回処分する不動産につきましては、地方分権推進計画に基づく地方分権の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、地方分権一括法でございますけれども、これが施行されたことによりまして、法定外公共物のうち機能を有しているものを国、これは財務局でございますけれども、財務局から譲与を受けたものでございます。不動産を処分する対象者は、現在流水占用許可を得ております２２名でございます、処分の面積は議案の表のとおりでございます、２４万３，５８４平方メートルであり、処分価格については１平方メートル当たり１５７円で、不動産処分総額といたしまして３，８２４万２，６８８円を予定してございます。処分の方法につきましては、当該不動産の占用許可を得て農地として使用されておりますことから、それぞれ随意契約により売却をしたいというふうに考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 議長 以上をもちまして平成１７年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針並びに議案第１号から第９号まで、第１９号から第２７号まで、第２９号から第３６号まで、第３９号から第４３号まで及び第４７号の説明を終了いたします。

◎散会宣告

○議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時57分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成17年第1回滝川市議会定例会（第2日目）

平成17年 3月 9日（水）

午前10時02分 開 議

午前11時41分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 報告第 1 号 専決処分について（訴訟の申立て）
- 日程第 3 議案第10号 平成16年度滝川市一般会計補正予算（第6号）
議案第49号 中空知広域市町村圏組合道路維持管理センターの廃止に伴う財産処分について
- 日程第 4 議案第11号 平成16年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第12号 平成16年度滝川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第13号 平成16年度滝川市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第14号 平成16年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第15号 平成16年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 9 議案第16号 平成16年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第17号 滝川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第28号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第37号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第38号 滝川市病院条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第44号 教育委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第45号 公平委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第18 議案第48号 市道路線の認定及び廃止について

○出席議員（19名）

1 番	本 間 保 昭 君	2 番	山 腰 修 司 君
3 番	三 上 裕 久 君	4 番	久 保 幹 雄 君
5 番	大 谷 久美子 君	6 番	石 田 昇 君
7 番	渡 辺 精 郎 君	8 番	清 水 雅 人 君
9 番	大 累 泰 幸 君	10 番	田 中 敏 男 君
11 番	堀 田 建 司 君	12 番	中 田 翼 君
13 番	谷 口 昭 君	15 番	酒 井 隆 裕 君

16番 窪之内 美知代 君
 19番 藪内 英之 君
 21番 水口 典一 君

18番 田村 勇 君
 20番 井上 正雄 君

○欠席議員 (2名)

14番 山本 昇 君

22番 坂下 薫 君

○説明員

市長 田村 弘 君
 収入役 中 文雄 君
 監査委員 八幡 吉宣 君
 市民生活部長 鈴木 鎧四 君
 経済部長 大竹 敏章 君
 建設水道部長 池田 隆 君
 教育部長 谷田部 篤 君
 病院事務部長 門山 伸夫 君
 総務課長 東 照明 君
 財政課長 高橋 賢司 君

助役 深村 完市 君
 教育長 安西 輝恭 君
 総務部長 末松 静夫 君
 保健福祉部長 池田 亨 君
 経済部参事 江上 充明 君
 建設水道部参事 木下 善雄 君
 監査事務局長 辰巳 信男 君
 秘書課長 若山 重樹 君
 企画課長 中嶋 康雄 君

○本会議事務従事者

事務局長 林 弘 君
 主査 中川 祐介 君

参 与 福田 正己 君
 主 査 鈴木 靖子 君

開議 午前１０時０２分

◎開議宣告

○議 長 ただいまの出席議員数は、１８名であります。

欠席の申し出は、山木議員であります。

遅刻の申し出は、坂下議員、大畧議員であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員指名

○議 長 日程第１、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において清水議員、堀田議員を指名いたします。

◎日程第２ 報告第１号 専決処分について（訴訟の申立て）

○議 長 日程第２、報告第１号 専決処分について（訴訟の申立て）を議題といたします。

説明を求めます。建設水道部長。

○建設水道部長 ただいま上程されました報告第１号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告いたします。

専決事項につきましては、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求に関する訴訟の申立てでございます。

相手方については記載のとおりでございますので、お目通し願います。

申し立ての趣旨でございますが、相手方が市営住宅家賃を滞納していることから、再三にわたるその支払いの督促や納付相談、明け渡し請求にも応じず、そのまま住み続けていることから、善良な入居者との公平上問題があり、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求の申し立て等をするものでございます。

専決処分は、平成１７年２月９日でございます。

以上で報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第１号は報告済みといたします。

◎日程第３ 議案第１０号 平成１６年度滝川市一般会計補正予算（第６号）

議案第４９号 中空知広域市町村圏組合道路維持管理センターの廃止に伴う
財産処分について

○議長 日程第3、議案第10号 平成16年度滝川市一般会計補正予算（第6号）、議案第49号 中空知広域市町村圏組合道路維持管理センターの廃止に伴う財産処分についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役。

○助役 ただいま上程されました議案第10号 平成16年度滝川市一般会計補正予算（第6号）についてご説明をいたします。

今回の補正は、年度末を控えまして、一部事務組合の負担金を初め事業費の確定、他会計への繰出金、経費の過不足の調整、また国庫補助金、市債などの特定財源の確定などに伴う補正が主な内容となっております。

第1条で、歳入歳出の総額からそれぞれ3億5,972万1,000円を減額し、予算の総額を226億3,082万5,000円とするものであります。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表によるところでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は第3表によるところでございます。

2ページから5ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

7ページをお開きいただきたいと思います。第2表、繰越明許費でございます。道営農免農道整備事業丸加2期地区工事負担金、金額634万3,000円、工期のおくれなどにより道営事業が翌年度に繰り越しとなったことによる本市負担金の繰り越しでございます。

続きまして、第3表、地方債補正、いずれも変更でございます。老人ホーム整備事業債740万円の増、農業施設整備事業債20万円の減、除雪機械整備事業債350万円の減、道路新設改良事業債700万円の減、公園緑地造成事業債80万円の減、義務教育施設整備事業債500万円の増、教育環境整備事業債30万円の減、文化センター整備事業債40万円の減、水泳プール整備事業債10万円の減、陸上競技場整備事業債70万円の増、減税補てん債10万円の増、臨時財政対策債3,490万円の減、災害復旧事業債410万円の増、いずれも事業費等の確定に伴う起債許可見込みによる補正で、変更額の合計は2,990万円の減となり、市債の総額を20億1,810万円としたいとするものでございます。

続いて、事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、24、25ページをお開きいただきます。2款総務費、1項4目財産管理費、補正額2,169万5,000円、一つは庁舎等の維持管理に要する経費149万8,000円は降雪量の増などに伴い、庁舎前の駐車場排雪委託料が不足する見込みとなります。排雪台数、当初の1.4倍を超えるような見込みになりますことから、増額補正をしたいとするものでございます。財産の取得、管理及び処分に要する経費2,019万7,000円の増額につきましては、基金利息、市有地の売却収入、寄附金などを基金に積み立てしたいとするものでございます。

8目福祉会館費、補正額55万円につきましては、総合福祉センターに要する経費で、燃料単価

のアップによりまして不足する燃料費を増額したいとするものでございます。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉費、補正額 1 8 9 万 5, 0 0 0 円につきましては、基金利息、寄附金などを積み立てするものでございます。

2 目身体障害者福祉費、補正額 7 5 5 万 1, 0 0 0 円の減額につきましては、身体障害者措置に要する経費におきまして、透析等の更生医療費扶助の実行見込みにおいて入院件数が減となる見込みでありますことから、1 7 3 万 2, 0 0 0 円減額したいとするものでございます。また、重度心身障害者医療に要する経費では、1 人当たりの医療費、若干でございますが、0. 8 パーセントほど減となる見込みでございますことから、扶助費を 5 6 0 万円、事務手数料を 7 5 万円減額したいとするものでございます。さらに、身体障害者福祉対策に要する経費 5 3 万 1, 0 0 0 円につきましては、道の補助事業であります障害者社会参加事業、今年度で 4 年目になりますが、海洋センターの障害者用ヨットでありますアクセスリンギー 2 艇、カナディアンカヌー 2 艇などの購入費などが対象となったことによる補正でございます。

3 目知的障害者福祉費、補正額 1, 4 0 2 万 4, 0 0 0 円の減額につきましては、当初見込みより施設入所者数が減となる見込みでございます。現在 1 0 3 名でございますが、6 名ほど減となるというようなことから、施設訓練等支援費を減額したいとするものでございます。

次のページをお開きいただきます。4 目老人福祉費、補正額 1, 7 8 0 万 4, 0 0 0 円の減額につきましては、一つは老人医療、いわゆる道老でございますが、老人医療に要する経費について現行予算より約 7 パーセント医療費の実行見込みが減となりますことから、医療費扶助 5 8 0 万円、事務手数料 6 5 万円を減額したいとするものであります。また、老人保健特別会計において別途議案として提案させていただきますが、医療給付費等の減により、ルール計算での繰出金 1, 1 3 5 万 4, 0 0 0 円を減額するものでございます。

2 項 1 目児童母子福祉費、補正額 1, 4 7 5 万円の減額につきましては、一つは児童手当に要する経費、これは 1 子、2 子 5, 0 0 0 円、3 子目以降 1 万円の手当額ですが、昨年の 4 月から小学校 3 年生まで支給範囲が拡大されておりますが、実行見込みによりまして延べ人員の減、約 4. 2 パーセントほど見込んだよりは減というようなことにより、7 0 0 万円減額したいとするものでございます。二つ目は、児童扶養手当に要する経費、実行見込みより受給者数の減、3. 9 パーセントほど見込みよりも減の受給者数というようなことから、1, 0 0 0 万円減額したいとするものでございます。次に、障害児支援に要する経費でございますが、こども療育センターの利用者数が予定より増加をした、月平均 9 人ほどの増というようなことと支援費の単価の増加がございます。事業所規模、当初 1 0 人から 1 日 1 人以上 2 0 人未満の事業所規模の指定を受けておりましたが、実態が 1 日平均 7 人ないし 8 人というようなことから、1 0 人以下の事業所規模に変更したというようなこともございまして、支援費単価がふえたことによりましてデイサービス支援費を 2 2 5 万増額したいとするものでございます。

2 目保育所費、補正額 1, 2 2 3 万 7, 0 0 0 円は、事業团委託の保育所において保育人数が予定より増となったことによる運営管理委託料を補正したいとするものであります。保育所の総体の入所者数は、月平均 5 1 3. 6 人というようなことで当初予算に計上したのと余り変更がない状態

であります、延長保育等の人数等がありまして、花月保育所と一の坂保育所で予定を上回って入所者増の状況になっております。花月保育所では当初見込みより延べ人数で7.1パーセントの増、特にまた1、2歳児が多い状況、それから一の坂保育所では当初見込んだよりも4.1パーセントの増というようなことのゼロ歳児が多く入所しているというような状況がございまして、1,223万7,000円を補正計上したいというものでございます。

3項1目生活保護費、補正額3,322万8,000円は、医療扶助費の増額補正でございます。保護率11.9パーミルですが、保護人員も含めて当初予算と比較、多少の減少傾向になっておりますが、医療扶助、入院分が増加していることにより補正したいとするものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。4款衛生費、1項5目環境衛生費、補正額159万7,000円の減額につきましては、墓地の運営管理に要する経費、当初見込んでいたよりは墓地管理手数料が減というような状況にございますことから、積み立て予定額を43万2,000円減額したいとするもの、もう一点は中空知衛生施設組合負担金、滝の川斎苑分であります、2月25日に組合議会が終了いたしておりますが、前年度繰越金の精算等により116万5,000円の減額となるものでございます。

6目他会計繰出金、補正額2億9,319万8,000円の減額は、地方交付税等の確定に伴う整理でございます。国民健康保険特別会計は財政安定化支援事業分の減2,804万1,000円、下水道事業特別会計は交付税の平準化債の振りかえ等により2億8,176万5,000円の減、介護保険特別会計は人件費の減という要因がありますが、給付費の増等により394万円の増、病院事業会計は交付税算入単価の増等により468万8,000円の増、水道事業会計は高料金対策の単価増等により798万円の増となっております。

2項1目じん芥処理費、補正額4,753万6,000円の減額は、中空知衛生施設組合負担金、ごみ処理施設分でございますが、実行見込みにより保守点検委託料の減、可燃ごみの減等によるものでございます。

2目し尿処理費、補正額616万2,000円の減額につきましても中空知衛生施設組合負担金、衛生センター分でございますが、前年度繰越金の精算等によるものでございます。

5款労働費、1項2目労働福祉施設費、補正額15万9,000円は、燃料の単価アップにより勤労青少年ホームの燃料費を増額したいとするものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。6款農林業費、1項2目農業振興費、補正額59万9,000円は、寄附金を積み立てしたいとするものでございます。

4目農地費、補正額170万1,000円の減額につきましては、土地改良に要する経費として国営音江山かんがい排水事業として整備をいたしました排水管に多目的給水栓1基設置分を予算化しておりましたが、本年度は設置者がいなかったため減額補正したいとするものでございます。

5目農業施設費は、財源振りかえでございます。

2項1目林業振興費、補正額285万4,000円の減額は、公団分収造林事業について事業費が確定したことによる減額補正でございまして、下刈り面積の減、約25パーセントであります、これが主な減額理由となっております。

7 款商工費、1 項 1 目商工業振興費、補正額 9 1 6 万円は、商業振興対策に要する経費の 4 5 万円は寄附金を商業振興基金に積み立てするものでございます。また、企業立地に要する経費 8 7 1 万円は、市内企業が事業用地を拡大するために北海道土地開発公社が所有する流通団地用地、この企業の隣接地であります。取得することに対して、商工業振興条例に基づき工業立地助成金を支出したいとするものでございまして、助成金の 2 分の 1 は北海道から補助金が交付されるものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。8 款土木費、2 項 1 目道路維持費、補正額 4 7 7 万 7, 0 0 0 円は、路面清掃車の購入費でございます。これは、議案第 4 9 号の中空知広域市町村圏組合道路維持管理センターの事業を廃止することに伴う財産処分に関連するものでございますが、1 7 年度以降滝川市の道路維持業務について経費節減を図るために、中空知広域市町村圏組合が所有しております 5. 5 トン級の高速路面清掃車を購入したいとするものでございます。

2 目道路新設改良費、補正額 4 0 0 万円の減額は、実行見込みにより事業費を整理したいとするものでございます。

4 項 2 目土地区画整理費、補正額 2 8 9 万 5, 0 0 0 円の減額は、駅周辺整備事業に要する経費ですが、道委託金の確定により事業費を整理したいとするものでございます。

4 目公園緑地造成費は、財源振りかえでございます。

9 款 1 項 1 目消防費、補正額 3, 3 8 7 万 4, 0 0 0 円の減額は、滝川地区広域消防事務組合負担金について、退職異動に伴う人件費の減及び退職手当組合負担金の精算還付金により滝川市の負担金を減額したいとするものでございます。

次のページをお開きいただきます。1 0 款教育費、1 項 3 目教育振興費、補正額 7, 0 0 0 円は、その他教育振興に要する経費ですが、基金利息を積み立てしたいとするものでございます。

3 項小学校費、1 目学校管理費、補正額 3 1 1 万 8, 0 0 0 円は、まず燃料費の単価アップにより増額が 1 6 1 万 8, 0 0 0 円、その他諸費 1 5 0 万円は、この 4 月から西小学校に障害児学級 2 クラス、病弱障害児学級と肢体不自由児学級の開設のためのトイレの改修、水飲み場の改修、階段手すりの設置、それと第二小学校肢体麻痺児童のために手すりを設置するために修繕費 5 0 万円の増額と寄附者の意向によりまして学校用消耗品として 1 0 0 万円の増額を行い、ささくれ等傷みの激しいイスを更新したいとするものでございます。なお、机、イスの傷みの激しいものは、これで修繕済みになる予定でございます。

4 項中学校費、1 目学校管理費、補正額 7 8 万 1, 0 0 0 円は、燃料の単価アップによる増額でございます。

5 項高等学校費、1 目学校管理費、補正額 4 2 万 9, 0 0 0 円につきましても、同じく燃料の単価アップによる増額でございます。

7 項 1 目社会教育費、補正額 1 万円は、寄附内訳の変更などにより青少年健全育成基金積立金を 3 0 万円、予定より少なかったことから減額をし、芸術文化振興基金積立金を 3 1 万円増額したいとするものでございます。

4 目文化センター費、補正額 3 3 7 万 3, 0 0 0 円、3 月 6 日に大変成功裏に終止をいたしました。

た市民ミュージカルの練習利用など冬期間かつ夜間の利用が多いことにより、燃料費、光熱水費、夜間のボイラー運転委託料、除雪委託料、ホール技術委託料を増額したいとするものでございまして、利用増に伴い、使用料収入も増額となる見込みでございします。

次のページをお開きいただきたいと思います。6目図書館費、補正額30万円は、寄附者の意向により30万円を学校との連携による子どもの読書活動支援事業の絵本購入費等に活用したいとするものでございします。

8項1目体育振興費、補正額21万円は、寄附金を積み立てたいとするものでございします。

2目水泳プール費、4目体育施設費は、いずれも財源振りかえでございします。

11款公債費、1項1目元金、補正額2,236万円は、平成14年度に建設をいたしました滝の川市民プール水夢の財源として国庫補助金のかわりにNTTBタイプ資金3,354万1,000円の無利子貸し付けを受けておりまして、当初平成16年度から18年度の3カ年間で償還する予定でありましたが、国の補正予算措置で平成16年度において一括償還することになりましたことによる補正でございします。なお、同額国庫支出金として収入になります。当初予定ではおおむね3分の1の額1,118万1,000円を計上しておりましたが、今回2,236万円を補正をして、全体3,354万1,000円を一括償還するものでございします。

12款諸支出金、2項3目他会計貸付金、補正額311万1,000円の減額は、国民健康保険特別会計の平成15年度決算に対する繰り上げ充用の資金として1億3,700万円の貸付金を補正措置しておりましたが、貸付額の確定により減額したいとするものでございします。

次のページをお開きいただきたいと思います。13款職員費、1項1目職員費は、財源振りかえでございします。

15款1項1目公共施設等災害復旧費、補正額2,355万2,000円の減額は、需用費の確定に伴う減額補正でございします。

以上、歳出合計で3億5,972万1,000円の減額となったところでございします。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10、11ページをお開きいただきたいと思います。10款1項1目地方特例交付金、補正額586万4,000円、11款1項1目地方交付税、補正額1,791万円の減は、普通交付税の確定見込みによる補正でございします。

13款1項2目民生費負担金、補正額431万5,000円、14款1項8目教育使用料、補正額491万8,000円、2項2目衛生手数料、補正額43万2,000円の減は、いずれも歳出関連でございします。

次のページをお開きください。15款国庫支出金であります、1項1目民生費負担金、補正額447万2,000円、2項2目民生費補助金、補正額112万5,000円は、いずれも歳出関連でございします。

4目土木費補助金、補正額694万4,000円の減額につきましては、除雪機械整備費補助金の減額でございまして、実績により除雪機械の購入費が当初予定していた額よりも下回りますことから、減額したいとするものでございします。

5目教育費補助金、補正額2,236万円は、歳出関連でございします。

7目災害復旧費補助金、補正額1,094万8,000円の減額につきましては、補助対象となる災害復旧事業の査定結果見込みによる減額でございます。公立学校施設災害復旧事業補助金につきましては、工事費の実績が予定額より下回ったこと、補助対象経費自体が減額していることのほか、1件当たりの補助下限額を下回り、補助対象外となった、ということ、あるいは現地査定の結果、補助対象面積の割り落としなどにより1,204万7,000円の減額を見込んでおります。また、社会福祉施設災害復旧事業補助金につきましては、要望しておりました西町デイサービスセンターの災害復旧事業費の補助が認められたことにより、109万9,000円を増額したいとするものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。16款道支出金、1項1目民生費負担金、補正額685万9,000円の減、2項2目民生費補助金、補正額956万円の減、8目商工費補助金、補正額435万5,000円、9目災害復旧費補助金、補正額54万9,000円につきましては、歳出関連でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。3項4目土木費委託金、補正額289万5,000円の減、17款財産収入であります、1項3目基金運用収入、補正額6万3,000円、2項1目不動産売却収入、補正額1,615万円、18款1項1目一般寄附金、補正額482万5,000円、2目総務費寄附金、補正額29万9,000円、3目民生費寄附金、補正額46万6,000円、6目農林業費寄附金、補正額59万9,000円、7目商工費寄附金、補正額4万9,000円につきましては、歳出関連でございます。

次のページをお開きいただきます。9目教育費寄附金、補正額152万円につきましては、歳出関連でございます。

19款2項1目基金繰入金、補正額3億8,366万円の減額につきましては、歳出関連及び平成16年度の収支見込みを踏まえて、新年度以降の財源にするために減額補正したいとするものでございます。今回の補正によりまして5億5,800万の繰り入れ見込みとなります。現時点の基金残高は、16年度末13億9,500万円となる見込みでございます。

20款1項1目繰越金、補正額5,927万9,000円は、補正に伴い必要となる一般財源を繰越金で調整するものでございます。

21款諸収入、3項8目他会計貸付金収入、補正額311万1,000円の減、4項1目公団分収造林事業受託収入、補正額285万4,000円の減は、いずれも歳出関連でございます。

5項3目雑入、補正額2,306万4,000円は、一つは実行見込みによる重度心身障害者医療費返還金収入の増額が1,390万円、議案第49号の関連の中空知広域市町村圏組合の道路維持管理センター整備積立金の返還金の収入見込み936万4,000円及び土地改良事業費の減に伴う歳出関連で20万円を減額したいとするものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。6項1目北海道市町村備荒資金組合災害支消交付金、補正額3,892万円の減額につきましては、災害復旧費の減額による調整等により減額したいとするものでございます。

22款市債、1項1目民生債740万円の増、2目農林業債20万円の減、3目土木債1,13

0万円の減、4目教育債490万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。5目減税補てん債10万円の増、6目臨時財政対策債3,490万円の減額は、確定見込みによる補正でございます。

8目災害復旧債410万円の増は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で3億5,972万1,000円の減額となったところでございます。

以上を申し上げまして、議案第10号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 続きまして、議案第49号につきましてご説明申し上げます。

これにつきましては、平成16年市議会第4回定例会におきまして中空知広域市町村圏組合道路維持管理センター事業の廃止に係る組合規約の変更が議決されたところでありますが、これにより地方自治法第289条の規定により中空知広域市町村圏組合道路維持管理センター事業の廃止に伴う財産処分が生ずることから、次のページにあります別紙のとおり関係市町の協議により定めたいとするものであります。

なお、財産処分をしたいとする組合財産は、積立基金4,641万6,828円と車両2台であります。まず、積立基金については、車両購入時の負担割合、均等共通経費、利用負担割合により算出して得た額で関係市町に帰属させたいとするものであり、また車両につきましてはまず路面清掃車は構成市町へ売却、これは滝川市のみが購入希望したことから、滝川市へ売却することとし、高圧水管洗浄車、いわゆる側溝清掃車のことですが、これについては関係市町で購入希望がなかったため、競争入札により売却し、それぞれの売却した現金につきましても基金と同様の割合で帰属させたいとするものであります。

なお、車両の売却につきましては、関係市町における議会の議決後、中空知広域市町村圏組合において執行されますことを申し添え、議案第49号の説明といたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、ただいま上程されました補正予算に賛成の立場で若干の補強討論をしておきたいと思うのであります。

まず第1に、3億5,900万程度の黒字補正で、大変よかったと思うのであります。

次に、庁舎の維持管理に要する経費についてであります。150万円程度を少々切る金額であります。この議案は市民の皆さんは詳しくは承知していないのであります。降雪量の増加に伴う市庁舎駐車場の除排雪委託料だと言え、市民はああ、やっぱり市役所かとなるのであります。つまり市内の住宅地、特に間隔の狭い公営住宅付近の雪はどうするのかと言われているのであります。

1. 4倍の雪の量は、市役所付近だけではないのであります。市内一帯でございます。もとより私はこの除排雪委託料に賛成であります、もっとも困っている市民がたくさんいるという、この方々に対する行政の気遣いこそ大切だと思うのであります。もう3月だから、市民の苦情も聞き流そうとする行政の姿勢にこそ問題があると思うのであります。3億5,000万程度も残っているのでありますから、またまたこの低気圧でさらに雪で苦しめられている市民のために、特に住宅地が込み入っているところの除排雪に補正するぐらいの配慮が欲しいのであります。

以上、若干の意見を申し上げまして、市民の声連合の賛成討論といたします。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号及び議案第49号の2件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号及び議案第49号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第4 議案第11号 平成16年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議長 長 日程第4、議案第11号 平成16年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第11号 平成16年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

今回の補正の概要でございますが、退職被保険者の高額療養費の給付費の増、2点目に老人保健拠出金の退職被保険者の増の関係が主な要因でございます。

第1項、総額に歳入歳出それぞれ1,251万2,000円を補正して、歳入歳出それぞれ47億4,900万3,000円としたいとするものであります。

第2項におきまして、歳入歳出予算の補正は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

次ページの2ページ、3ページにおきましては第1表、歳入歳出予算補正並びに4ページ、5ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括でございますので、お目通し願いたいと思います。

それでは、歳出からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。歳出、2款2項2目退職被保険者等高額療養費1,282万8,000円の補正でございますが、これにつきましては退職被保険者の増及び高額療養費が当初見込みより大幅に増になったことによる補正でございます。

3款1項1目老人保健医療費拠出金547万2,000円の補正でございますが、これにつま

しては平成14年10月の制度改正で老人受給者年齢が年次的に70歳から75歳に引き上げられたことによりまして拠出金の減少傾向にございますが、一般分では775万6,000円の減でございます。しかしながら、退職者分で1,322万8,000円の増となり、当初見込みより差し引き増となりましたので、補正するものでございます。

4款1項1目介護納付金でございますが、127万7,000円の減額補正でございますが、平成16年度分の介護納付金が確定することによりまして当初見込みより減となり、補正するものでございます。

6款1項1目保健衛生及び疾病予防費140万円の減額補正でございますが、これにつきましては市民健康まつり20周年記念事業としてNHK健康フェアを招致し、事業費290万円を予算化して健康まつりを実施してきたところでございますが、当予算につきましては健康まつり実行委員会に補助し、一方道の地域政策補助金を申請したところでございまして、このほど140万円の実行委員会への交付が決定されたことから、当委員会から精算されるもので、減額補正となったところでございます。

10款1項1目前年度繰上充用金311万1,000円の減額補正でございますが、一般会計の補正でご説明したとおり、平成15年度の収支不足が1億3,388万9,000円と確定したことにより、前年度繰上充用金の減額補正となったところでございます。

以上、歳出補正合計1,251万2,000円を補正したいとするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページをお開き願いたいと思います。歳入、2款1項1目療養給付費等負担金でございますが、850万4,000円の補正です。歳出で老人拠出金の一般分775万6,000円の減となったことから、ルール40パーセント相当分310万2,000円の減及び介護納付金の確定により当初見込みより127万7,000円の減になったことから、ルール40パーセント相当分51万1,000円の減並びに平成15年度分過年度実行負担金1,211万7,000円が見込みによるもので補正となったところでございます。

3款1項1目療養給付費等交付金3,430万6,000円の補正でございますが、これにつきましては退職者医療に係る平成15年度事業の過年度追加交付金の補正でございます。

7款1項1目一般会計繰入金2,804万1,000円の減額補正につきましては、財政安定化支援事業、一般会計からの繰入金で交付税に算入されるものでございますが、低所得者多数、病症者多数、高齢者多数によりルール積算されるもので、当初見込みより減となったことから補正となりました。

9款3項7目国保連合会診療報酬支払基金出資金償還金85万4,000円の補正でございますが、国保連合会診療報酬支払基金出資金償還金でございまして、国保連合会が保険者が給付する経費に不足を来したときに資金貸し付けする制度でございましたが、平成16年度末をもってこの制度が廃止になることから、滝川市が昭和37年から昭和41年まで出資していた元金85万4,287円が今回償還されるもので、補正となったところでございます。

4項1目他会計借入金でございますが、311万1,000円の減額補正となったところでございますが、これにつきましては平成15年度の収支不足額に対する繰り上げ充用金の財源を一般会

計から借り入れしたもので、財源として計上してきましたが、繰り上げ充用金の確定により減額となったものでございます。

歳入合計1,251万2,000円の補正となったところでございます。

以上で議案第11号 平成16年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

◎日程第5 議案第12号 平成16年度滝川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長 長 日程第5、議案第12号 平成16年度滝川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設水道部参事。

○建設水道部参事 ただいま上程されました議案第12号 平成16年度滝川市下水道事業特別会計補正予算について説明いたします。

今回の補正の概要は、歳入の財源振りかえのほか、道が事業主体の石狩川流域下水道で事業の一部が翌年度へ繰り越されることに伴い、滝川市の負担分の繰越明許費の設定、地方債の借り入れ限度額の変更でございます。

第1条、歳入予算の補正は、2ページの第1表、歳入予算補正によるところでございます。

第2条、繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によるところでございます。

第3条、地方債の補正は、3ページの第3表、地方債補正によるところでございます。

まず、歳入について説明をいたしますので、6ページ、7ページをお開きを願いたいと思います。歳入、1款1項1目下水道使用料でございますが、補正額943万5,000円の減額でございます。これは、使用水量の減少等に伴う減額の補正でございます。

4款1項1目他会計繰入金につきましては、資本費平準化債拡大分の適用、それと市債への振り

かえによる減額ということで、補正額２億８，１７６万５，０００円の減額の補正でございます。

７款１項１目下水道事業債につきましては、補正額２億９，１２０万円の増額でございますが、これは資本費平準化債拡大分の確定、それと事業費の確定に伴います精査ということで、内容は説明欄に記載のとおりでございます。

歳入合計につきましては、補正額増減同額ということでございますので、補正後の額２億１，２８３万７，０００円、これは補正前の額と同額ということでございます。

次に、３ページをお開きを願いたいと思います。３ページ、第２表、繰越明許費でございますが、これは事業名は石狩川流域下水道事業負担金でございます。道が実施する事業でありますので、この事業の内容は水処理施設の関係の設計変更による部分で、新年度に事業を行うということで、滝川市の負担分２億８，７４０，０００円を繰越明許として計上するというものでございます。

次、第３表、地方債の補正でございますが、起債の目的は下水道事業債でございます。限度額を先ほど提案をしました補正額２億９，１２０万円の増額分を加えまして６億２，７８０万円と定めるものでございます。

以上、議案第１２号の提案といたしますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

(何事か言う声あり)

○建設水道部参事 済みません。失礼しました。

歳出につきましては、補正額がございません。これは、補正額の財源内訳の振りかえの精査でございますので、ここに記載のとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思います。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１２号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１２号は可決されました。

◎日程第６ 議案第１３号 平成１６年度滝川市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第１号）

○議長 長 日程第６、議案第１３号 平成１６年度滝川市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第

1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第13号 平成16年度滝川市勤労者福祉共済特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

1項におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ450万円を追加して、予算の総額を1,626万6,000円とするものでございます。

2項におきまして、補正の款項の区分及び金額、補正後の歳入歳出予算の金額は、2、3ページにありますように第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

なお、この補正は、平成15年度決算におきまして繰越金を生じたことによりまして、その一部を基金に積み立てるための補正でございます。

歳出からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。4款3項1目基金積立金におきまして450万円を増額補正をし、補正後の金額を450万4,000円とするものでございますが、これは先ほど申し上げました勤労者福祉共済基金積立金に積み立てる内容でございます。

歳出合計は、1,626万6,000円となるものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。歳入についてご説明を申し上げます。

4款1項1目繰越金において450万円を増額補正し、補正後の額を460万円とするものでございます。

歳入合計は、1,626万6,000円となるものでございます。

以上、議案第13号の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は可決されました。

◎日程第7 議案第14号 平成16年度滝川市老人保健特別会計補正予算(第2号)

○議長 日程第7、議案第14号 平成16年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第14号 平成16年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1項におきまして、歳入歳出それぞれ1億9,860万円を減額補正をし、総額を歳入歳出それぞれ55億4,358万2,000円としたいとするものであります。

2項におきまして、歳入歳出予算の補正は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

次ページの2ページ、3ページ及び4ページ、5ページにつきましては、第1表、歳入歳出予算補正並びに歳入歳出予算事項別明細書の総括でございますので、お目通し願いたいと思います。

歳出からご説明いたしますので、10ページをお開き願いたいと思います。歳出、1款1項1目一般管理費45万円の減額補正でございますが、これにつきましては医療費の支給件数の減によりまして共同電算処理及び通知事務の手数料の減となったところでございます、減額補正となったところでございます。

2款1項1目医療給付費でございますが、1億8,650万円の減額補正につきましては、入院医療費8.44パーセントの減並びに調剤3.45パーセントの減、外来医療費3.49パーセントの増の見込みでございますが、総体医療費が当初見込みより大幅減少による補正でございます。

2目医療費支給費980万円の減額補正につきましても1目と同様の償還払いの医療費でございますが、柔道整復、はり、きゅうが当初見込みより減となったことによる補正でございます。

3目審査支払手数料185万円の減額補正につきましては、レセプト件数の減少により審査支払手数料の減によるものでございます。

歳出補正合計につきましては、1億9,860万円の減額補正となったところでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページにお戻り願いたいと思います。歳入、1款1項1目医療費交付金でございますが、1億3,663万円の減額補正でございますが、歳出の医療費の減による負担割合による減でございます。

2目審査手数料交付金179万9,000円の減額補正は、レセプト件数の減による審査支払手数料交付金の減でございます。

2款1項1目医療費負担金3,986万5,000円の減額補正は、1款の支払基金交付金と同様に医療費の減による国の負担割合によります減でございます。

2項1目事務費補助金88万9,000円の補正につきましては、医療費適正化推進費補助金でございます、レセプト点検、賃金等が事務費に補助されますが、補助基準単価が10円から14円に単価アップにより増額となったものでございます。

3款1項1目医療費負担金996万7,000円の減額補正につきましては、1款及び2款と同様に医療費の減による道の負担割合による減でございます。

4款1項1目他会計繰入金の1,135万4,000円の減額補正につきましては、支払基金、

国、道のと同様に医療費の減による自治体の負担割合による減及び審査支払手数料が一般管理費等の精査によるものでございます。

次ページをお開き願いたいと思います。６款２項１目第三者納付金１２万６，０００円の補正につきましては、第三者行為による納付金でございまして、当初見込みより増となったところでございます。

歳入補正合計１億９，８６０万円の減額の補正となったところでございます。

以上で議案第１４号 平成１６年度老人保健特別会計補正予算（第２号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１４号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１４号は可決されました。

◎日程第８ 議案第１５号 平成１６年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第４号）

○議 長 日程第８、議案第１５号 平成１６年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設水道部長。

○建設水道部長 ただいま上程されました議案第１５号 平成１６年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第４号）についてご説明申し上げます。

第１項は歳入歳出の補正についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ５９万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６億２，８４７万５，０００円としたいとしますのでございます。

第２項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第１表、歳入歳出予算補正のとおりとするものでございます。

補正予算の内容について歳出からご説明申し上げます。８ページ、９ページをお開きください。

1 款 1 項 2 目道営住宅管理費でございますが、道営住宅管理費委託金の増額決定に伴いまして 5 9 万 9, 0 0 0 円を増額補正したいとするものでございます。これの主たる内容につきまして、道営住宅見晴団地の物置の部分の修繕でございます。

以上、歳出合計 5 9 万 9, 0 0 0 円を増額補正し、補正後の額を 6 億 2, 8 4 7 万 5, 0 0 0 円としたいとするものです。

次に、歳入でございますが、6 ページ、7 ページをお開き願います。3 款 1 項 1 目住宅事業費委託金 5 9 万 9, 0 0 0 円を増額補正となりますが、これらはいずれも歳出関連でございます。

以上、歳入合計 5 9 万 9, 0 0 0 円を増額補正し、補正後の額は 6 億 2, 8 4 7 万 5, 0 0 0 円となります。

なお、2 ページ、3 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正、4 ページ、5 ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては、お目通しを願います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 1 5 号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 5 号は可決されました。

◎日程第 9 議案第 1 6 号 平成 1 6 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議 長 日程第 9、議案第 1 6 号 平成 1 6 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 それでは、ただいま上程されました議案第 1 6 号 平成 1 6 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の居宅介護と施設介護のサービス費の増により保険給付費がふえたことと、それから給与改定及び人事異動に伴う人件費の減により補正したいとするものでございます。

第1項において、保険事業勘定の歳入歳出にそれぞれ1億1,312万7,000円を追加し、同勘定の歳入歳出総額を歳入歳出それぞれ24億778万8,000円としたいとするものでございます。

2項におきまして、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページから5ページにつきましては、お目通しいただきたいと思います。

歳出からご説明しますので、10ページ、11ページをお開きください。1款1項1目一般管理費839万1,000円の減、2項1目賦課徴収費326万7,000円の減は、いずれも給与改定及び人事異動による人件費の減によるものでございます。

2款1項1目居宅介護サービス等給付費2,112万円の増、3目施設介護サービス等給付費1億366万5,000円の増は、いずれも利用者の増によるものでございます。

以上、1億1,312万7,000円を補正し、補正後の歳出合計は24億778万8,000円としたいとするものでございます。

歳入についてご説明しますので、6、7ページにお戻りください。2款1項1目介護給付費負担金2,495万7,000円の増、2項1目国庫補助金720万円の増、3款1項1目介護給付費負担金1,559万8,000円の増、4款1項1目介護給付費交付金3,993万1,000円の増、6款1項1目一般会計繰入金394万円の増、2項1目介護給付費準備基金繰入金1,854万4,000円の増、次のページをお開きください、7款1項1目繰越金295万7,000円の増は、いずれも歳出関連でございます。

以上、1億1,312万7,000円を補正し、補正後の歳入合計24億778万8,000円としたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は可決されました。

◎日程第１０ 議案第１７号 滝川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第１０、議案第１７号 滝川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 ただいま上程されました議案第１７号 滝川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の改正は、医師の確保と医療の充実のために医師の定年を国や道、また多くの自治体に準じまして現在の６０歳を６５歳に引き上げたいとするものでございます。

次のページの参考資料をお開き願います。第３条の改正でございますが、条例第３条で定めております定年でありましたが、新たにただし書きを加えまして、医療業務に従事する医師の定年は、年齢６５年とするものとするものでございます。

附則で、この条例は、平成１７年４月１日から施行したいとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１７号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１７号は可決されました。

◎日程第１１ 議案第１８号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第１１、議案第１８号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案の理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第１８号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、委員会、審議会のうち附属機関については既定の報酬額を1日分の報酬額として支給していましたが、その活動実態、おおむね会議が平均2時間となっている実態に即して、半日、4時間を単位とした報酬額に改め、支給区分を2区分に細分化したいとするものであります。

なお、専門的技術を有する委員をメンバーとしなければならない弁護士などを含む情報公開個人情報保護審査会、医師から成る介護認定審査会については、この改正条例から除いております。

参考資料に基づき説明をいたします。第3条第1項の改正については、附属機関委員の報酬の支給区分を日額と半日額の2区分に細分することに伴い、半日額についても支給時期及び支給方法を規定するというものであります。

第8条第2項及び第9条の改正については、文言の整理であります。

附則第2項の改正については、平成16年第2回定例会において議決いただきましたが、平成16年7月より議員報酬の3パーセントカットに伴い、一部の附属機関を除き、行政委員会、附属機関の報酬の3パーセントカットを実施していますが、附属機関の支給区分を日額と半日額の2区分に細分することに伴い、3パーセントカットの対象から別表第11項の附属機関を除きたいとするものであります。

別表の改正については、第11項では附属機関の委員長、委員の報酬の支給区分に半日額の段を加え、半日額の報酬額については委員長であれば8,600円の半分の4,300円、委員であれば6,800円の半分の3,400円と規定するものであります。

別表備考の改正については、日額と半日額を定義するために別表備考を2項立てとし、現行の備考の内容を第1項に、日額と半日額の定義を第2項とするものであります。これらにより、職務に従事する時間が4時間を超える場合は日額の報酬を支給し、4時間以内の場合は半日額の報酬を支給することになります。

附則として、この条例の施行日を平成17年4月1日とするものであります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１８号は可決されました。

◎日程第１２ 議案第２８号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例

○議長 日程第１２、議案第２８号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第２８号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

第４１条、重度心身障害者医療の対象者の条文中、児童福祉法の一部を改正する法律の施行による法律の条項ずれに伴う引用条項の改正でございます。

参考資料の新旧対照表でございますが、第４１条において改正後のアンダーラインの第１２条第１項の部分が第１５条から第１２条の第１項に変更するものでございます。

附則、この条例は、平成１７年４月１日から施行したいとするものでございます。

議案第２８号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくご審議願います。

以上です。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第２８号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第２８号は可決されました。

◎日程第１３ 議案第３７号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第１３、議案第３７号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設水道部長。

○建設水道部長 ただいま上程されました議案第３７号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条

例についてご説明申し上げます。

平成16年2月10日に閣議決定された都市緑地保全法の一部を改正する法律で都市公園法の一部が改正されました。これに伴い、滝川市都市公園条例の一部を改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表で説明させていただきます。参考資料の1ページをお開き願います。都市公園法の改正に伴い、目次の第2章、都市公園の管理（第2条―第11条）に第2章の2、工作物等の保管の手続等（第11条の2―第11条の7）を加えます。

第3条、行為の制限から第11条、監督処分につきましては、法改正に伴う条項の改正及び文言の整理でございます。

第2章の2は、都市公園における監督処分に係る工作物等の保管の手続等について定めるための条項を追加するものでございます。第11条の2は工作物等を保管した場合の公示事項について、第11条の3は工作物等を保管した場合の公示の方法について、第11条の4は工作物等の価額の評価の方法について、第11条の5と第11条の6は保管した工作物等を売却する場合の手続について、第11条の7は工作物等を返還する場合の手続について追加改正をするものでございます。

第12条の改正につきましては、立体都市公園に係る措置命令を受けた者の完了届け出事務について規定したいとするもので、第4号を追加し、従前の第4号から第6号を第5号から第7号に繰り下げするもので、第1号、第2号、第5号、第7号につきましては法改正に伴い、条項及び文言の整理をするものでございます。

次に、法改正に伴い、第15号の見出しについて、公園予定地を公園予定区域に改め、本文中第11条の2から第11条の7までを追加するほか、法改正に伴う条項の改正及び文言の整理をするものでございます。

附則として、この条例は、平成17年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は可決されました。

◎日程第１４ 議案第３８号 滝川市病院条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第１４、議案第３８号 滝川市病院条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 ただいま上程されました議案第３８号 滝川市病院条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

次のページの参考資料で説明をさせていただきますが、第５条の改正でございます。条例第５条で定めております組織であります、新たに診療技術部を設置したいとするものでございます。

なお、ご承認いただきましたら、この改正条例を受けまして施行規則を改正いたしまして、現在診療部の中にある医局関係以外の臨床検査科、放射線科、リハビリテーション科、臨床工学科と事務部の医事課の中にあります栄養部門を栄養管理課として診療技術部に所属させまして、栄養部門が診療技術部に移動する事務部で、事務の中では管理課と医事課を統合し、事務課とし、診療部に所属しております地域医療室を事務部の所管としまして、組織機構の整備を図り、部門間の連携強化、業務の効率化、責任の明確化を図りたいとするものでございます。

附則で、この条例は、平成１７年４月１日から施行したいとしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第３８号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第３８号は可決されました。

◎日程第１５ 議案第４４号 教育委員会委員の任命について

○議長 長 日程第１５、議案第４４号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました議案第４４号 教育委員会委員の任命について、提案理由の

説明をさせていただきます。

滝川市教育委員会委員、木村耀子氏が平成17年5月13日で任期満了となりますために、後任として記の下に氏名を加入いただきたいと思います。篠島恵里子氏を任命いたしたいと考えております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴書についてはお手元に配付のとおりでございますので、お目通しを賜り、よろしく同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明にさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第16 議案第45号 公平委員会委員の選任について

○議 長 日程第16、議案第45号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第45号 公平委員会委員の選任について、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、記の下に成本治郎氏の名前をご加入いただきたいというふうに思います。

滝川市ほか5組合公平委員会委員、上田英二氏が平成17年3月31日で任期が満了となりますことから、成本治郎氏を後任者として選任をいたしたいというふうに考えております。地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、成本治郎氏の略歴書についてはお手元に配付のとおりでございますので、ご一読を賜りますようお願いを申し上げ、よろしく同意を賜りますようお願い申し上げたいと存じます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第４５号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第１７ 議案第４６号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議 長 日程第１７、議案第４６号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第４６号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案をさせていただきます。

まず初めに、記の下に齋藤恵美子氏の氏名をご記載いただきたいと存じます。

滝川市固定資産評価審査委員会委員、齋藤恵美子氏が平成１７年５月２７日で任期満了となりますことから、引き続き齋藤恵美子氏を選任をしたいというふうに考えております。地方税法第４２条第３項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、参考までに齋藤恵美子氏の略歴書を配付を申し上げますので、ごらんを賜りたいというふうに思います。

よろしく同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第４６号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第18 議案第48号 市道路線の認定及び廃止について

○議長 長 日程第18、議案第48号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設水道部長。

○建設水道部長 ただいま上程されました議案第48号についてご説明申し上げます。

今回市道路線の認定及び廃止する路線につきましては、認定する路線が6路線、また廃止する路線が7路線でございます。

参考資料とあわせてごらんいただきたいと思います。参考資料の図面で破線で表示されているのが廃止路線でございます。実線の部分が認定路線ということになります。廃止する路線の整理番号308番は、起点、国道12号から終点、広小路5丁目通り線を廃止いたしまして、これを新たな路線の整理番号308番として、起点を国道12号、終点を本町305号線として認定したいとするものでございます。

次に、廃止する路線の整理番号406番は、起点、東町352号線から終点、東1丁目通り線を廃止し、これを新たな路線の整理番号406番として、起点を赤平通り線、終点を東1丁目通り線として認定したいとするものでございます。

次に、廃止する路線の整理番号1006番は、起点、国道12号から終点、江部乙町、西1012号線を廃止いたしまして、これを新たな路線の整理番号1006番とし、起点を国道12号から終点を江部乙町西11丁目791番11地先として認定したいとするものでございます。

次に、道道江部乙雨竜線と市道西14丁目通り線との振りかえに伴いまして、廃止する路線の整理番号1034番は国道12号から終点、道道江部乙雨竜線を、路線の整理番号1117番は起点、道道江部乙雨竜線から終点、西6丁目通り線を、路線の整理番号1118番は起点、道道江部乙雨竜線から終点、江部乙町石狩川河川敷地を、路線の整理番号1120番は起点、道道江部乙雨竜線から終点、江部乙町手島川河川敷地をそれぞれ廃止し、これらを新たな路線の整理番号1117番とし、起点を西15丁目通り線から終点を西6丁目通り線とし、路線の整理番号1118番として起点を国道12号から終点を江部乙町石狩川河川敷地とし、路線の整理番号1120番として起点を西15丁目通り線、終点を江部乙町手島川河川敷地として認定したいとするものでございます。

今回の認定、廃止によりまして、道路台帳の総延長は47万7,998メートルとなるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございますか。
(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第４８号を採決いたします。
本案を可決することに異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第４８号は可決されました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。
議事の都合により、３月１０日から３月１４日までの５日間を休会といたしたいと思います。これに異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
よって、３月１０日から３月１４日までの５日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会 午前１１時４１分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成17年第1回滝川市議会定例会（第8日目）

平成17年 3月15日（火）

午前10時01分 開 議

午後 5時03分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 平成17年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針に対する代表質問

○出席議員 （20名）

1 番	本 間 保 昭 君	2 番	山 腰 修 司 君
3 番	三 上 裕 久 君	4 番	久 保 幹 雄 君
5 番	大 谷 久美子 君	6 番	石 田 昇 君
7 番	渡 辺 精 郎 君	8 番	清 水 雅 人 君
9 番	大 累 泰 幸 君	10 番	田 中 敏 男 君
11 番	堀 田 建 司 君	12 番	中 田 翼 君
13 番	谷 口 昭 君	15 番	酒 井 隆 裕 君
16 番	窪之内 美知代 君	18 番	田 村 勇 君
19 番	藪 内 英 之 君	20 番	井 上 正 雄 君
21 番	水 口 典 一 君	22 番	坂 下 薫 君

○欠席議員 （1名）

14 番 山 木 昇 君

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	助 役	深 村 完 市 君
収 入 役	中 文 雄 君	教 育 長	安 西 輝 恭 君
監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君	総 務 部 長	末 松 静 夫 君
市民生活部長	鈴 木 鎧 四 君	保 健 福 祉 部 長	池 田 亨 君
経 済 部 長	大 竹 敏 章 君	経 済 部 参 事	江 上 充 明 君
建 設 水 道 部 長	池 田 隆 君	建 設 水 道 部 参 事	木 下 善 雄 君
教 育 部 長	谷田部 篤 君	監 査 事 務 局 長	辰 巳 信 男 君
病 院 事 務 部 長	門 山 伸 夫 君	秘 書 課 長	若 山 重 樹 君
総 務 課 長	東 照 明 君	企 画 課 長	中 嶋 康 雄 君
財 政 課 長	高 橋 賢 司 君		

○本会議事務従事者

事務局長	林	弘	君	参	与	福	田	正	己	君	
主査	中	川	祐	介	主	査	鈴	木	靖	子	君

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、20名であります。

欠席の申し出は、山木議員であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において清水議員、大累議員を指名いたします。

◎日程第2 平成17年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針に対する代表質問

○議長 長 日程第2、これより平成17年度市政執行方針及び予算大綱説明並びに教育行政執行方針に対する代表質問を行います。

質問は、配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。質問の時間は、再質問を含めて45分以内の持ち時間制となっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするとともに、通告の範囲を遵守するようお願いいたします。

簗内議員の発言を許します。簗内議員。

○簗内議員 それでは、議長から発言の許可がありましたので、通告の次第に従って、新政会を代表して代表質問をいたします。

◎1、市長の基本姿勢

1、活力再生元年のスタートに当たり

2、新法による市町村合併について

3、土地開発公社及び第三セクターの赤字処理問題について

まず、市長の基本姿勢というようなことでお伺いをいたしますが、非常に近年は財政難というようなことで、まちが単独で自立的にやっていくということが非常に困難な状態が起きております。また、残念ではございますけれども、当市の合併協議、中止にしてしまった合併協議もご案内のとおりうまくいかなかったというような結果にも相なっております。特に私は、本年度の予算、これについては財政再建というようなことをメインにした予算編成と、そういうふうに思っております。今まで高度成長の中で行政サービスであると、それから既得権化してしまった助成や受益の継続と、あるいはまた市民負担の現状維持というようなことが当市の状況から見て非常に困難な状況になっていることはご案内のとおりでございます。私も半世紀ぐらい前に習った言葉ですが、財政用語では入るを量りて出づるを制すというのが財政の基本でございます。したがって、この市政方針においても述べられておりますように、この問題をどうするかというようなことが非常に難しい問題でございます。市政方針の中でも財政の実態や受益と負担の関係、すなわち当市の市の財

政で担う領域の絞り込み、あるいはまたやめるべき行政サービスをどうするかというようなこと、あるいはまたサービスの提供方法の見直しといったようなことについて市民に対する十分な理解をいただくということが行政の推進上、議会を含めても大切なことだろうと、そのように理解をいたしております。

私は、市長は活力再生元年度予算ということに名前をつけてございますけれども、今回の予算編成、あるいはまた至近に至るまでの間で私もかなりの期間議員生活をさせていただいておりますけれども、こんなに署名運動が起きたり、いろんなご意見が出ると、予算議会の前に起きるとするのは私も実は初めての経験でございます。このことについては、前段申し上げましたように、いろんな負担の上昇を避けるとか行政サービスの維持というようなことが高度成長から今になってできないのだという部分の認識を十分にさせていただくという部分について私は欠けていたのではないかと、時間的に無理があったのではないかと、そんなふうに理解をいたしておるわけでございますけれども、この辺についての現状の市長の認識について伺いをいたします。

それから、市税の減収傾向、それから国からの地方交付税の問題、あるいはまた補助金カットによつての税源移譲の不明確さというようなことから、非常に歳入の見通しというものが不明でもございますし、そして私も多少滝川のまちに住んで経験がありますのは、昭和30年代に8年間江部乙地区も滝川地区も財政再建団体になってございます。私は、そのとき我が家の商売をしている関係がございまして、難しいことはよくわかりませんが、日常生活の中で私が親子で議論したことがございます。何で私のうちの横にある道路を零細企業の私のうちで砂利代を払わなければいかぬのかという話を何回かおやじとしましたが、実は財政再建団体になっているので、寄附も受けられないし、砂利敷きは自分でしなければいかぬのだというようなことでございました。市としては対応しないというようなことでございますので、あとのほかのいろんな部分については私は承知いたしておりませんが、ただ私は市道だと思っていたのですけれども、道路の砂利敷きまで我が家の財布から出さなければいかぬということに極めて抵抗があった時代が何年か続いておりました。そんなことで、財政再建団体というようなことになってまいりますと、この時期の厳しさというものは職員の皆さんの中でも経験をされた方というのはほとんどもういなくなっていると思います。そんなようなこともございますので、やはり市民の皆さんも私もぐらゐの年配の人であればご承知でございましょうけれども、世代が下がりますとほとんどわかっていない。こういった点、財政再建団体になったらどうなるというようなことについてもできるだけ住民の皆さんにご協力をいただく意味でご理解をいただくことも、今住民懇談会を継続してやっておりますけれども、こういう中でお話をいただかないとうまくないのではないかなという感じはいたします。それと、財政再建団体になる時期というようなことで、昭和30年付近というのは滝川にとりましては自衛隊の誘致であるとか、それから立体交差ができたとか、北電の火力発電所が建設された、あるいはまたその後石狩川の石狩大橋が完成したり、それに伴って堤防の建設といったようなことで、滝川市は財政はひどかったのですけれども、国だとか道のお仕事であるとか民間の建設事業というようなことがあって、非常にまちには活気があって、先行き自衛隊の駐屯をいただくことによって市民税の増収というようなこともかなりあったということで、8年間で何とかなったということが申し上げら

れるわけですが、現在、それから今から10年後を想定しますと、あの当時みたいな活気のある状態は起きないということだけははっきり言えるかと思います。そんなことで、私はそういう面についても広く住民の皆さんにご理解をいただくような対応は行政としてもしていかなければいけないだろうと、そんなふう思うところでございます。

その次に、前段申し上げました合併絡みでございますけれども、4月から合併にかかわる新法が成立いたしております。今度新法の中では、知事の合併勧告権という権限がございます。今道議会が行われまして、皆さん新聞等でご案内でしょうけれども、道議会の質疑の中でも知事は勧告をするとかしないとか非常にぶれてございます、現在では。しかし、少なくとも合併勧告権というようなことについて、それを行使するという発言もしてございます。それと同時に、道においてもいろいろと合理化というようなこともございましょうし、それから今の時代の流れからいって権限の移譲というようなことも新聞の報道等によりますと4,000ある権限を2,000ぐらいは市町村に移管をするというようなことも言われてございます。そうやってまいりますと、そういう問題にあわせて道が、その付近になると道州制の問題も明らかになってこようかと思っておりますけれども、そういう中で道だって財布の状態がいいわけではございませんので、財源が移譲されないで仕事だけ市町村に回ってくるというようなことも懸念されます。そういうときに比較的知事の勧告権というのが出しやすいという感じがいたします。それと、もう一つは、滝川市にとりましても今行財政改革で職員の定数を減らしていくというようなことが行財政改革の一番大きな力点になっております。また、それを避けて通るということは財政再建上多分できないだろうと僕は思います。したがって、職員定数が減っていくというようなことと同時に、あわせて業務がふえてきたときに、パートさんであるとか嘱託さんだとかというようなことの比率が今の経過から見ますとどこの市町村でも多くなっておるわけではございますけれども、果たして対応できるかどうかというようなことについてもそれなりの見通しはやはり行政として立てておく必要がないかなという、退職後の雇用というようなことについては既に当市としてはルール化されてございますけれども、いずれにいたしましてもそういう問題もあわせて起きてくるというようなことについても考えなければいかぬと思えますし、前段お伺いいたしました知事の合併勧告権だとか、今の職員対応という、この2点について市長の現状での認識をお伺いをいたしたいと思えます。

次に、財政問題の中で土地開発公社や3セクの関係についてお伺いをいたします。これについては、議会としていろんな制約を受けていることもございますので、制約の中で市政方針あるいはまた予算書等に盛り込まれた内容でお伺いをいたしますので、ご了承いただきたいと思います。予算に示されておりますように、土地開発公社と振興公社に貸し付ける金は28億1,000万、昨年より4,000万減っております。それから、損失補償については、農業開発公社と、それから振興公社に対して2億2,710万ですか、このぐらい計上されてございます。そういうことで、継続的に貸し付けあるいは損失補償というようなものが行われていくわけではございますけれども、これは当然、変な言い方ですけども、市民のお金を貸すということ、あるいはまた市民が損失補償していると、こういうことに言いかえても変でないのではないかと思います。したがって、これらの対応というものは、行政の中で非常に大きな役割がございます。したがって、一般会計予算のうちに、

200億余りの中で28億という貸付金というのは非常に大きな金額でございます。このことに市民の皆さんからいろんなご意見が出て、3セクであるとか土地開発公社の赤字処理あるいはまた借金の処理を云々というようなことでご意見がございますけれども、これの処理を誤りますと直ちに財政再建団体になる一番大きな要因でございます。ご承知のように、福岡県の小さい町が赤字再建団体になったのも土地開発公社の負担から始まったことはご承知のとおりかと思います。そういうことがございますし、それと本年度の予算の中で私も調べてみましたら、一般会計で土地を取得するということについては全部で土地、公有財産、私は落としているかも知りませんが、8,200万円程度でございます。8千二、三百万の公有地の買収金額が計上されてございます。そのうち、市政方針にも盛られております緑寿園にかかわるのが3,100万ぐらい、これは多分土地開発公社から買うのでないかとは思いますが、かつて四、五年前だとは思いますが、監査委員からの監査報告の中で土地開発公社の監査結果の中で非常に適切なご意見が議会に対して報告をされたことは皆さんご案内のとおりだと思いますし、私はこれらについても、今貸し付けられる28億、それから損失補償も入れますと35億、それに、私ちょっと正確にはわかりませんが、損失補償のうちに3セクに対する損失補償があるのでないかという感じはいたしますのですが、そういう記述がなされておきませんので、ちょっと私正確にはわかりませんが、例えば学生会館的なものの修繕にかかわる債務負担行為なんかは、僕は振興公社とかどこかに対する債務負担行為でないかなというように想像いたしておるわけですが、間違ったら後で直していただいて結構でございますので、いずれにいたしましてもそういう非常に大きな金額、一般会計の15パーセントぐらいになりますか、それがそういう貸付金で、市の予算が非常に大きいというような形に見えますけれども、それが絶えず転がって、毎年転がって回っていくということが問題でございます。

したがって、私は、この赤字なり、それから貸付金の減少をするためには、今土地を何ぼ買っていったってこれだけの金を、貸付金をなくする、あるいはまた損失補償をなくするというようなことについては非常に至難の状態だと思いますし、それから売却をするといったって、今まちの中で不動産の動きというのは非常に悪うございます。そういうことを考えますと、通常に販売をしていくといったってそう簡単なものではございませんし、それと土地開発公社についてはかなりの期間の在庫を持っているわけですので、路線価から評価をいたしましても相当の在庫の目減りというか、そういうものがあるかと思えます。今いろいろとその計画、それらについて行政としては検討されておるようでございますけれども、監査委員からのご報告にもございましたように、それなりの用途に対応してどうするかという決断を早くすると。1年間かかってやるのではなくて、短い期間の中で方向性の結論を出して、そして実行していくということが非常にこの種のものの整理ということには肝要なことではないか、そのように考えておりますし、田村市長の立場から見ますと前の市長さんからの先送りの整理ということで非常にお気の毒な立場ではございますけれども、その任にある人がやらなければいかぬということだけははっきりいたしております。特に今金融機関の関係についても不良不動産の損切りの問題についてはほとんど終わっておりまして、今それが終わっていないのは金融機関が不良債権として見ております名前の挙がっておるような企業であり

ますとか、それから全国にあります自治体が持っております土地開発公社、これの損切りがほとんど進んでいないというようなのが現状でございます。最もおこなっている分野だと、土地の関係については、不動産の関係についてはおこなっている部分であろうというぐあいに私も認識をいたしていますので、この辺についての田村市長の現状における強い決断と意思をお示しをいただきたいと、そのようにお伺いをいたします。

◎ 2、財政問題

1、財政支援の減額

次に、今回前段私申し上げましたように、財政支援にかかわる打ち切りというようなことで非常に市民の皆さんからご意見が出ておるわけでございますけれども、私は幼稚園児の就園援助の関係、あるいはまた保育所保育料の改定というようなことは、今まで少子化対策と言われている中でそれなりの機能は果たしてきていたのではないかと認識を持っております。しかし、私は、これが仮に財政再建団体というような状態に立ち入ってまいりますと、これはほとんど現行国が指導している水準に保育料はすとか、あるいはまた税については上げるとか、あるいはまた手数料については上げるというような対応になってまいりますし、それから就園奨励費等についても全国市町村がやっているわけではございません。やれば補助をするという制度でございますので、したがってこれらについても財政再建団体になったらゼロになる可能性がございます。それは赤字の状態等によりまして、したがって今財政再建元年というようなことで市長がご提起をされておるわけではございますけれども、私は今の段階では今の状態を少しでも長く続けるという観点からいろんな部分をまたこれから論議をされまして、いろんな手数料の改定であるとか補助金の減額であるとか、前段申し上げましたようなものの父母負担を多少ふやしていただくというようなことについては、多分将来だめになる前に少しでも長続きさせようというお考えでないのかなというふうに善意に私も考えておりますし、さらにはこういったことで皆さんの署名運動が起きて、前に申し上げましたように本当に珍しいケースでございます。したがって、これらについて果たして住民の皆さんに対する行政サイドの周知徹底というか、説明というものが十分であったのかなという心配をちょっと私も持っております。したがって、私は、拙速とは申し上げませんが、そういう手順におくれがあったのではないかと感じがいたしますので、市長も住民懇談会等でいろいろ今ご意見を伺っていると思いますので、それらについての現状におきます市長の認識についてお伺いをいたしますし、また同時に同じような趣旨で各種団体、いろんな機関に対して補助金を減額しておるわけではございます。したがって、これらも非常に少額な団体等が出てまいってきております。この程度補助を差し上げることでいいのかなという感じ、これらについても財政状態が悪くなりますと見直しの対象になるのは当然のことではございますので、それはそれといたしましても、補助金額が小さくなってまいりますと、もうこの団体は運営できないからやめますよということが出るのではないかと。そうなったときに、市としては是認をする以外に方法ないのではないかと私は思いますので、この点についての市長のご認識ということについてもお伺いをいたします。

◎ 3、効率的な行政運営

1、業務のアウトソーシング、指定管理者制度の導入拡大

それから次に、効率的な行政運営というようなこととお伺いをいたしますけれども、今業務のアウトソーシングだとか、あるいはまた指定管理者の制度を導入することによって、いわゆる外注的なことの対応をするということで行政コストを下げるというようなことが市政方針にも示されているところでございます。しかし、私はそのことはそれでいいのではないかと、そうすべきだと、そのように認識はいたしております。しかし、これは問題点も私はあるのではないかとというふうに思います。それは、今福祉事業団であるとか各種関係の団体等の運営については、市の職員並びにOBの方が非常に多くその対応をされているのではないかと、私はそのように理解をいたしてございます。これは、少なくともこういったことの監督権というのは機関としての市長にあるわけございまして、そういうことから見てまいりますと、時間の経過とともに行政と同じような延長になっていって、民間的な合理化という部分についてはいかながなものかなというような問題が出てくるような心配もございます。そして、やはり数が多くなってまいりますと、今入札や何かで、あくまでもこれも委託契約でございますので、そういった面の委託契約の透明性であるとか競争性というようなことについてよく見ていく必要があろうかと思えます。これらについて外部からどのようにそういった部分についてのチェックをしていくことをお考えになっているのか、市長にお伺いをいたします。

◎ 4、商工振興

1、商店街活性化

次に、商工振興施策についてお伺いをいたします。今商工振興については非常に難しい問題が起きておりますし、最近の新聞によりますと日本を代表するダイエーが再建会社、更生会社のような形になって身売りをするような状態になってございます。特にここ一日、二日の新聞の中では、北海道にある店舗が自立的に北海道独自で採算を云々というようなことは困難だというようなことも報道されてございます。私は、それ自体はダイエーという私企業の問題ですから、行政としてかわっていくことについては、まずいことになるとう失業者が出るというようなことに対して行政として取り組む問題が起きる可能性は私はあると思えますけれども、しかしかつて私どもが若いころ、今から30年ぐらい前、ダイエーの社長の中内さんのお話というものはいろんな講演会でお聞きしたことがございますけれども、現状については当時、30年ぐらい前に中内前会長さんは承知しておられました。ある一定の時期になれば大型の流通企業がせめぎ合いになって、その中でだめになってくるところができるという予測はダイエーが発展しかけた時期に会長さんご自身が、その当時は社長さんだったですけれども、私どもに話をされておるのを何回か聞いてございまして、まさかその当時私もダイエーが今の状態になるとは考えておりませんでしたけれども、そういうことになっておりますし、それとその競争の中で休日を少なくするとか、それから営業時間を延長するというようなことが起きてございまして、地場の滝川市内の商店街については大変な状況が起きていることは私も承知をいたしておるところでございます。

ただ、私は、商工振興であるとか農業であるとか産業の振興というものが行政が主導して、恐ら

く皆さんもかつて口にされたことがあるのではないかと思いますけれども、大体産業振興等については行政と反対のことをやればいいということを多くの人が口にされた時期がございます。そのとおりで、私はこのあたりで、当市でもTMOの関係についても工夫をされて一回スタートしてみました。しかし、時代に合わなくなったという経過もございます。したがって、今は見直しという段階にまた入ったようでございますけれども、これらについても行政が主導でこの種の構想を練るということは非常に難しい問題だと、私はそう思っております。したがって、今の構想の中でも、僕はある一定の時期は行政は手を出すべきでない。まちの経済人、あるいはまた団体であります商工会議所あたりを中心にして、まず自立的な、自分たちの生活がかかっているわけですから、そのことに対応する真摯な構想をみずからの手で切り開いていくということであって、そのある程度の方向性が出た段階で行政に対して財政支援であるとか、行政の可能な道を相談をする、あるいはまた行政のサイドから相談を受けるといような形をとるべきでないかなというふうに考えておりますが、この点考えますと、市民の立場から見ても商工振興のために金を投下するというようなことについては批判が出る可能性も、実際に駅周辺等についても議会でもそういうご意見が出ているわけでございますけれども、商売をされている人が主導で計画、構想を立てるということに行政も対応していくべきでないか、あるいはまた商売をやっておられる人もそういうぐあいのことをお考えになるべきでないか、そういうPRも必要でないか、そんなふうに思うところでございます。

特に私は、私も農業委員の経験もございますけれども、結局農家の方々、特に住宅地に近い地域の農家の方というのは、今どちらかというと農家で生きるということよりも、店をつくって農業以外の活用ということに非常に期待をされておりますし、また農業委員会の機能からいきましても大型の用地というものは国の段階の認可制度になってございまして、滝川市の農業委員会が機能するというようなことになってございません。したがって、私は、これらの点から見ても、いわゆる大店法の3法ですか、ああいったものを含めましても、それ以前の段階で農家の方がそういうものを利用したいのだと、収入の道を農業以外で上げたいのだという希望が強い中で、用地面でチェックをするなんていうことは恐らく不可能に近いと思いますし、果たしてご自分の財産をそうされることによって関係のない者が口を挟むということについても、西ドイツあたりではそういうゾーン型の対応をいたしておるようですけれども、やはり損害賠償のケースも起きるといようなこともございまして、規制というものは非常に困難であろうと、私はそんなふうに思っておりますし、またそんなことに行政が金をつっ込むのなら、バス代払って消費者の方が郊外の便利のいい商品のたくさんある大型店に行きますよという声が出ても変でないと、そういうふうに私は認識をいたしております。

それと、私がこの後申し上げたいことは、今街なか居住というようにことで商店街の皆さんがお話しになっています。ごもっともなことだと思います。商売というものは人口、口数に比例するわけでございますので、そのことは当然そういうご主張があってもいいかと思いますけれども、しかし私はまちの中のお店あたりについても相当空き家がある中で、今職住を商店の経営者が分離をされております。郊外からまちの中の中心部の店へ通うという形をとっておりますけれども、昔に戻るといったら言い方が……これもルール上制限するといようなことはできませんけれども、可能

な限り経営者の方も、自分のうちの店舗の中で住宅部分というのがあるかも知れませんが、ご自身がやはり街なかに居住をするという意識をお持ちになるように、行政も商店街の会合等でご理解をいただくような対応も僕はあっているのではないかと。公営住宅、公共施設を建てなさいと言われても、地価の高い、何ぼ今地価下がっていると言っても、地価の高いところへそういう施設をするということについては住民の方は果たしてどう思うかなど。私もはっきり申し上げまして、食料品の関係の料理屋さんというのか、そういうところの経営者の方が大型店で仕入れをされている姿も拝見をいたしております、商売をやっている方も中心街の商店も大変だなというような感じはいたしましたけれども、これはお互いの自由ですから、どうこうということにはなりませんけれども、そういう姿をごらんになったときに、街なかにそういうものを移設するということに一般の消費者である市民の皆さんはどういうふうにお考えになるかということも、やっぱり商売をする立場の者からいけば生活がかかっているというようなことになると、もうちょっと真剣に考える必要が、必要でないかなと、そういうふう思うところもございます。

それから次に、若手の経営者の研修の関係についてお伺いをいたしますけれども、10年、20年ぐらい前には若手の経営者の研修という制度、行政が助成してそういう対応もあったわけですが、これなんかについても今中小企業型のサービスというか、高齢者社会というようなこともあったりして中小型のサービス業というのが非常に多くなってきておりますし、こういうものを研修してみるとか、あるいはまた行政が中心街にどう対応をしているかと、これはある一定の年齢になった経営者の方は十分ごらんになってご承知だと思いますけれども、数少ない若手の方に研修をいただくような機会をつくるという、そういうことの研修派遣をまた復活させてみてはどうかというようなことをご提案を申し上げますが、この辺についてはどんなふうにお考えなのか、お伺いをいたします。

それから、今当市には商工振興条例がきちっとあるわけですが、いろいろな形で産業振興というようなことで行政としても配慮をいたして、金融であるとか税の軽減であるとか補助金だとかいろいろな形でとってございます、最近金融等につきましても金融機関の対応がかなり変化してまいっております。それから、もう一つは、新聞等でご案内かと思っておりますけれども、ろうそくで有名な三重県の亀山ですか、あそこがシャープの工場を誘致するのに、いろいろな制度を組み合わせで四十数億の助成をすると、あれだけの大きな企業です。というようなことで非常に脚光を浴びるというケースが起きております。これなんかは私どものまちあたりに合うかどうか、大きい企業を誘致するというのは今は非常に難しくなっておりますので、むしろそんなに金かけるのだったら東南アジアに行くというような企業の方が多ございますので、このあたりはどうか分かりませんが、やはりそういった観点も今少し変化してきているというようなこと、それからもう一つは、今当市の商工振興条例の中では人的な奨励というか、これについては何人か固まれば補助をするというような形はございますけれども、創意工夫に対してそういったことを育て上げていくというような振興の仕方もあろうかと思っておりますので、市長は産業振興については市政方針の中でも非常に格調も高く、それから積極的な決意を示しておられますので、人的なそういった創意工夫に対する支援といったような形で時代に合ったように商工振興条例、平成15年にたしか改定はしてお

るようでございますけれども、これらも今の時代に合うように工夫をされるということについても
お考えについて伺いをいたします。

◎ 5、農業振興

1、担い手の対策について

次に、農業振興について伺いをいたしますが、このことについてはいろんな問題もあろうかとは思いますが、やはり滝川市の基幹産業というものは農業でございますので、まず第1点の農業の担い手対策ということで伺いをいたします。先般新聞等で公表されておりますけれども、食料・農業・農村基本計画案がまとまって、それが概要について発表されておりますけれども、骨子は大規模な経営をする担い手に農地を集約をしながら、それらを支援することによって農業の振興を図るというようなことのようにございますけれども、日本的な特徴と言ったらおかしいのですが、実は肝心かなめの担い手の定義というようなことについて秋まで先送りという状態になっておりまして、肝心かなめの担い手の定義がないというのはかなり腰の抜けた話だなと私は理解をいたしておりますけれども、従前から北海道の農業と本州の農業の違いというものは経営面積の違いというようなことで必ずせめぎ合うという問題がございまして、今回もそういう形のせめぎ合いが起きておるのであろうと、規模の関係でせめぎ合いが起きているのであろうという想像はいたすことができますけれども、要するに規模を大きくして、いわゆるばらまき農政ということから集約的に振興を図るという方向へ変えていくのだというようなビジョンは読み取れるわけでございますけれども、これは問題もございまして、それと今この計画自体が2007年からの実施ということになりますと、農用地の拡大であるとか、そういった集約であるとか、形は個人的な形の家族型の経営で反別を大きくする方法もあるでしょう、経営面積を大きくする方法もありましょうし、それから集落型の対応もあると思います。それから、法人型、特に今回の計画の中では法人でも一般法人、農家の皆さんの抵抗のある株式会社法人の導入ということも視野に入っているようでございまして、いずれにしてもかなり集約をする、農業者数を集約をするという方向で物事が進んでいるように私は思います。したがって、この関係については、この計画の実施には残された時間が短いということから、農業関係団体と協議をしながら、こういったことについて十分協議をしていく必要があるのではないかなと思いますので、これらの取り組みについて市長のお考えをお伺いをいたします。

それと、フリータックスの問題、2国間の農業協定の問題について伺いをいたしますけれども、これはことしの2月のお米の値段が1万2,600円まで下がりました、市売りの段階が、北海道のお米が。そうなりますと、私は農業の専門家でございませんで、何ともわかりませんが、恐らく、特に今回のF T Aの交渉というものは東南アジアを中心に行われる、相手にするわけでございまして、農業のウエートの高い地域だということは承知をいたしておりますが、こういったことについてのその補償という問題が貿易でうまくいく工業製品なんかについてはうまくいくということで、流通から直接補償してはどうかというような意見も出ているようでございまして、基本計画の中でも直接補償という考え方が出てまいります。したがって、これらのF T Aの関係……

(何事か言う声あり)

○藪内議員 わかっている。

F T Aの関係について、補償について、市長会であるとか農業団体を通じてそういうことの要請をしていく必要があるのではないかと、かように考えております。

それと、農業問題で、今市内には指導農業士であるとか農業士であるとかという方が10名余りおりますし、だんだんふえていく傾向にもあると聞いております。それと、立派なプロの農家の方を指導するという制度もございますので、農業は技術によって収穫、いろんな面が変わってくるといようなことも承っておりますので、やはり技術の向上であるとかそういうことについても対応していく必要があるのではないかと、そんなふうに考えております。農業の関係は以上でございますので、そのあたり。

◎6、医療行政

1、市立病院の将来について

それから、医療行政で市立病院の将来、あるいはまた老朽化、狭隘化の問題についてお伺いをいたしますけれども、方針にも示されておりますように病院の老朽化で維持費がかかっていくといような問題も出ておりますし、今後検討するといようなこともありますので、それと高齢化で当然患者数、外来患者がふえていくといようなことも予想されますので、全国の自治体で大体3分の2程度は赤字の自治体病院でございます。今1兆5,000億を超えている累積赤字が全国であるはずでございます。そういうこともございますので、特に当市の市立病院については外来患者が非常に多いといようなこと、それから合併協議の中でも出てまいりましたように、市立病院のありようといすることについては非常に住民の関心も高いといことになりますと、これらについて今後検討される中で十分に積極的かつ慎重に考えていく必要あると思います。それから、最近はやっておりますP F Iの手法でありますとか指定管理者、これは医療法人の対応といことになりますけれども、指定管理者の導入とい道がないものかどうかをお伺いをいたします。

◎7、教育行政

1、学力低下の問題

それから、最後に教育行政についてお伺いをいたしますけれども、学力低下の問題といようなことが最近言われておりますし、これについては2004年度の文部科学省の白書の中でも公式に学力の低下といことについて示されております。したがって、学習指導要領というのは改訂されて3年ぐらしかたっていないので、文部科学省がそういう対応になっていることはおかしいと私は思いますけれども、3年ぐらいで効果が出るものではございませんけれども、私はゆとりの教育といようなことがこの改訂の眼目であったように理解をしておりますけれども、学業においてゆとりがあるといのは優秀な子供はゆとりがあって、普通の者は余りゆとりがないのが普通の生徒、学生でございます。大半の人はゆとりがない人生を送っているのではないかと。学校時代はゆとりがなかったのではないかと私は思いますけれども、そういうことですし、それともう一つは今少子化に

よって高校の全入から大学の全入という段階に入ってまいりました。そういうことであるとか、それから学校の先生方の立場からいいますと生徒数が減ることによって職員定数が減ってきたと。よって、仕事が、我々にかかる労働過重がひどくなっているというご意見もあるようですし、進学にかかわる問題が非常に楽になったということで、一つには親子でゲームを楽しむというような非常にいい社会になってきておりますけれども、それがいいか悪いか、学業ということになったら何とも申し上げかねますけれども、一応そういうことに対する趣旨として教育行政の中で学力の向上ということをテーマに掲げておりますので、この点についての当市の現状と、学力低下の様子が見られるのかどうかというようなことについてと今後の対策、対応というようなことについて教育長の見解をお伺いをいたしたいと思います。

以上で終わります。

○議 長 簗内議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 簗内議員の極めて見識の高い立場からの広範なご質問でございますけれども、以下順次ご答弁を申し上げます。

活力再生元年のスタートに当たってということでございますが、ご質問にありましたように入るを量りて出ざるを制すと、やはり組織体としての経営の基本の精神だというふうに思います。その精神に立脚をして、最低のコストで最高の行政サービスを上げていくということが私どもに与えられた使命でありますので、それを基本に活力再生をしなくてはならないというふうに思っております。ご案内のように地方分権推進法が施行になりました。この地方分権推進法が施行されたときに、こう言われたものでありました。明治維新、戦後改革に次ぐ地方改革の第3の改革が始まったというふうに言われたわけであります。私どもは、この地方分権推進法が施行されたときに、実はそこまで感じなかったわけでありますけれども、平成14年に三位一体改革が政府の公式方針となりました。そして、平成16年度予算でまずは地方交付税改革が先行されたわけであります。この日本の国の再建のために、そしてまた地方分権推進のために、地方行政の財源削減というところから実行されたわけであります。そういう意味では、国もやりやすいところからやっているなど。私どもとしては、市民の皆さん方にどうしようというご相談をしなくてはならないわけで、火だるまになるのはまずは都道府県と市町村でありますから、そういう状況で愚痴をこぼしても始まりませんけれども、そういう環境にあるわけであります。自立の難しさというのをひしひしと感じているわけですが、それは幾つかあります。一つは、やはり中央に依存してきた財源、それから財源が少なくなっていく中でいかに財政を自立化していくかと。二つ目は、今まで国の決定だとか国の責任におぶさっていた、そういう国の決定、国の責任におぶさっていたところから市町村がいかに自己決定をして自己責任を持つていくための行政システムをつくっていくのかと。三つ目は、どこでも同じまちづくり、それが効率的だった。そういうことから多様と分権の行政システムをつくっていくかなくてはならない。そういう意味では、確かに第3の改革と言われる時代を迎えたなというふうな感じをいたしております。したがって、私は活力再生プランを策定をして、市民委員会あるいは市議会、まちづくり懇談会、そういう非常に多様な皆さん方のご意見、市民の代表の皆さん方のご意見をいただきながら活力再生プランの策定を急いでいるところであります。

住民への周知が不徹底ではないのかというご質問もいただきました。なぜ急に、予測できなかったのかというご意見もまちづくり懇談会の中で多く寄せられております。全く予測できなかったということではありません。しかし、16年度の地方交付税改革には度肝を率直に言って抜かれました。したがって、まず内なる改革から手がけたところであります。そして、内なる改革をベースに置きながら、市民の皆さん方にもご支援、ご協力を求めていく、そういう立場で平成17年度から財政健全化のための計画と活力を再生していく幾つかのプランを実は提案をさせていただいたところであります。今までできていたのになぜできなくなるのかという、いわば市民の皆さん方の不信感もおありになるのではないかと、不可解だというふうにお思いになるところもあるかもしれません。しかし、そこは説明責任をしっかりと今後も十分果たしながら、決めたことは実行していきたいというふうに思います。活力再生プランは6カ年計画でありますから、いろいろ皆さん方のご意見をいただきながらプランを確定し、これを実行するのは予算でありますから、17年度予算に一部、ぐずぐずしてはおられないという危機感から提案をさせていただいておりますけれども、このプランを実行していくさまざまな段階で市民の皆さん方の十分なお理解をいただく努力が必要だというふうに考えております。

ご質問のありましたように、財政再建団体になったときには原則として、文教施設でありますとか、厚生施設、消防施設、土木施設等の公共施設に起債が借りられないという制限がかかってまいります。借金をせずにこれらの施設建設というのはできなくなるわけでありまして、しかも滝川は公共事業をかなり早い時期からやってきた、したがって老朽化も早いという今の状況を迎えているというふうに思います。私は、自分たちの責任でこういった公共事業、まちづくりを進めていくために、それができなくなるような条件を設定するということは極めて問題があると。そういう意味では、赤字再建団体、財政再建団体に陥らないことが今極めて重要なことであるという立場から、内なる改革、外なる改革、皆さん方のご理解をいただきながら力を入れてまいりたいというふうに思います。

次に、市町村合併についてでございます。ご案内のとおり、本年の4月1日から合併新法が施行されるわけでありまして、都道府県知事は市町村に対して合併協議会の設置について勧告ができるということになっております。北海道知事は、このことについてさきの道議会で地域の実情を踏まえ、勧告することを含め道としての役割を積極的に果たすという答弁をなさっていらっしゃいます。一方では、議会後での記者会見の中では、地元が嫌がっているのに強制的に勧告する、やれ強制するということはないというふうにも実はお答えなさっているわけでありまして、知事が今後どういうお考えで合併新法に基づいて市町村合併を促進していくのかというのはまだ不透明なところが多いというふうに思いますが、しかし今後国が合併に対する基本方針を定めて、それに基づいて北海道は構想を定めることになっておりますから、こういった国や北海道の動向というものを私どもとしては十分把握しながら滝川の状況を考えていかなければいけないというふうに思っております。当面は自立の方針を固めたわけでありまして、その考えでありますけれども、北海道がどういった構想を策定するのか、そして勧告をするということになっていくのかどうか、そしてまた勧告をする場合でも小規模自治体だけで合併促進というのはどうも考えづらいなど。そういうときに、例

えば滝川を含めて何かの考え方が示されていくのか、そういうところが極めて不透明でありますから、その状況に応じて滝川の地方自治をどうしていくのかという基本線に立った対応が必要だというふうに思っております。そしてまた、4,000件余りある北海道の権限のうち約2,000件を市町村に移譲するという計画を立てて、平成18年度から順次移譲したいという方針を北海道は立てておりますけれども、このままで果たして今の状況ですべての市町村が2,000もの権限移譲を受け入れていけるかどうかというのは実は極めて疑問に思うところもあります。したがって、今後権限の移譲に当たっては、道内の市町村との十分な協議、それと同意、権限移譲に伴います、お金かかるわけでありますから、財源措置でありますとか人的な措置、そういうことについて十分な議論、協議が必要だというふうに思っております。

しかし、一方では、滝川市は現在の財政活力再生プランの案の中では平成22年までに350人の体制で仕事を進めなくてはならないということを決定して、案として提案しているわけでありまして、今後そういう意味ではさらに職員の能力向上、そして組織改革を含めた運営のやり方全般を見直す必要があると。そして、職員の意欲、士気を高めて組織を活性化する必要があるというふうに思っております。これまでピーク時530人の職員を今470人にしました。約60人の正規職員を縮小したのと同時に、パート、嘱託職員も約60人、同時に削減をいたしました。こういう努力は引き続きやっていく必要があるというふうにも考えております。

土地開発公社、第3セクターについてでございますが、予算書を見ていただきますと滝川市は大変に貸付金が多いという一般会計の予算書であります。それは、ご質問のありましたように、土地開発公社でありますとか第3セクターでありますとか、こういうところへの貸付金であります。これは、私はやはり縮小させていかななくてはならないというふうに思いますし、土地開発公社に対する債務保証でありますとか貸付金でありますとか、あるいは第3セクターに対する貸付金でありますとか損失補償でありますとか、こういうのはやはり縮小していくという基本方針に立たなくてはならないというふうに思います。縮小していくためには、それぞれの公社、第3セクターに対する運営の健全化を進めなければ縮小していけないわけでありまして、そういう基本方針に立って運営をしていく必要があるというふうに考えております。したがって、滝川市活力再生プランにおきましては、この土地開発公社と第3セクターのあり方を基本的に見直していくという基本方針を打ち出しているところであります。まず、土地開発公社につきましては、私は基本的にその役割は終えたというふうに思っておりますけれども、それでは今直ちに解散することになりますと、ご質問のありました赤池町の例になるわけでありまして、むしろ土地開発公社をご質問にありましたようにそのまま存続しておくことはとんでもないことになるということから、土地開発公社を直ちに解散をさせて、そして赤字再建団体になり、国の支援を受けて再建したわけでありまして、私は、土地開発公社は今の状況の中で直ちに解散できるという状況にはないというふうに思っております。ただしこの10年のうちに土地開発公社は解散をすべきであるというふうに思っております。そういうことを目標にいたしまして、これから基本的に原則として市の要請に基づく土地の先行取得は土地開発公社には要請しないと、原則として要請をしない。そして、市が先行取得をしてくださいという要請をしたのにもかかわらずそれを買戻さない土地も多くあるわけであり

ます。そういう先行取得をしていただいた公有用地の計画的な買い戻しを行っていく、ご質問のありましたような17年度の予算の組み立てもいたしております。さらに、公社独自の自主事業としてやっていただいたせせらぎ団地でありますとか中央工業団地、これはやはり公社独自の責任として、行政も力を合わせながら積極的に販売をして、あるいは土地の有効利用を進めて、10年間の目標に何とか整理、解散を目指したいというふうに考えております。

また、第3セクターについてでございますけれども、滝川振興公社、筆頭株主は市で6割の資本金を持っているわけですが、今累積赤字はアイガモの累積赤字を持っておりますのと駐車場部門が赤字の原因であります。ここの累積赤字も大きいと。したがって、先ごろ開催されました取締役会におきましては、平成16年度をもって第二パーキングの廃止、さらに1基については市からの委託をしているところでありまして、それを含めて第二パーキングの廃止、そして受託を行わないという決定をしたところであります。今後第一パーキング、これ大赤字でありますから、これをどうしていくのかという取り扱いを含めて、さらなる取り組みが必要であるというふうに考えております。やはり累積赤字の解消が必要であります。

滝川グリーンズにつきましては、貸付金と、それから債務負担行為がありますけれども、損失補償は行っておりません。地ビールについて独自の事業として施設を貸与して展開をしていただいておりますけれども、今後地ビールについて回復の見込みはなしということで、これは撤退することが決定をいたしました。今後は、したがってグリーンズについては温泉部門の強化を図るということについてさらに経営努力を図っていく必要があるというふうに思います。

滝川農業開発公社につきましては、累積赤字がかなり多額になっております。さらに、滝川市の損失補償が平成18年度末までということでもあります。したがって、平成17年度中にその存続を含めて、そのあり方についてご判断をいただく必要があるというふうに考えているところであります。

第3セクターにつきましては、市は株主としての責任を持つ、一方第3セクターの運営に当たりましては取締役会が経営責任を持つ組織体でありまして、取締役会で大いに議論をしていただくと、そして明確な方針を早期に出していただくというふうに、それがやはり中心的課題であるというふうに思いますが、一方株主としての立場、さらに先ほどご質問のありました貸付金、損失補償、あるいは土地開発公社については債務保証しているという立場から、やはり適切な指導、監督が重要であると。いずれにいたしましても、そういうことを含めて経営の健全化に努めてまいりたいというふうに思います。

財政問題についてでございます。子育て支援についてでありますけれども、滝川市次世代育成支援行動計画というのをこの17年3月に策定をするわけであります。これは、子供の輝く未来のために何が必要かということを市民の皆さん方にお伺いをして、そしてそのニーズに基づいて総合的に取り組んでいくという施策であります。そういう少子化対策に対して具体的な対策を17年度以降打っていくわけであります。こういうことと、そして市民の皆さん方に保育料でありますとか就園奨励費でありますとか、国の基準、国の考え方に近づけさせていただきたいという17年度における考え方の一部提案をさせていただいているわけであります。私は、先ほど申し上げましたよう

な地方の財政の自立ということを考えていきますときに、子供に対する施策は重視すると。そのためにも、今まで国の考え方、国の基準以上に税金をつぎ込んでやってきた、そういう部分の負担についてはぜひご理解をいただきたいという立場で提案をさせていただいているわけであります。これほどの署名運動が起こる、説明責任を果たしたのかというご指摘は、一面ごもっともな指摘だというふうに思いますが、他面ぐずぐずすることが決定的な問題になるのではないかとということ念頭に置きながら、国の考え方を超えて補助している部分については激変緩和を図るための一定の経過期間を設けて、それに近づけていきたいというふうに考えているところであります。ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

財政支援の減額の中で補助金の減額、運営不能団体に対する考え方ということであります。団体等で自主活動による組織運営というのは、これは基本であります。しかし、一方では、そういう団体の皆さんとともに、一緒に協力をしながら協働のまちづくりをしていかななくてはならないという他面の問題もあるわけであります。実は、地方交付税の中で措置をされている補助費というのがあります。地方交付税で補助費というのがお金が来ているのです。1, 200万円来ております。1, 200万円を財源として、補助金全体では2億3, 000万、これは事業費補助も含んでおりますから、必ずしもこれが適切でないというふうには言えないのですが、全体としては2億3, 000万円の補助費を実は支出をさせていただいているわけであります。したがいまして、主に事業費というものを除いて、何とか団体の運営的な補助金については50パーセントを目標にご協力いただけてませんかという提案をさせていただきました。その提案も11のポイントを設けて、こういうポイントから考えて、そういう物差しから考えてご協力お願いをいたしますという提案をさせていただいているところであります。これにつきましても、現在のところそのことによって、市の補助金削減によって組織解散というところはないというふうに聞いておりますけれども、かつては100パーセントが市の補助金で運営されていたと、その補助金がなくなると運営できなくなると、しかもその団体はある意味ではもう時代に必要がなくなったということで自主解散をされたという団体はかつてはあったわけでありすけれども、今のところはそういう情報はありませんけれども、やはりそういう団体の自主的な考え方というのが優先されるべきだろうというふうに思います。しかし、片一方では、地方自治の時代に住民自治を支えていくのは市民の皆さんとそういう団体ということでもありますから、そのことにより協力、協働体制が大きく弊害を受けているということがあってはならないわけでもありまして、そこら辺のバランスが難しいと。協議をさせていただきながら、100パーセントご理解いただいたかどうかは全く別でありますけれども、ご理解いただけるレベルで団体等の補助金についてはご協力をお願いをしたという経緯であります。

効率的な行政運営という点についてであります。滝川市はこれまでさまざまな業務の外部委託、施設の管理委託、そして平成16年度からは指定管理者制度を導入してまいったのはご案内のとおりであります。しかし、ご指摘のありましたように、社会福祉事業団、市職員であるとかOBが多いのではないかとご指摘をいただきました。16年度まで、基本的にそういうところに市のOBを市の政策として送り込むということはないという方針を決定をいたしました。要請に基づいて個人の方々がどう判断されるのかということは別であります。ただ、16年度退職者、早期退職

制度を実は取り入れていて、かつ2年間延長するという事にいたしました。片一方では年金支給年齢がどんどん上がってまいります。したがって、16年度退職者から早期退職を延長した2年間、この間はやっぱり行政としては60歳までは希望する人については責任を持つ必要があると、60歳になったらまた別でありますけれども、当面はやはりそういうことも必要だというふうに思っております。そしてまた、これまで滝川は結構こういう外部委託、施設の管理委託、そして指定管理者制度、こういうものを積極的に取り入れてきた方だというふうに思っております。しかし、そういうことだけではなくて、さらにどうしても正規職員でなくてはならないと、そういう部分以外のものは外部委託をする、あるいは施設の管理委託をしていく指定管理者制度を導入していく、そういう基本の方針で臨んでいきたいというふうに思います。そういう意味では、従来の管理委託制度から指定管理者制度に変わって、民間企業であってもどんどん指定管理者制度にのって市の業務を受けられるということになるわけでありまして、そこにまた新たな雇用のチャンスも生んでくるわけでありまして、私は民間企業の皆さんが積極的に市の業務に参入をしてくと、そういうことも期待を申し上げたい。そういう中でどういう団体が一番指定管理者に適しているのかということ判断し、これは議決をする中身でありますから、議会にもお諮りをしながら進めていく必要があるというふうに思っております。

一方、そういうことがどんどん進められていったときに問題点があるのではないかとということがあります。私は、市が有する業務のノウハウ、基本的な業務のノウハウが全部委託することによって低下していくと、そういうことがあっては非常に問題だというふうに思いますし、あるいは利益優先になって市民サービス水準の低下ということが心配になると、そういうことも問題だというふうに思います。委託するからには、そういう問題が生じないように、その委託分野の選別でありますとか、発注者としての責任でありますとか、そういう指導、チェック、監督体制というものについては十分な配慮が必要だというふうに思っております。

商店街活性化対策についてであります。かつて商業のまちとも言われました。今商業のまちというふうに胸を張って言えるのかどうかというと、郊外型大型店があるからということにはどうもならないのではないかと。中心市街地活性化対策は、大きく三つの空洞化に対する対応ということでプランをまとめてまいりました。一つは、商業機能が空洞化しつつある。二つ目は、人口の空洞化、人が中心部に住まなくなってきたという問題がある。三つ目は、かつてはこういう中心部に公共施設がたくさん、国の機関、道の機関を含め、やっぱりまちの中にあった。ところが、公共施設はまちの中にはできないで、むしろ地域ごとの配置、あるいはゾーン化ということで、ああいうものはまちの中になかなか難しいわけですから、そういうことで総体的に中心部の公共機能が低下したと。こういう三つの空洞化のために中心市街地活性化が必要であり、その計画づくりをしてきたわけがあります。中心市街地活性化基本計画、元気タウン計画、そして一方ではタウンマネジメント機関がタウンマネジメント計画をみずからつくられて、こういうタウンマネジメントのための活動が必要だから、市長、この機関を認めようということで、私はTMOを認めたという経緯があります。これから5年たちました。5年たって、やはり様子が変わってきております。様子が変わってきておりますから、中心市街地活性化基本計画も今点検中であります。一方、タウンマネーজে

ント機関初め関係者の皆さん方においても、タウンマネジメント計画が妥当であるのかどうかという点検作業を実はしていただいております。この作業を急ぎまして、市が立てている中心市街地活性化基本計画のあり方、そしてまた商業者を中心としてTMO構想の点検結果、こういうものを見据えながら新たな体制と新たな取り組みが必要であるというふうに思います。そのときに、ご質問のございましたように行政の守備エリアはしっかりとすべきだと、商業者の主導によって物事を組み立てて、行政は支援していくべきであると、そういう基本線はしっかり認識をしながら進めていく必要があるというふうに思っております。現在そういう意味では、商店街自身の問題として商店街振興策を一生懸命やっていたいただいているところでもあります。一店一品運動も取り組んでいただいておりますし、あるいは多目的チャレンジショップの取り組み、コミュニティ施設の運営、各種イベントの展開、さまざま取り組んでいただいているところでありまして、やはりこういう自主的な取り組みがさらにいろんな面で行われていくということが重要だというふうに思います。

また、具体的に提案のありました経営者の職住一元化ということについては、私も重要なことであるというふうに思います。かつてはお店の奥に住居があつて、夜遅くまでお店が開いていたというのがかつてのお店の姿だったというふうに思います。しかし、ある時期から、やはり仕事と生活は分離すべきであると、仕事の時間とみずからの時間は分ける必要があるというのは、商業者だけでなくいろんなところでそういう流れになってきました。そして、滝川市としても郊外に住宅団地を形成して、商業者の皆さん方にもぜひ郊外のいいところで住宅を持ってくださいという促進をしてきたという立場もあるわけでありまして。しかし、それらの結果、実は中心市街地が空洞化してきたと、人が住まなくなってきたと、そういう問題も顕在化をいたしてきておりました。そういう問題にどう対応していくのかということ、最近では地価の低下によりましてまちの中に住宅を建てる、マンションを建てるという方も随分ふえてまいりました。こういう状況の中で、中心部居住というのは市の政策として重要な政策であると。具体的にこれから、それでは公営住宅でやるのか、民間住宅を立地を促進していくための行政支援を具体的にどういう形でやるのか、これはもう少し十分吟味をする必要があるというふうに思いますが、いずれにしても商売の根城に商業者の皆さんが居住の拠点があるというのは中心部が便利なお店だけに期待を申し上げたいというふうにも思っているところであります。

若手経営者の研修についてであります。私も全くご質問の趣旨と同感であります。この部分にさらに力を入れるために、関係の団体もございまして、お互いの力を十分に発揮する必要があるというふうに思います。国においてもさまざまな制度がありますし、北海道における制度もあります。さらに、ことし新しく提案を申し上げます産業サポートシステムもお使いをいただけるのではないかと。そういう中で意欲のある若手経営者、そういう皆さん方が新たな商店経営戦略を練ったり商店街の運営に積極的に参加をしていく、あるいはそういうための研修機会を多く設けて人材育成を進めていく、そういう基本の考え方をベースに置いて、これから関係団体を含めて、その具体施策について検討してまいりたいというふうに思います。

そういう立場での商工振興条例の見直しについてはどうかということですが、ただいま申し上げたようなことを基本に、人材の育成ということはたしかに商工振興条例の欠けている部分

かもしれないというふうに思いますので、十分検討してまいりたいというふうに思っております。あるいは、企業誘致、新産業の立地とか産業立地戦略というものも固めたいというふうに思っております。それを実現するためにはどんな施策が有効かということも十分吟味の上、商工振興条例を見直したいというふうに思いますが、少なくとも、例えば横浜が打ち出した工業誘致に50億円の補助金を交付しますと、こういうことは滝川市にはできない相談でありまして、どういうことが最も新産業の立地、企業の誘致、産業立地の戦略上滝川として有効なのかと、そういう点で点検をしてまいりたいというふうに思います。

農業振興についてであります。新しい食料・農業・農村基本計画がご案内のように平成17年3月中にも閣議決定をされる予定であります。その中のポイントは幾つかあるというふうに思いますが、食糧自給率をどう高めるか、ご質問のあった担い手を中心としてどういうふうに農業、農村の振興を図っていくか、さらに今まで品目別であった政策、それを米だとか、麦だとか、大豆だとか、ソバだとか、こういう縦割りではない、品目を横断的にどう応援していくかという政策への転換をしましょうと。さらに、新たな価格安定政策を導入いたしましょう。いろんな視点での新たな基本計画ができ上がっていくわけでありまして。それに基づいて滝川市の農業政策をどうしていかなくてはいけないうということになるわけでありましてけれども、平成17年度において市政執行方針にご提案をさせていただいておりますように、滝川市の農業農村振興ビジョンを策定をして、18年度からこれを実行していくということにいたしております。国の間もなく決定をされます新しい基本計画に対応して、私どもも計画を立てて、それを的確に実行していきたいというふうに思います。特に担い手、ご質問のように担い手の定義がどうも明確ではないということと、北海道に対しては担い手の定義がほかの都府県よりも極めて、極めて厳しいという問題もご指摘のとおりであります。滝川としては、担い手中心の農業振興をどう図っていくのかということを中心としつつも、例えば水田農業というのがやはり基本でありますから、小規模経営でそれはもう農業として認められないという話になったら、水は一体届くのかどうかと、水の管理どうなるのか、あるいは滝川は特に小規模経営が多い、経営耕地面積が平均の戸当たりのが少ないわけでありまして、そういうところでどんどん耕作放棄地が出ていったら一体どんなことになるのかと、さまざまな問題があるわけがあります。したがって、小規模農家、兼業農家、共存することがやっぱり必要だと。そういう意味では、国が考えている北海道に厳しい担い手の定義ということだけではおさまらないのではないか、私はそういう立場でも関係機関、団体、そして関連する自治体と力を合わせて、私どもの永続的な農業経営が可能な計画づくりと、それを国も理解してもらわなくてはならないという運動は引き続き力を入れていきたいというふうに思っております。

それから、平成17年度から認定農業者の経営改善計画達成への支援というのをさらに力を入れていきたいというふうに思いますし、滝川市の独自に作成しております営農シミュレーターがありまして、こういうものを使いながら農家個々の効率的な営農計画でありますとか経営改善計画の作成を応援していきたいというふうに思っておりますし、また新規就農者、ご質問のありました農業法人化、そういうことにつきましても一元的な相談窓口というのを農協と協力してしっかりやっていく必要があると、そういう相談、指導機能を充実していきたいというふうに思っております。滝

川農協あるいは関係機関、地域農業のリーダーであります指導農業士あるいは若手農業者のリーダーであります農業士、既にこういう皆さん方が団体をつくっておりまして、指導農業士会あるいは農業士会、認定農業者協議会、そういうところと連携をしながら、新規認定者がどんどん出てくる、滝川の農業の技術が上がる、そういうことに力を入れていく考え方であります。

F T Aについてのご質問であります。F T A、E P A、さまざま農産物の貿易自由化の枠組みづくりがどんどん進んでいるわけであります。既にシンガポールとの協定が終わりましたし、メキシコとは署名が終わりましたし、フィリピンとの間では大筋合意になっておりますし、タイ、マレーシア、特にアジアを中心にどんどんこれから進んでくるであります。それに対応するためには、やはり差別化が必要だというふうに思います。技術力の差別化、営業力の差別化、サービス力の差別化、それぞれ進んできているところがありますけれども、こういう三つの差別化が進んでいかなくは滝川の農産物がいいものとして売れていかないということになるというふうに思います。しかし、そういう意味では、滝川は花・野菜技術センターがあり、新しい技術の開発がどんどん試験研究が行われていく、あるいは今17年度予算の中に北海道が盛り込まれている道立農業大学校稲作園芸コースというのも道予算が認められれば計画的に進んでいくわけでありまして、立地条件、環境条件としては非常にいいということをみんなが真剣に受けとめて、そしてそれを生かしていく努力が必要だというふうにも思います。

医療行政についてでございます。滝川の人口4万6,000人、近隣の市や、あるいは町村の医療も支えるという役割が市立病院にはあります。一方、この中空知の病院の中では一番外来患者が多いという病院でもあります。そしてまた、滝川の医療の特質は、民間の診療機関が極めて多い。そういう意味では、今国が求めている病院と診療所の連携による地域医療の確立、病診連携というのが極めて有効に機能していくと、そういう特色を持っているというふうに思います。しかし、一方、国では病院をたくさんつくと医療費がどんどんかかる。したがって、先ほどご質問のありました特に公立病院はどんどん赤字の病院が出てくる。したがって、病院の統合、広域化を進めるという片一方の国の基本方針であります。私は、市町村合併の大きな争点ともなった広域病院化ということでもありますけれども、なかなか難しい面があると。近隣の病院は、独自にセンター病院を建てていくことの決断をされたという報道もなされているところであります。滝川市の病院は、広域の中で先ほど申し上げましたどういう役割を果たしていかなくはいけないのかということを十分吟味する必要があると。そのために、平成17年度に滝川市立病院はどういう役割を果たしていく病院であるのかということを十分検討して、その方向を固めたいというふうに思います。その後において市立病院の整備プランを策定をしたいというふうに考えております。

以上を申し上げまして、簗内議員の代表質問に対する答弁といたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 簗内議員から当市の学力の現状とその対応策についてご質問がございましたので、お答え申し上げます。

初めに、当市における学力の現状についてでございます。滝川市では、皆様ご案内のとおり市内のすべての小中学校においてそれぞれ標準学力検査を実施し、自校の児童生徒の学習状況を把握、

分析し、課題や課題解決の方策を明らかにして学習指導に役立てているところがございます。各学校から提出された資料を見ますと、学年や教科、領域等によっては多少の前後がありますが、おおむね全国的な標準の範囲に位置しており、滝川市の児童生徒が学力低下の傾向にあるとは分析しておりません。しかし、確かな学力を児童生徒一人一人に身につけさせることは極めて大切であります。学校の使命と教育委員会の責任を着実に果たしていかなければいけない、このように考えております。どのような場合でも児童生徒に力をつけるすぐれた授業を1時間1時間展開していくことが何よりも大切であると、このように考えております。具体的に対応策を申し上げますと、各学校におきましてはこれまでも学力の基礎となる基礎基本の定着を図るために、読み書き計算などを繰り返し指導しております。また、学習指導などを通して学習習慣を身につけるようにも努力しております。さらに、一つの学級で複数の教員が指導に当たるチームティーチング、あるいは少人数指導、こういった新しい指導方法も取り入れながら、一人一人の理解に応じた指導に努め、わかる授業、できた喜びのわく授業、こういった授業づくりに今努めているところがございます。いずれにいたしましても、児童生徒に学力を身につけさせることは学校の大きな役割でありますので、今後とも基礎基本の徹底を最重点に置き、一人一人の子供の能力に応じた指導を徹底すること、繰り返し指導を充実すること、指導と評価を関連づけて授業を改善していくこと、そしてこれらのことを校内組織として組織的に徹底することなど、学習内容の確実な定着が図られますよう各学校を指導してまいりたい、このように考えております。さらに、教育は人なりと言われております。教師の指導力が現在問われております。教師の指導力の向上のために、関係研修機関とも協力して、その充実に努めてまいりたい、このように考えております。

以上を申し上げます、簗内議員への答弁とさせていただきます。

○議長 市長。

○市長 答弁漏れがございまして、医療行政の市立病院の将来について、老朽化や狭隘化の問題に関連をいたしましてPFI、指定管理者制度の導入ということを考えられないのかというご質問をいただきました。老朽化の関係については、調査した結果、耐力度、例えばコンクリートがぼろぼろになって弱くなって、設計したときの耐力度が確保されているかということ、これは問題ないと、耐力度は問題ない。ただ、耐震性能、どんどん建築基準法が改正されて、古い建物が結構ありますから、新しい基準になって耐震性能はどうかということ、これは古いものは基準満たしていないという状況があります。そこで、これを建てかえたり構造強化をしていくという場合どうするかということですが、例えば新しくつくる場合、PFI制度は一つの検討課題だというふうに思っております。率直に申し上げますPFIでやると安くなるということもあるわけです。ただ、他面PFIで積極的に乗ってこないということも実はあります。それは何かというと、建物を建てて貸すだけではもうからないと、運営にも直接かかわっていかなければ、建物を建ててくれ、PFIでやりますということだけではなかなか皆さん方は乗ってこないという面もあります。しからば今の市立病院を指定管理者制度でどういう形で導入できていくのかどうかと、これもかなり綿密な検討が必要だと、検討素材にさせていただきたいというふうに思います。建てかえるときには検討素材にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長 長 答弁が終わりました。

藪内議員、再質問ございますか。

○藪内議員 ありません。

○議長 長 以上をもって藪内議員の質問を終了いたします。

お諮りいたします。若干早いのですが、昼食休憩といたしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 再開は午後１時といたします。

休憩 午前１１時４４分

再開 午後 １時０２分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

次に、谷口議員の発言を許します。谷口議員。

○谷口議員 １７年度の市政執行方針並びに教育行政執行方針に対する、市民クラブを代表いたしまして質問を行います。

質問の前に若干申し上げまして、質問に入りたいと思います。２１世紀に向けて日本の経済は、小泉総理により構造改革、国の権限、財源を地方に移譲する三位一体の改革、道州制の導入について検討が今進めておられます。地方においては、経済は全く崩壊の瀬戸際にあると申し上げても決して過言ではございません。財務省の調査では、国の借金は７３１兆円、国民１人当たり５７２万円の借金があるわけでございます。極めて財政は、国民一人一人に大きな荷物が今かかっておるわけでございます。そういう中で、失業率も最悪の記録を更新をいまだに続けておるわけでございます。新たな食料・農業・農村の基本法、また中小企業対策など、地方財政の改革についても厳しい現状に今は直面をしております。市民のご理解とご支援を心からお願いを申し上げ、健全化推進に総力を結集いたしまして、田村滝川市長を中心とともに努力されることを期待します。

◎１、市長の基本姿勢

- １、「まちを元気に活力再生元年」の計画期間を平成１７年度から平成２２年度まで６年間としての活力再生プランについて
- ２、行財政改革の推進について
- ３、「顔の見えるまちづくり」の推進について

市長の基本姿勢。本市においては、人口の減少、少子化、高齢化社会、基幹産業の衰退など各市町村ともに厳しい財政運営が余儀なくされておるのが現状でございます。滝川市も自立を図り、赤字団体転落回避のために人件費に大きくメスを入れ、収入と支出のバランスを図ることを目指し、各種団体の補助金のカット、手数料の値上げ、今後多くの課題に対応しなければならないと私は考えております。三位一体の改革についても全体像を踏まえ、１７年度の予算案を決定したが、前年

度は約10億円の基金の繰り入れ計上、ことしは1億6,000万の繰り入れで抑えたわけでございます。一般財源の総額が何とか確保されたことには私は一定の評価をいたします。財源確保のためにも市民の負担も国の一律の基準を採用したのではなく、滝川、またこの地域独自の基準を採用したと私は考えております。まちを元気に活力再生元年とことしは申しております。計画の期間は17年から22年、6年間とするプランでございます。市民の生活に及ぼす影響を最小限にするのもこの目的で、市長は新しい取り組みを今進めております。市民一体が未来の子孫のためにも新しい時代を実現していくことは大きな成果と私は考えておるわけでございますけれども、市長の見解を求めておきます。

2番目、行政改革の推進について。国と地方の財政を見直す三位一体の改革、基本的な枠組みを決め、2005年、2006年の2年間は3兆円程度の補助金の削減をする方針であると国は今申しておるわけでございます。地方交付税は、2005年、2006年程度は地域に必要な行政課題に対して適切な財源措置を行うよう今検討をしておるところでございます。財務省が示した地方交付税の大幅減税案に対し、全国の知事会が反発をしたことを受け、平成18年までの交付税の削減を抑制する方針を今固めてきたわけでございます。財務省案の中では、中空知の交付税がこの17、18年で80億円の交付税を減税すると、このように申しておりますけれども、このような状態では体力のない自治体は財源不足となり、三位一体の改革そのものがとまってしまう可能性が100パーセントあります。全国の知事会、全国の市長会の対応が交付税については本当に命運をかけての重要な課題だと私は考えております。市も地方分権型社会に対応した行政運営の推進、人件費の削減、補助金、使用料、幼稚園、保育所、スキー場の廃止など多くの手数料の見直し、さらにまた特に幼稚園、保育所の補助金の削減につきましても大きな課題が全市的に問題と今なっておるわけでございます。このことにつきましても市長の見解を求めておきます。

顔が見えるまちづくりの推進。地域の知恵と工夫、特色のある産業、高い技術、優秀な人材、豊かな食材、質の高い生活環境と市民全体が考える公共料金の値上げ、さらに失業者、最低賃金の生活者、職につけないフリーターの生活者など、問題が非常に今の社会に多いわけでございます。国の制度も非常に複雑になっておる現在、ともに生活環境を考え、顔が見える活動の積極的な展開をしなければならない市政運営の3点の重要政策について市長の見解を求めます。

◎2、新規学卒者の就職について

1、市内の学卒就職者の雇用情勢について

新規学卒者の就職について。新規学卒者で就職を希望しているが、内定を得ないままに卒業を迎える全道の多くの高校生は、かなり数が多いと私は考えております。雇用環境においては厳しい状況が続く中で、内定は前年よりも若干上向いておりますけれども、求人数は過去最低の更新をしておるわけでございます。生徒や親だけではなく、学校の教師も心配を今しておるわけでございます。また、全国のフリーター、正式な職のない人が430万以上もおると私は聞いております。公共職業安定所の担当管内の求人倍率が1.17倍である。ハローワークの調査では、滝川の新規卒業生の就職率はことしの1月の末で66.5パーセント、全道平均は60.5パーセントであります。

こうした状況からいきますと、全道平均よりも滝川は若干就職率がいいのかなと、このようにも私は考えておるわけでございます。しかしながら、なかなか全国的にも就職する場所がなくて、こうした状況を見越しまして、お父さん、お母さん、または子供さん方が専門学校の方へ進学する方が今増加が目立っておるわけでございます。しかしながら、保護者にしましたら、入学金、授業料に加え、地方から都市へ進学するためには仕送りする費用など重い負担がかかるわけでございます。地元滝川、札幌、他の府県に就職率、内定数はどのようになっているか。また、中高年の失業率が非常に高いわけでございますけれども、中高年者の失業対策は今どのようになっているか、市長に見解を求めておきます。

◎ 3、高齢者福祉

1、介護保険施設の運用基準について

2、認知症高齢者グループホームについて

高齢者福祉対策。特別養護老人ホームに入所を希望している待機者は、全国で今23万人以上とされていることが介護保険全国調査でわかったわけでございます。厚生労働省は、平成14年度に介護の必要性が高い人を優先に入所させるように介護保険施設の運用基準を改正し、市町村に対し、施設、団体などと協議の上、具体的な指針をつくるように求めております。市の特別養護老人ホーム緑寿園は、現在110人の待機者がいると聞いております。しかしながら、昨年の16年度の待機者は104人でございますから、余り大きな数字は変わっていないとは思っております。申請者がどんどんと急増しておるので、特別養護老人ホーム緑寿園の一部の移設、個室化及びケアハウスの新設など、事業計画についても自治体の希望が納得できるような透明性のある基準づくりが今急務になっておるわけでございます。このことにつきましても今後どのような対応をするのか、市長の見解を求めておきます。

認知症の高齢者のグループホーム。厚生労働省は、認知症高齢者が少人数の共同生活グループホームを、今急増に伴い、需給状況に応じ市町村が開設を制限できる数量規制に乗り出す方針を固め、2006年度から導入を目指すわけでございます。特定の市町村にグループホームが集中し、その自治体の介護保険財政を圧迫したり保険料の値上がりにつながるのを避けるねらいが今あるわけでございます。ただ、認知症の高齢者を抱える家族のニーズは高いだけに、影響も懸念されておるわけでございます。厚生労働省は、介護事業の指定権限を需給状況に応じて開設を拒否できる権限を市町村に与えるわけでございます。特例の適用拡大は認めないことで、グループホームの増加に歯どめを今後かけるわけでございます。介護が必要な認知症の高齢者の数は、平成40年には385万人になる予測をされており、新しい制度が来年から始まるわけでございますけれども、滝川市といたしましてもこのことにつきましてもどのように今後対応していくか、市長の見解を求めておきます。

◎ 4、商業行政

1、大型店に負けない中心市街地活性化対策について

次は、中心市街地活性化、商業政策。中心市街地活性化、再生を最優先として考える時期に今参ってきました。もちろん農業、建設業、商業の落ち込みなど、まち全体が本当に厳しい苦しい時代に今あるわけでございます。さらにまた、この滝川市全体の商店街を見ますと非常に空き店舗が多い。空き店舗の対策問題が私は一番の大きな課題でないかと。空き店舗ということは商売をやっていないということですから、これがやっぱり一番僕は問題になってくると思います。一方、大型店の進出の問題、何としても大型店に対して対抗しなければいけない、そして大型店を食いとめる手段、この方法も十分知恵と工夫で考えなければ滝川の商店街が崩壊してしまうと。大型店に負けまいまちづくり、これをもう今は1時間でも2時間でも急ぐほかはないのではないかと私は考えております。そして、市街地の人口をどんどんとふやしていかなければ、まちの中で人が生活するような空間をつくる必要があるわけでございます。そして、新たな商店街の担い手の問題、これも育成せねばいかぬだろうし、経済発展の意欲を持つ人材をどんどんと育成しなければならないだろう。しかしながら、私は、この問題につきましても中心市街地の新たな活性化については、やはり商店街、関係機関、団体、行政、市民全体が連携を図る。そして、言葉の表現が悪いですが、市の負担とか市民の財政の負担のかからないようなまちづくり、お金をかければどんな立派なビルでも商店街でもできます。しかしながら、費用対効果のことを考えれば、お金をかけて、費用をかけてその効果が上がらなければ全くこれはまちづくりといっても本当の商店街の結果としてはいいことにはならないと私は考えておりますので、やっぱり知恵と工夫の中で、そしてお金をかけない。そして、すばらしい大型店に対抗できる今後のまちづくりを目指し、そして基本的なことを考えることが大きな成果だと私は考えております。このことにつきましても、やっぱり滝川市を代表している市長の見解を求めます。

◎5、農業行政

1、新しい食料・農業・農村基本計画について

2、野菜、花卉生産について

新しい食料・農業・農村基本計画。先ほども簗内議員の方からこのことを申し上げましたけれども、私の方からも重複を避けて質問したいと思います。国の農政の最大の課題は、今新しい食料・農業・農村基本計画案が3月末で閣議決定されることは間違いないわけでございます。しかし、今の日本の農業は、国際的な農業の中で日本列島の産地間競争、さらに地方においては地方の競争、今日本列島で農業の販売高は約12兆から13兆円でございます。関連企業を入れますと25兆円から30兆円の産業と言っております。北海道は、農業の販売高が約1兆2,000億、関連企業を入れますと3兆円産業でございます。そういう中で、新しい基本計画が今できるわけでございますけれども、民間企業で言えば長期事業の計画を担当するもので、向こう約10年間の農政転換の基本方向の政策を織り込む農政全般の改革の長期計画であるわけでございます。まず、自立経営の育成を目指し、一番最初に1961年に古い、旧ですけども、農業基本法ができたわけでございます。その以降にまた1992年にも新政策として農村部の少子高齢化の背景が切迫感を伴う政策課題になり、2000年度に制定され、今後5年ごとにこの基本法は見直すわけでございます。新

たな経営対策意向、担い手の問題、農地制度の改革、資源の保全、環境保全政策の確立、重要課題がたくさんあるわけでございます。重点項目は、消費の面では地産地消の運動の展開、米の消費拡大、生産面では担い手の明確化と育成、今後の伸びが予想される加工業者の外食産業の需要に対応する取り組みの推進、また食糧の安定供給の確保、食糧の自給率を2015年度までに45パーセントの自給率を目指しておるわけでございます。今は40パーセントですから、この新しい基本法の特徴の一つは集落を基礎とした営農組織、認定農業者、農業法人など担い手を明確に位置づけるもので、この政策は現実的に対象範囲を設定するものである。滝川におきましても、先ほど市長の答弁の中にもありましたように、昨年米政策改革のあらまし、2010年までの10年間食糧供給体制を築き上げると、こういうふうに言うておりましたけれども、本市の水田本地面積の状況は16年の3月現在で667戸、3,600ヘクタール、1戸当たり平均が4.5ヘクタールであります。農林省が最も力点を置いているのは、担い手の確保の問題、10年間の長期計画、国際的に対応できる農業。しかしながら、この滝川においても担い手の確保は大きな問題だと僕は思います。一つの集落に農業をしている方々の中に後継者は10軒に1軒ぐらいしかおりません。うちの集落のことを言ったら極めて問題があるかもしれませんけれども、うちの集落は18戸あります。今10戸農家やめました。残った8戸のうちに4戸だけ後継者がおります、担い手が。そうすると、将来的にこのままだと、本当に滝川の農業は残るのかなと。今北海道では第1産業は農業なのです。その農業が将来荒廃地になったり遊休地になったり、そういう状況になることを一番心配しておるのです。だから、今この基本法に基づいて国はいろいろなことを言うておりますけれども、国の言うことも100パーセント私は信頼はしておりません。このことについても、担い手の確保の問題やら10年間の長期計画、国際的に対応する大きな問題、このことにつきましても今後滝川においての市長の見解を求めておきます。

地域水田の改革と基本的な方向。日本の食を支えているのは人口のわずか3パーセント、380万人の農業者でこの日本の食を支えておるわけでございます。日本列島でその70パーセントは、60歳以上の高齢者、一般の社会ではみんな退職した人ばかりです。そのような状況なのです。高齢化社会の農業と言っても決して過言ではないわけでございます。食糧の自給率も2003年度では、今現在では大体40パーセントでございます。滝川の農業の生産額は、米が約50パーセントを示しておるわけでございます。1戸当たりの農業の所得は、空知管内の平均に比較すると非常に少なく、生産性が低い状況にあるわけでございます。そこで、花卉、野菜の導入も図られておるわけでございますけれども、産地化には、一つの産地にはいま一步の状況にあるわけでございます。転作面積のうち、ソバその他が示しているのは大体47から50パーセント、一方高収益作物の花弁、野菜がわずか4パーセント、農産物の産地間競争を乗り切るためにも今後の高収益作物の花弁、野菜の生産について、これは何としても滝川では伸ばしていかなければいけないのですけれども、このことについても農家の皆さんが費用をかけて、それだけの効果があるかどうか。生産の問題、そういう問題になかなか踏み切れない状況なのです。そのことにつきましても、今後滝川の花弁、野菜の生産につきましても、農業団体、各団体と一体となってこのことを検討していかなければいけないのですけれども、市長の見解を私は求めておきます。

◎ 6、農村・都市の個性ある環境づくり

1、優良田園住宅について

それと、次は、農村と都市の個性のある環境づくり、優良田園住宅について。優良田園住宅につきましては、平成10年に優良田園住宅の建設促進に関する法律が施行されたわけでございます。道内の各市町村においても活発な経済社会の環境変化を見直すために、この過疎化に高齢化の進展、耕作放棄の増大など課題を抱える農村地域にとってもゆとりのある田園住宅の環境の形成を通じて定住促進や交流拡大、新たな地域づくりの可能性を広げるものとして期待される制度であります。趣味を生かし、生活や家庭菜園など楽しみ、健全な安全な暮らしを求める機運も今現在高まっておりますわけでございます。自然豊かな環境を持ち、優良田園住宅協議会の設置、基本方針の設定に向けて検討され、促進地域の指定については昨年協議会で西滝川に選定されたわけでございます。しかしながら、選定されて約1年経過しておりますけれども、一向にして優良田園住宅の建設促進が進んでいないわけでございます。コンパクトな都市づくりの志向も例外的ではないわけでございますけれども、指定区域がもう決まっておりますので、この1年間この地域の指定された方々とのような対応をしてきたのか、このこともお尋ねをしておきます。それと、候補地が指定されておりますから、今後この優良田園住宅の建設についてどのような条件で、どのような方法で地域の関係者の皆さんと対応していくのか、このことにつきましても市長の見解を求めておきます。

◎ 7、教育行政

1、健康・安全教育について

2、教職員の意識改革と資質の向上

3、学校評議員制度について

4、コミュニティスクールについて

教育行政。健康で安全な教育の推進について。学校内外での事故防止に係る危機管理の徹底、防犯教育や薬物乱用防止教育の取り入れ、児童生徒が事故、事件に今は多くの地域で巻き込まれておりますわけでございます。先般も長崎県の佐世保市で小学6年生の女の子のお子さんが殺害される事件がありましたわけでございます。全国各地で多発する不審者による学校を現場とする事件、インターネットや携帯電話、出会い系サイトなど犯罪は複雑多様化が進んでおります。この問題につきましても大変な大きな問題。親御さんは、子供が家に帰ってくるまで本当に心配しておるわけでございます。それで、教育委員会や学校、家庭、地域住民が連携をして、この犯罪は各地域で今防いでおるわけでございます。それで、この滝川におきましての犯罪を防ぐ対応については、教育委員長の見解を求めておきます。

教職員の意識改革と資質の向上について。教職員は、児童生徒の生きる力を育成するのがこれは学校の先生でございます。指導する、教える、全くプロであると私は信じておるわけでございます。授業の改善、学校内の研修などを推進している現状はどのようになっているのか、外部の評価、学校評議員制度を通じ保護者や地域住民の声も受けとめているが、いじめその他の理由により不登校

になっている小学生、中学生は何人ぐらいいるのか、また対策はどうしているのか、教育長の見解を求めています。

次、教職員が共同で取り組む校内の研修は、研修内容に合った人材を幅広く求めるべきであり、必ずしも空知教育局の指導主事であるとは限らない。その年によっては指導主事の場合があってもよいし、呼ばない場合があってもよいのではないかと思います。教育長の見解を求めています。

学校評議員の制度について。学校評議員制度については、一層の活用を進められるとしておりますが、現在の活用状況は、これからどのような活用を考えているのか、お伺いしております。

コミュニティスクールについて。コミュニティスクールはどのようなものか、調査研究を行おうとしているが、これからの研究課題なのか、既に研究指定校の申し込みなのか、既に行っているのか、このことにつきましても教育長の見解を求めています。

以上です。

○議 長 谷口議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 市民クラブを代表しての谷口議員のご専門の立場を含めた広範なご質問に以下順次ご答弁を申し上げます。

市長の基本姿勢でございますけれども、活力再生プランを推進してまいりますのは、次の世代に負の遺産を残さない、そういうためには今何をしなくてはいけないかということを基本に据えて、一つには内部コストの徹底した削減、二つ目には仕事のやり方でなくて仕事をしていく仕組みを変えていくと、3点目には行政サービスをあれもこれもではなくてあれかこれかに選別をしていく、4点目には滝川市が活力を再び呼び戻すための活力再生のための施策はどういう施策かということを考え、それを実行していく、そういう大きく4点の考え方に基づいて進めていくものであります。本年は、その活力再生の元年であるというふうに位置づけをして、今後6年間の活力再生プランをしっかりとしたものにして、これを皆さんとともに実行していきたいというふうに考えているところであります。そういう過程の中で、これまであるいは高福祉、低負担ということがあったかもしれませんが、さまざまな状況の中で、私はやはりこれから目指すのは適正福祉、適正負担であるというふうに思っております。これらの目標を達成していくためには、行政だけがいろんな行政サービスを担っていくというこれまでのやり方では実行できないというふうに思っております。半官半民で行っていく、あるいは指定管理者制度は民間の事業者が行政サービスに参入できるというチャンスでもあるわけであります。そういう意味で、民間のノウハウが行政サービスに生きていく、そういう仕組みを積極的に導入をしながら、本当に行政が直接やらなければならないものに限定をしていくと、こういうこともまた必要なことだというふうに思います。費用対効果の償わなくなった施策や施設もあります。こういうものについては他の手段で代替できるものについては、これまでのフルセット主義、何でもかんでも一つの自治体で持っていくということが極めて難しい状況になってきていることを背景とするならば、そういう代替措置ができるものはワンセット主義にこだわらない、そういうことが広域的な面からも重視をされるのではないかとというふうに思っております。

また、市民負担の件についてでございますけれども、私はただいま申し上げましたさまざまな施策を講じつつも、これまで市単独に税金でかさ上げをして補助あるいは料金の低減を図ってきたと、

そういう部分についてはやはり国の基準に合わせさせていただくか、それに近づけていただきたいという考え方を持つていく必要があるというふうに思いますし、一方では滞納者、税金の滞納者、使用料、手数料の滞納者、あるいは未納者対策、こういうことも不均衡が生じないようにしっかりやっていく必要があるというふうに思います。いずれにいたしましても、今やらなくてはいけないことは迅速にやっていく必要があると、そして次の世代に引き継ぐための基礎固めをしっかりやらなくてはならないというふうに考えております。

行財政改革についてであります。これまでも滝川市は行財政改革によりましてさまざまな見直しに取り組んできたところでございますが、活力再生プランを進めていく上でも、ただいま申し上げましたように行財政の健全化、あるいは新たな発展の可能性、そういうまちづくりを進めていかななくてはならないというふうに思います。平成17年度の予算提案は、いわば入り口であります。6年間の行財政改革は活力再生プランに基づいて、この実現の議論をしっかりやって、先ほども簗内議員のご質問にお答えをいたしました。もし赤字再建団体に本当になったら何をしなくてはならないのかという視点で、もしなったらやらなくてはならないということをしっかり早目にやっておくことがいいまちをつくっていく根本であるというふうに考えつつ、行財政改革に当たっては行政の守備範囲、それを明確にしていく、負担と受益の関係を明らかにしていく、民間でできるものは民間にゆだねていく、そして住民参画で実行できるものは協議の中に住民参画で実行していく、そういうことを新たな体制づくりということを進めていきたいというふうに思います。幼稚園、保育所についてもご質問ございましたけれども、先ほど申し上げましたような考え方でご協力をお願いを申し上げたいというふうに考えるところでございます。

顔の見えるまちづくりについてでございますが、私はこれからはやはりまちは顔が見えていかなければいけないというふうに思います。それは、どこも同じようなまちづくり、そういうこれまでのまちづくり、画一的なまちづくりは、画一的に財源が国から出るという仕組みに支えられておりました。これからどうも画一的に財源が国から来るとい時代ではなくなっただけに、そのまちの顔が見えてこなければどこにどんなまちがあるのかわからないと。起業者も関心を持たないし、観光客も関心を持たない。地図から名前が消えうせていくまち、そういうまちになってはやっぱり発展の可能性はないわけでありまして、私は顔の見えるまちには顔の見える市民がいて、顔の見える企業がいて、顔の見える市職員がいて、そういうふうにならなくてはならないというふうに思います。幸いさまざまな形で市民活動が活発に行われています。皆さんご存じのように、ミュージカルをごらんいただいた約2,000名の皆さん方、いかに一人一人の市民の皆さんが顔が見えて生き生きとしているかという体験をなさったであります。NPOの皆さん方もさまざまな活躍をしていらっしゃるわけでありまして。現実には顔の見える企業も多いわけでありまして。市職員が現場主義で飛び回って、市職員本当にいるなという顔の見える市職員でなくてはならない。その総体が全国全道に情報発信のできる個性的なまちづくりに結びついていくというふうに思っております。こういう視点で考えますと、かつては江部乙リングがありました、畜産試験場が、飼養場があつて観光拠点でありましたし、滝川公園は桜の名所でもありました。商業のまちとして名店ビルはにぎわっていたわけでありまして。かつてを思い出しますと滝川には顔があつた。やはり今そういう顔をつ

くっていかなくてはいけないというふうに思うところであります。したがって、活力再生プランの中で滝川個性化戦略の12のプランを提示をさせていただきました。いろいろご意見があるというふうに思います。まちづくり懇談会ではいろんなことに議論が集中をいたしまして、この個性化戦略の部分はご意見いただく時間が乏しかったわけでありまして、極めてこれから重要な課題であるというふうに思います。またさまざまな市民の皆さん方のお知恵をいただきながら、この顔の見える滝川個性化戦略を進めていく必要があるというふうに思っております。

新規学卒就職者の就職に関するご質問でございます。平成17年3月1日でございますが、市内の高校卒業予定者は642人、就職希望者は157人、就職を希望される方は卒業者の約25パーセントであります。このうち3月1日現在で就職内定をしている方は148人、内定率は約94パーセントであります。内定している内訳を申し上げますと、市内が34人、約23パーセント、道内が103人、約70パーセント、道外は11人、約7パーセントであります。道内103人のうち札幌市内14人、約9パーセントの状況であります。滝川職業安定所管内、滝川市だけではございませんで、滝川職業安定所管内で1月現在の有効求人倍率は0.46であります。しかし、45歳以上の中高齢者の有効求人倍率は0.27でありますし、55歳以上では0.24と極めて厳しい状況でございます。これまでもハローワークあるいは北海道と連携をとりながら雇用助成金の周知や活用に努めてまいりましたし、緊急地域雇用創出特別対策事業、あるいは雇用情報を市役所のロビーに置いたり相談窓口を設置したり、雇用開拓のために商工会議所とともに市内企業に要請をしたり、あるいは中空知地域職業訓練センターにおいて無料職業紹介事業を実施していただいたり、さまざまなできることを手がけてきたわけでありまして、しかしなかなか雇用情勢は厳しいという状況があります。特に中高年齢の失業者のご質問がございました。どうすれば一番いいのかというのは頭が極めて痛いところであります。ただ、45歳以上、どういう職を求めるのかと皆さん方を調べてみますと、労務職、労務の職業につきたいという方が全体の職を求めている方の48パーセントであります。それから、もう一つ、2番目に多いのは事務をしたいと、事務の職業を求めたいという方が16パーセントであります。しかし、労務の職につきたいという48パーセントの人たちの希望に対して、人を雇いたいという求人は9パーセントであります。一方、事務の16パーセントの求める人たちに対して、求人は3パーセント。求職に対して求人が極めて少ないというのが実は先ほどの有効求人倍率の背景にあるわけでありまして、特に希望の多い労務と、それから事務に対する求職の状況を求人という形にしていけるのかどうかと、ここら辺が大きな問題だというふうに思っておりますので、ここら辺については経済界あるいは職業安定所含めて少し検討する課題だというふうに考えております。

高齢者福祉についてのご質問でございます。緑寿園の待機者に関するご質問であります。2月末現在で117名の待機者がいらっしゃいます。このうち自宅で待機されている方は16名でありまして、介護度が比較的重い要介護4という方が1名、3という方が6名、あとは2以下の皆さんであります。自宅に待機している16名以外の方は、老健施設でありますとか、病院でありますとか、あるいはその他の養護、軽費、ケアハウス、あるいはグループホーム、そういうところに入所している皆さん方です。だんだん要介護度が高くなるに従って特別養護老人ホームに対する

入所希望というのがふえてくるわけであります。そういう意味では、昨年より緑寿園の待機者は若干であります、ふえております。ただ、特別養護老人ホームは、広域的な施設として国や道が整備枠を配分をするということになります。滝川は、かなり先行して整備をしてきた。そして、中空知は、ひととき特養銀座と言われたほど全国で有名な特養施設を持つ地域であります。現在中空知には特別養護老人ホームの新規の整備枠はないという実態にあるわけであります。なぜ特別養護老人ホームがこれほど中空知に期待をされるのかというのはよくわかりませんが、やはり施設の整備が進めば進むほど、それを求める需要は高まっていくということがきつとあるのではないだろうか。しかし、そのことを現在は規制があってできませんけれども、そのことがどんどん進んでいくと保険料はますます高くなるという関係もあると。あちらを立てればこちらが立たずという関係もあるというふうに思います。したがって、引き続き現在の定員枠で対応せざるを得ないという状況でありますけれども、入所に至るまでの期間、あるいは在宅サービスの組み合わせ等によりまして在宅生活への対応をしているところであります。どんな基準で入所させているのかということですが、平成15年度から基準をつくりまして、早い者勝ちでなくて優先順位を決めてお入りをいただいております。入所申請をされた方の要介護度、待機をされている場所、自宅なのか、あるいは施設に入所されているのか、そういう待機の場所、待機の期間、それを点数化して合計点が高い方から優先順位を決定いたします。それで、その方の順番が来ましたら面接などを行いまして、入所検討委員会という会議にかけることとなります。その入所検討委員会で入所の必要性、可否を検討して、入所可能であれば手続きをしていただくということですが、緊急度の高い方から入っていただくということでもあります。しかし、それよりもなおさら緊急度の高い方が急に入った場合どうするのかという、その緊急度の高さに応じて入所検討委員会で協議をしていくということで行っているところでもあります。

認知症高齢者のグループホームについてのご質問でございます。市内の認知症高齢者のグループホームは4施設が開設されておまして、合計の入所定員は48名であります。ただ、緑寿園で認知症専用棟があります。50床の定員でありますから、市内全体では実質は98の定員があるということになります。この48名、グループホームの48の定員だけに限定をいたしますと、グループホームの現在の入所者は43名、そのうち滝川は33名であります。一方、市内のグループホームだけでなく市民の皆さんは市外のグループホームにも入っている方がいらっしゃるわけでありまして、その滝川市民は5名というふうに把握をいたしております。今後の対応といたしましては、平成17年度はグループホームの許可は北海道でありますけれども、ご質問のように介護保険法の改正によりまして平成18年度から市町村が必要な整備量を計画によって定めて、それを超える場合は指定の拒否ができるということに実はなってくるわけであります。私といたしましては、必要整備量をどういうふうに計画的に定めていくのかと、これもある意味では施設がどんどんふえると保険料の値上げに結びつくわけでありまして、適正な整備必要量、それを超えときの対応というのはしっかり考えながら計画を練らなくてはならないというふうに考えております。

大型店に負けない市街地活性化対策であります。お金をかけずに大型店に対抗できるまちをということでもあります。私も基本的に賛成であります。金をかけなければ汗を出すということに実はな

るわけであります。さきのご質問にもお答え申し上げましたように、中心市街地は商業の空洞化だけではなくて総体的に公共機関の空洞化が進み、人口の空洞化が進むという都市問題を引きずっております。この都市問題を解決するためには、やはり皆さんの理解を得ながら、可能な公共投資というのにも必要になってくるというふうに思いますけれども、現在元気タウン計画、中心市街地活性化基本計画やTMO計画の点検が行われておりますから、そういう中で十分最低のコストで最大の効果を上げる商業行政、中心市街地のあり方というものを構築していく必要があるというふうに思います。大型店に負けないという商業の形成ということではありますが、私は大型店と同じ土俵で勝負していたら負けるというふうに思います。大型店と同じ土俵で勝負をしないという面で見ますと、商店街はやはり強みを持っています。その強みというのは、大型店の弱みだというふうに思います。大型店は大資本で経営されておりまして、きめ細かな対応は困難であります。きめ細かな対応、地元のお客さんと親しみを持って対面で対応できると、こういうよさを既存の商店街は持っている。いわば先ほど申し上げた顔の見えるお店になるわけであります。そしてまた、大型店は自分の統一性に合わない業者や業態は入れません。大型店が入れない自分の統一性に合わない業者や業態を扱えるのは、個性の強い店づくりをすることができる既存商店街であります。幾ら個性が強くても共存共栄ができるという特質を既存商店街は持っている。そういう集合体であればあるほど魅力が出てくるというふうにも思います。大型店はマニュアルで店員が働きます。サラリーマン化しやすいという弱みを持っているのではないのでしょうか。既存の商店街はそうではないというふうに思います。そういう既存の商店の持つ、商店街の持つ強みを生かしていくこと、それが中心市街地活性化対策の重要な課題であり、行政責任としてはそれをどう応援していけるのかということが重要なポイントだというふうに思います。

農業行政についてでございますが、食料・農業・農村基本計画、ご質問の中にありましたように間もなく決定するわけであります。簗内議員に対するご答弁と重複するわけでありますけれども、これに対応するために平成17年度滝川市農業農村振興ビジョン、平成18年から5カ年の計画でありますけれども、こういう中においてご質問のありました担い手対策、あるいは環境と調和した農業の推進、グリーンツーリズムの促進、売れる農産物づくり、そのための技術力や営業力やサービス力の差別化、特に米対策、地産地消の推進、促進、こういう面に力を入れながら農業農村振興ビジョンを検討し、それを実行していく必要があるというふうに思います。当然この担い手に対する農地利用集積も重要だというふうに思いますが、それ以外の皆さん方も一緒にこの地域の農業をどう支えていくのかという体制づくりも重要であります。そういう意味での営農法人の育成、法人化の推進、そういうことについても相談体制を整え、それを促進していく支援を農業協同組合等関係機関とともに力を入れてまいりたいというふうに思います。計画づくりは、計画をつくってからスタートして歩き始めるということではやはりだめだというふうに思いますから、17年度の計画づくりは一部走り始めながら進めるという視点も大切にしていきたいというふうに思います。

産地間競争、国際競争が激しくなるということについてのご質問がございました。食糧自給率のこともございました。先進国の中で食糧の自給という面で日本ほど惨めな国はないというふうに思います。食糧自給率を高めていく。例えば米なんかは、道内で道内産の米を召し上がっていただい

ている方は60パーセントあったわけですが、かなり少なくなってきたと。こういうところから足元から進めていく必要があるというふうに思いますし、そういう面で滝川市民の皆さん方にも理解を求めながら、安全、安心な食糧を地元で食べていただくと、そういうことも極めて重要だというふうに思いますし、一方私は農業は生命産業でありますだけに、21世紀の主力産業の大きな一つだというふうに考えております。そういう立場でも力を入れていきたいというふうに思います。

野菜、花卉生産についてでございますが、農林水産省の農業所得統計によりますと、滝川市の農家1人当たりの生産農業所得は平成14年度までしか今統計がないわけですが、227万2,000円という統計があります。この順位は、空知管内の中でも低い方の順位であります。一方、土地生産性も必ずしも高くはないと。これは、反面何を意味しているかといいますと、滝川は第2種兼業農家の割合が高い、これは空知管内の中でも極めて高い状況があります。自給的な農家の方もいらっしゃいますから、こういう第2種兼業農家と自給的な農家を足しますと約3割の皆さん方がこういう皆さん方であるから、こういうことと平均の耕地面積が少ないということが先ほどの農業所得の低さということにも実はつながっているというふうに思います。したがって、ご質問がありましたように、これまでそういう滝川の構造的な農業の状況から判断してさまざまな工夫がなされてきたというふうに思います。例えば畜産との複合経営を目指そう、そういうことで丸加の牧場開発が進められて、肉牛との複合経営という道が選ばれました。あるいは、ある時期には中小家畜振興ということで、羊でありますとかアイガモでありますとか、こういう複合経営を目指そうではないかということで進められた時期もありました。今私は、ご質問のありましたように花でありますとか野菜でありますとか、これが滝川の状況から考えて最も農業所得を高め、生産性を高めていく重要なポイントだというふうに考えております。しかし、一方でなかなか手間がかかるという問題もないわけではありません。去年は台風の影響でこちら辺が大変被害を受けたわけですが、一昨年の状況によりますと、例えば花は1億円を超えました。トマトも5,500万、6,000万を間近にしたわけですが、需要はあるわけですから、あとはいかにそういう分野に参入をしてくださる皆さん方と一緒に歩んでいけるのかと。ことし17年度予算の中でそのハウス助成についても予算を組み込んでおりますけれども、そういうことについても引き続きこれまで以上に力を入れていく必要があるのではないかと考えているところであります。

優良田園住宅についてであります。優良田園住宅は、平成16年の4月に北海道に対して、基本方針をつくらなくてはなりませんので、基本方針の案を提出いたしました。今のところ、約1年かかっていますけれども、この4月もしくは5月に北海道からの同意が得られる見込みであります。なぜこういうふうに時間がかかるのかと申しますと、優良田園住宅で16年4月の段階で農振農用地を除外して優良田園住宅の候補地にするというのは実はほとんどないのです。滝川が初めてでなかったかというふうに思います。こういうふうに農業との調整というのが極めて大きな課題でありまして、その調整に時間がかかっているわけですが、北海道の同意が出ますと、17年の6月から7月に基本方針を公表いたします。公表した段階で、今候補地になっている皆さん方は建

設計画を策定し、承認を得るということになってまいります。しかし、地元の皆さん方は、建設計画の議論を既に進めているところであります。建設計画が出てきますと、開発行為の申請でありますとか、農地転用でありますとか、農振地区の除外でありますとか、ほかの地域にはない手間がかかってまいります。その後に造成工事、分譲開始ということになるわけでありまして、その手続きを今進めているところでありますとともに、事業者であります地元の皆さん方とも議論をしながら、この１７年、建設計画の策定というところまで持っていければなというふうに思っております。そういう状況でありまして、なかなか表には見えていかないということでございますけれども、地元としてもリスクを背負うわけでありまして、造成はしたが、売れないということではどうもならないわけでありまして、建設計画を練る時点ではリスクがいかに回収されて土地が売れるのかと、そういう商売的な側面も重視をしながら計画をつくれる。私どもも可能な計画策定の応援はしたいというふうに考えているところであります。

以上を申し上げまして、谷口議員の代表質問に対する答弁といたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、谷口議員のご質問がございましたので、順次お答え申し上げたいと思います。

最初に、児童生徒の安全についてのご質問でございます。学校におきましては、自分で自分を守る子供と、この育成を基本といたしましていろいろ取り組んでいるところでございます。まず、日常的にでございますけれども、繰り返し不審者への対応のあり方について指導を徹底し、児童生徒に対し防犯への意識づけ、これをするのが極めて大切であると、そのように考えております。平成１６年度における具体例を紹介いたしますと、警察と連携した防犯に関する避難訓練の実施、教職員向けの防犯研修の実施、それから従来の危機管理マニュアルの見直し、こういったことを行いまして防犯意識を高め、具体的な行動に結びつくような実践的な指導を今重ねているところでございます。校外にあってでございますけれども、不審者の不測の事態に備えまして、これは以前からも議会でご答弁申し上げてありますけれども、子ども１１０番の家や商店等、これ若干ふえておりますけれども、近くの家に助けを求める指導、これを各学校では繰り返し指導しておりますし、また必要に応じまして教職員が、あるいはＰＴＡが地域住民と協力しながら登下校の巡回を行っている、こういったことを通して児童生徒の安全確保に努めております。今後も教育委員会といたしましては、警察を初めＰＴＡ、関係機関のご協力をいただきながら、学校におきましてはまず家庭としっかりと連携をとる、こういったことを通して外部からの危機を防止していきたいと。そして、先ほども言いましたように自分で自分を守れる子供と、こういったこともつくっていくために今後とも指導を徹底していきたいと、このように考えております。

二つ目でございますけれども、教職員の意識改革と資質の向上についてのご質問でございます。各学校におきましては、その学校の児童生徒の実態をとらえて研究テーマを設定しております。その課題解決のために、児童一人一人に対するきめ細かな指導のあり方、これを授業を中心として各学校で実践研究を進めております。具体的には、従来からもそうでございますけれども、教師の発問や板書の仕方、教材の工夫、教育機器、特に最近はコンピュータをいかに活用するかと、こうい

ったことを通しまして基本的な指導方法の改善、あるいは教材研究、こういったものを進めております。特に1クラスに先ほども言いましたように教員が複数入りまして、つまり子供に対してきめ細かな指導を行う、いわゆるチームティーチング、こういったことを行っておりますし、指導したことがしっかり子供の身についているのかどうか確実に評価をしていくことがありますので、こういった指導と評価の一体化を図りながら教職員の資質の向上に努めていると、こういうことでございます。先ほども言いましたように、教育は人なりと、これよく言われておりますし、私もまさにそのとおりで思っております。教育の成果は、ひとえに教職員の強い意識と高い専門性、これを持つことが大切であると、このように強く思っております。そのために、すべての学校に高い専門性を持つ道教委の指導主事、これを活用し、意識改革や指導力の向上に寄与し、そして研修の質を高め、開かれた研修を進めていると、これが実態でございます。

次に、不登校の状況についてでございますが、いじめ等による不登校、こういったことにつきましてはいろいろ調べておりますけれども、不登校のきっかけというのはなかなか複雑でありまして、原因を一つだけ究明するというのはなかなか難しいと、そういうことでございまして、現在おります不登校の児童生徒はいじめによるものではないと、そのように判断しております。不登校の状況といたしまして、2月末現在でございますけれども、滝川市内において小学生5名、中学生が25名でございます。この中学生が多いというのは、全道、全国の傾向と同じでございます。ただし、滝川市内の不登校の児童生徒、この発生比率は、全国の比率といつも比べておりますけれども、滝川は少ない、そういう状況でございます。不登校に対しまして、これまでも説明申し上げましたように適応指導教室、これは教育委員会に相談員2名置いておりまして、各学校と連絡しながら教育相談あるいは学習指導、家庭訪問などを行っております、これは中地区の会館でも今までやっておりますし、今度は中央児童センターでも放課後指導しておりますが、こういったことを通しまして学校復帰を促していると、こういう現状でございます。さらに、私どもの力だけではなかなか、中学生25名も出ておりますから、これを回復するために道教委のスクールカウンセラー、これを活用いたしまして設置をしております。さらに、活動体験を通して社会性を身につける学校復帰を促すスクーリングサポートネットワーク事業、これも活用しておりますし、さらに教育相談活用事業、これも道教委でございますが、これを活用しまして、こういったところに1名1名プラスアルファを配置いたしまして、何としても不登校に歯どめをかけたいと、こういうことで頑張っております。いずれにいたしましても、こういった活動を通して学校と密接な連携を保ちながら、これの解消に総合的な支援をしていきたい。しかし、私どもがいろいろ対策を打っておりますけれども、基本的には学校でしっかりやっていただくということが基本でございますから、そういったことと連携しながらこれらの解消に努めていきたいと、このように考えております。

次でございますが、校内研修に道教委の指導主事を活用しておりますけれども、これについてのご質問でございます。校内研修の推進につきましては、学習指導要領というのがありまして、これはご案内のように学校は今全く自由に選ぶことができません。しかし、どこの学校へ行っても一定の水準のものをきちっとご指導いただくと、こういうことが全国で今求められておるし、これが義務教育を設置する要因でございます。そういった意味で、学習指導要領を基盤にして進める研修、

それから自校で行います研修、こういったものがございますけれども、これら二つを考えた場合、北海道教育委員会の指導主事が最も高い専門性を有していると。さらに、多くの学校を道教委の指導主事は回っておりますから、具体事例もたくさん持っております。そういった意味で、校内研修にお呼びするのは北海道教育委員会の指導主事が最適であると、このように考えております。滝川市教育委員会といたしましては、道教委の指導主事に共同研究者ということでおいでいただきまして、各学校に、例えばことしは江陵中学校に同じ指導主事が3回来ていただきました。そして授業の充実に努めておりますけれども、十分これらを今後も活用していきたい、このように考えております。それからさらに、教職員の意識改革と資質の向上でございますが、えてして独善やマンネリ化に陥ることもあります。こういったことでは困りますので、道教委の指導主事を活用しながら、教職員が緊張感を持って充実した指導、しかも開かれた研修、こういったことを通しまして保護者の期待にこたえていきたいと、このように考えておりますので、今後ともこれらを活用していきたい、このように思っています。

次に、学校評議員制度ということでございますけれども、これも議会にお示し申し上げまして、今活用しておりますけれども、各学校では4名ないし5名の評議員を委嘱して、小学校11校、それから滝川西高校もそうです、もちろん道立高校もやっています。大体3回程度学校評議員の会議を開いて、る検討していただいております。学校評議員に対しましてどんなことを申し上げているのかと、こういうことでございますけれども、まず学校経営方針です。それから、学力の実態こうだよと、心の教育はこうなっています。それから、家庭、地域とはこんな連携の仕方をしていいますよとか、あるいは学校の顔づくりとしてうちの学校はここまで進んでいますと。こういったことを学校評議員に説明しておりますし、今市内の学校では全部外部評価ということを取り入れていきます。例えばお父さん、お母さんに、うちの学校いいのかいと、子供にも先生の授業わかるのと。これは客観的な項目が必要でございますけれども、こういう外部評価をやっておりますので、こういったことに対しても評議員の皆様方からご意見をちょうだいしています。こんなことを通して、学校では先ほど言いましたように緊張感を持って教育活動を充実していくために有効に活用していると、このように申し上げたいと思います。さらに、評議員の方々には参観日、運動会、学芸会、学校行事などありましたら必ずご連絡しています。どうぞ見に来てくださいと、いいところは言ってください、悪いところも指摘してくださいと、このように言って每回来ていただいていることでございますので、これはうれしいなと思っております。まとめてみますと、学校評議員に対しましては、一つ目は学校に対する家庭、地域の意向を直接聞くことができる。二つ目は、学校の問題、課題に対して保護者や住民の立場から外部評価を含めて率直で適切なご意見をいただくことができます。それから、三つ目は、地域に教員が知らないいろんな教育素材というか教育資源があるのです。そういった教育情報を提供していただいている。こういったことを通じまして家庭と地域が一体となって開かれた学校をつくっていると、こういうことでございます。従来学校は閉ざされていると、何やっているのかわからない、行っても愛想も悪いというようなことがあったこともあったのではないかと思います。最近どんどん、どんどん開かれてきまして、こういった評議員のご意見をもとにしまして改善を図っているということでございます。先ほども言いましたように、学校を説

明責任を十分果たして内容を充実するためにはいい制度だと思っておりますので、今後ともこの評議員制度を活用していきたいと、このように考えております。

最後でございますけれども、コミュニティスクールと、これについてお答え申し上げます。コミュニティスクールというのは、ちょっと聞きなれない言葉でないかと思うのです。これ最近出てきたものでございます。これは、学校運営の改善をさらに一歩進めると、そういうことで平成16年の6月に、教育委員会のよって立っている基本の法律でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この改正がございました。この改正によりまして、学校運営協議会制度というのが生まれました。この制度をコミュニティスクールと、このように表現しております。このコミュニティスクール制度でございますけれども、これは保護者や地域の皆さんから選出された委員が校長の作成する学校運営の方針を承認したり、教職員の採用について任命権者、道教委でございますけれども、任命権者に直接意見を述べることができる、こういったこともありまして、一定の権限と責任を持って学校運営協議会を組織し、そして学校の基本方針や活動、教育活動に意見を反映させると、こういうものでございます。そこで、従来の学校評議員制度とどこが違うのだと、こういうことでございますけれども、学校評議員制度は評議員個人の意見を校長に申し上げたり、あるいは校長が学校評議員の個人の意見を聞き出したりして学校を改善していきます。しかし、この学校運営協議会制度は、学校運営協議会として意見を述べるものであり、制度として協議会として意見を述べるものでありますので、個人で述べる学校評議員とは違うと。そういう意味で、地域と一体となった学校運営に大きく役立つものであると考えております。このことを通じまして学校の透明性を一層高め、子供の健やかな成長を願う地域住民の意見や願い、こういった願いや意見にこたえる学校をつくっていくことができるのではないかと、このように思っております。地域住民と保護者、学校、教育委員会がともに知恵を出し合いながら、地域に開かれた学校、地域に支えられる新しい学校づくりを進めていきたいと、このように考えております。

教育委員会といたしましては、ただいま申し上げましたように学校運営協議会制度の趣旨を踏まえて、本市における活用のあり方について積極的に検討してまいりたいと、このように考えております。特に平成17年度、学校運営協議会制度の導入にかかわります文部科学省の調査研究事業がありますことから、既にこの事業に応募し、今決定を待っているところでございます。いずれにいたしましても、この機会をとらえまして新しい学校運営のあり方について研究し、地域に開かれ、信頼される学校づくりを一層進めていきたいと考えておりますので、申し上げておきたいと思えます。

以上数点申し上げまして、谷口議員への答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長 答弁が終わりました。

谷口議員、再質問ございますか。谷口議員。

○谷口議員 それでは、再質問いたします。

行政改革の推進についてなのですが、具体的に市長から説明がありましたけれども、一つは財務省の案でございますけれども、中空知の交付税が、僕も新聞で情報を得たのですが、

17年、18年は約80億円の減というようなことで、先ほど申し上げましたように体力のない自治体は財源不足で三位一体の改革はできないと、とまってしまうと。そのことにつきましても全国の知事会とか全国の市長会の対応が交付税について実際に命運をかけて努力をしておるのかどうか、この1点をまずお尋ねをしておきます。

それと、顔の見えるまちづくりの推進、非常に市長の答弁は立派な答弁だと僕思ったのですが、顔の見えるまちづくりはすべて先ほど言ったように、リンゴのこともちょっと言っておりますけれども、この中に失業者の方や最低賃金の生活者やら……

○議長 長 谷口議員、制限時間です。終了してください。

○谷口議員 フリーターのそういう生活者の方々がおるのですから、こういう問題も含めて全体的な顔の見えるまちづくりの推進ができるかどうか、その点1点伺いたいします。まだあるけれども、やめます。

○議長 長 谷口議員の再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 長 谷口議員の再質問に以下ご答弁を申し上げます。

中空知の構成市町が17、18で80億円地方交付税減というのは、私自身は情報を得ておりませんので、その情報に対する評価をすることはできませんが、滝川は地方交付税及び臨時財政対策債、それを含めて平成15年から16年度の見込みを比較しますと6億円減りましたし、平成16年の見込みから17年の予算ということになりますと4億円ほど減るわけです。大変な影響である、滝川だけとっても16、17の状況を見ると大変な影響であります。ただ、国は16年地方財政計画で、先ほど申し上げました滝川で言えば6億円減ったわけですから、ほとんど減っていったのです。だから、地方交付税をもらうところは極めて大きな影響をいきなり受けるというふうに去年の12月にいきなり出てきたのです。それで、とんでもないことをするなということで、全国知事会、全国市長会及び全国町村会、議長会もそうだというふうに思いますけれども、地方六団体を挙げて、こんなこといきなりやるなということで大抗議をしたわけです。その結果、17年、18年は大きく削減しないという約束を引き出したわけです。ただ、19年度はやるよということがあります。17、18は、要するに16年度と同じ水準を維持するよということで、金目から見ると出口ベースは確かに大きく変わらないのです。変わらないですけれども、滝川というところで見ると先ほど申し上げたような金額が実は減っていくわけです。そういう中でいかに健全化していくかというのは17、18年度、国全体で見れば出口ベースは同じだけれども、滝川に当てはめると減っていくということですから、それへの緊急な対応もまた重要だというふうに思っております。

顔の見えるまちづくりの件であります、私は確かに低所得の皆さん方がさらに所得の高い職業につけるような対策、あるいはフリーターと言われる人たちの対策というのは非常に重要だというふうに思っております。しからばどうしてそれを開発していくのかというと、これまた極めて難しい課題でもあります。やはり経済界と一緒にやってやらなくてはいけない。これ極端なことを言ったら、市役所は現在のプランの案では3年間職員採用凍結という方針の案でありますから、そういう面からいったら何だということになるわけですが、仮に事業所で1人従業員をふやせると

ということになってきたら何千人もふえるわけであります。そういうことを目指しながら、民間における雇用開発をいかにうまくやっていくのかと。そのために、今コールセンターというのはまだ数年立地が進むでありましょう、そういうところに力を入れる。さらに、滝川にゆかりのある大企業の重役もいらっしゃるわけでありますから、そういうところにぜひふるさとに力かしてくれということで歩き回る、そういう企業立地とともに、あるいは滝川の特徴を生かした新たな産業開発に皆さんと一緒に知恵を絞る。そして、特にフリーター対策については、職業に関する意識をしっかりと持ってもらって、定職を持たないで一生暮らせるなんて考えていないのだろうというふうに思いますが、率直に申し上げて高卒、卒業者の7割は5年以内に転職をするという実態があるわけであります。そういう職業に関する意識を私どもも学校と協力をしながら高めていく具体施策、これも既にやっているところでありますけれども、さらに力を入れていきたいというふうに思っております。

以上を申し上げて、谷口議員の再質問に対するご答弁といたします。

○議長 長 以上をもって谷口議員の質問を終了いたします。

お諮りいたします。若干休憩したいと思います。再開は3時10分といたします。

休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時11分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

酒井議員の発言を許します。酒井議員。

○酒井議員 私は、日本共産党市議団を代表いたしまして、市長及び教育長に質問いたします。

今国政は、戦後政治の大きな節目と言えるような重大な時期に差しかかっています。小泉内閣は、定率減税を初め年金、介護、雇用保険などを合わせ大増税路線に踏み出そうとしています。国と地方との関係も国庫負担金、補助金と地方交付税の削減を柱にした三位一体の改革でさま変わりしつつあります。公共事業は地方向けが削減され、大都市への再生型事業に集中が進み、地方を土台から切り崩す攻撃が強められています。こうした情勢のもとで、滝川市は活力再生プランを打ち出しました。今回の議会は、第1に、国の形、国と地方との関係を大もとから変える動きからいかに市民の利益を守るのか、第2に、活力再生プランで新しいスタートを切る滝川市として真に住民が主人公と呼べるような市政を目指すことができるのか、この二つが問われる大変重要な議会であると思います。外の方を見ますと、長かった冬もようやく終わりを告げるのか、雪解けが始まっています。ことしは、活力再生プランの元年という年であるということでございます。市長や教育長におかれましては、市民に向けてこれから苦しい冬から春へと向かう、そうした答弁を期待いたしまして、順次通告の順に従って質問を行っていききたいと思います。

◎1、基本姿勢

1、国民負担と市民生活に与える影響について

2、三位一体改革の影響と対策

最初に、市長の基本姿勢。国民負担と市民生活に与える影響についてお伺い申し上げます。まず、国民負担増についてです。日本経済は、国内総生産、GDPの成長率が3期連続でマイナスとなりました。最大の原因は、GDPの約6割を占める家計消費の減少によるものです。大企業の収益は急回復を遂げ、2003年度に続いて4年度も過去最高の収益を塗りかえる、こうした勢いがあります。にもかかわらずGDP統計の雇用者総数は01年から04年で連続してマイナスとなり、これが家計消費を冷え込ませているものです。その上に、年金保険料の引き上げに加えて介護利用料の負担増、生活保護費の老齢加算の廃止、定率減税の縮小、廃止、国公立大学授業料の値上げ等々、既に決まっているものやこれからのものなど暮らしの隅々まで及ぶ負担増が計画され、これらを合わせると2年間の総額で約7兆円もの国民負担増となります。これについては、財界の中からも橋本内閣の失政の再現との声が出されたほどひどいものです。こうした大增税は、本市にとっても重大な影響を及ぼすことにつながり、ひいては地域経済の活力を奪い、市財政にも深刻な影響を与えることになるのではないのでしょうか。市民の暮らしを守る市長として、市長は基本姿勢の前提となるこうした国の国民負担増、大增税路線が市民生活に与える影響についてどのように認識されているのか、お伺い申し上げます。

次に、市長は執行方針で三位一体の改革について、地方税財源がどれだけ確保されるかがかぎとなる、このように述べております。しかしながら、この三位一体の改革は改革とは名ばかりのものであり、国から地方への支出を大幅に削ることだけが目的であることは明白であります。したがって、これからも国に対して真の税源移譲を求めることが必要であり、こうした姿勢を堅持すべきと考えます。市長の考えを問うものです。

また、今国が削ろうとしているのは教育や福祉の補助金であり、地方の裁量の余地がほとんどないものです。こうした補助金は、国の責任に関するものであり、後退は決して許されません。国の保護費負担率引き下げに地方六団体が反対するのは当然のことでありました。昨年市長は、国の動向でもあり、推移を見守っていきたい、このようにご答弁なされました。こうした補助金確保のために全力を挙げるべきではありませんか。市長の見解を問うものです。

また、地方交付税削減についても国への強い対応が必要であります。三位一体改革の全体像の中で、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源総額は確保するとしています。全く信頼できるものではありません。三位一体改革の全体像は、国の歳出削減に努めることや地方財政計画の合理化を掲げるなど、さらなる地方交付税削減を進めるとし、国の中期地方財政ビジョンでは地方交付税の大幅削減に2007年度以降本格的に取り組み始める、このようにしています。交付税削減を許さない取り組みを市長会を通じてすることが必要ではないでしょうか。市長の見解を求めます。

◎2、重点施策

1、協働意識の醸成について

2、行財政改革の推進について

次に、重点施策について伺います。第1に、協働意識の醸成についてです。ここでは、どう市民本位に行政を行っていくか、こういった点が重要であります。幼稚園就園奨励費補助金削減については、市民委員会に報告されず、委員からの質疑で議論になりました。温水プールやスキー場については、利用者団体との懇談や、また理解がないまま市民委員会に提案されました。保育所保育料金の改定案は、1月24日に突然示されました。これらの問題では大きな市民運動が起こっています。これは、市長の進め方に対する市民の批判ではないでしょうか。また、議案が提案されてから住民懇談会が行われるのでは方針の修正をすることが非常に困難ではありませんか。協働意識の醸成と言うのであれば、まず市民と同じ目線に立ち、時間をかけて議論を十分にした上でお互いが理解し合うこと、これが必要ではないでしょうか。少なくとも広報やホームページ等で方針を説明した後、議会での議決や、また決定の数カ月前には各種懇談会など意見集約、また議論の場をつくることが市民本位である、また協働意識の醸成をするためには必要ではありませんか。市長の見解を問うものです。

第2に、行財政改革の推進についてです。使用料、手数料については、少なくとも税金を納めている以上、コスト主義だけで考えるべきものではありません。今回値上げを計画していますし尿処理や、また住民票の写しの値上げについては生活必需のものであり、反対です。市は、特定の方が必要とする証明書等を特定の方に提供し、その対価をご負担していただくとしています。しかしながら、このし尿処理や住民票の写しについて、例えばし尿処理については下水道などで別な形でやられることはあると思いますが、また住民票の写しについても全くこれをこの滝川市の中で生活していて使用しない、こういった方がどれだけいるのでしょうか。私は、そういった方はいないのではないかと思います。市民生活を送る上で文字どおりだれもが必要となるこうした費用について値上げは行うべきではありません。市長の見解を求めます。

また、必要性、緊急性、優先度が低いものの見直しが不十分なこともこの問題として挙げられます。市民会館と市長公宅については、経費節減や売却益を得るための見直しが必要です。この施設の見直しがない使用料、手数料値上げは市民が納得していないのではないのでしょうか。市長の考えを問うものです。

先ほど谷口議員の質問の中で活力再生プランについての答弁の中で、他の施設で代替できるものであればワンセット主義にこだわらない、このように市長は答弁なされました。文字どおりこの市民会館について、他の施設で代替できるものではありませんか。こうした点も含めて市長に答弁を求めるものであります。

また、文化センター、図書館については、あり方を見直すとされています。ここでは利用者委員会を設置して、内容を具体化していくことが求められます。スキー場や温水プールでは、市の方針に対して利用者団体から大幅な改善案が出されました。これは、そのよい先例ではないのでしょうか。施設や事業をどう改善していくか、またどう見直していくか、こうした改善方法は利用者や利用者団体が一番よく知っているのではないのでしょうか。本定例会にとどまらず、引き続き市民委員会や特別委員会等で調査研究を重ね、その上で見直しを行うかどうか決めることが求められます。市長

の見解を問うものです。

◎ 3、すべての人が健康で安心して暮らせるまち

1、保育料値上げ問題

2、高齢者福祉

次に、すべての人が健康で安心して暮らせるまちについて伺います。第1に、保育所保育料値上げ問題についてです。国民所得の減少傾向に歯どめがかからない中、保護者の中には夫婦ともフリーターという世帯も生まれるなど、子育て世代の収入と雇用の不安定が拡大する中でのこの保育所保育料値上げであります。市は国基準の保育料に改定するとしていますが、国基準とは上限基準と考えるべきものです。全国主要都市や道内34市の中には完全に国基準に改定するところはどこにもありません。先ほど藪内議員の質問に対し市長は、国の基準、考え方に近づけていきたい。また、説明責任を果たしたかという点につきましては、一面でもっともではあるが、ぐずぐずしていることが問題なのではないか、このようにご答弁されました。こうした国基準に完全に改定したようなところは一つもないことや、またそれどころか北見市では値下げ方向に見直しを検討しているというではありませんか。これでは平成19年度からは滝川市が文字どおり全国一高い保育料になるのではないのでしょうか。市長の見解を問うものです。このような改定方針に対し、このままでは滝川市で暮らしていけない、滝川市は子育てを大切に思っていないのではないかと、こういった保護者の皆さんの声は切実であります。新しい市政のために犠牲になってくれとしか聞こえないなど、厳しい反対意見が噴出しているとも聞いています。こうした中で、保護者が反対の運動に立ち上がり、見直しを求める署名は6,000名を超えています。昨年調査された滝川市次世代育成支援に関するニーズ調査でも、子育てをする上で特に不安に思っていることは何ですかとの設問に対し、出費がかさむこと、こういった回答が45.7パーセントの第1位を占めています。現在でさえ出費がかさむことに不安を覚えているのに、さらに保育料値上げは子育て支援と全く逆行するものです。については、本方針は撤回すべきと考えますが、市長の見解を問うものです。

次に、高齢者福祉について伺います。介護保険は見直しの時期を迎え、法案は国会に提出されています。内容は、介護保険への国の財政支出を抑制するため、要支援や介護度1の高齢者の介護サービスを切り捨てるなど利用を制限しながら、3年ごとの保険料値上げや施設入所者へのホテルコスト徴収など負担の強化を求めようとしているもので、改善される部分もありますが、全体としては大改悪と言えます。現在でさえ利用料負担が重いために必要な介護サービスが受けられないお年寄りの方も多くおられます。施設不足も深刻であります。こうした介護保険の構造的欠陥とも言える問題を正し、お年寄りの方々が必要な介護サービスを受けられるようにしていくことが今本当に求められているのではないのでしょうか。については、このような大改悪をやめ、国民が安心できる介護制度に改善することが必要であります。そのために国庫負担を25パーセントから30パーセントに引き上げること、低所得者の利用料や保険料の減免制度をつくること、保険料についても今の5段階制から所得比例に改めること、ホームヘルパーなど介護労働者の労働条件を改善することが求められます。執行方針では、国が実施する大幅な見直しを踏まえと追認するかのような表現をな

されています。この件についての市長の基本的な考え方を問うものです。

◎ 4、すべての人が生き生きと生活する活力あるまち

- 1、農業行政
- 2、国際交流・都市間交流
- 3、スカイスports

次に、すべての人が生き生きと生活する活力あるまちについて伺います。菜種栽培は、菜の花まつりなど滝川を代表する花に成長いたしました。しかしながら、補助金がなくなろうとしている問題から、本市における菜種が危機に瀕しています。執行方針での輪作や、また丸加高原の菜の花畑、さらには燃料化などのBDFだけでは解決できる問題ではありません。先ほど谷口議員の質問に、顔の見えるまちづくりについて地図から名前が消えうせるまちにするべきではない、このように市長は答弁なされておりました。私もこの点における地図から名前が消えうせるまちにするべきではない、こうした点については賛成であります。そういうことであれば、滝川の顔として菜の花を位置づける、そういったものであるならば、滝川から菜の花をなくさないためにも、例えば菜種生産組合や生産農家の声をよく聞き、本当に安心して経営していけるよう具体的な支援を明確にするべきではないでしょうか、市長の見解を問うものです。

次に、国際交流について伺います。本市における国際交流は、これまで地域の活性化という面でも教育面でも定着してきましたが、これからの市の役割を考えていく必要があるのではないのでしょうか。ついては、国際交流については協会の自主性を強化することや、また国際協力機構実施事業などとの市のかかわり方や、また国際姉妹都市事業とのあり方、さらには職員配置など大きく見直すべき時期に来ているのではないのでしょうか、考え方を問うものです。

次に、スカイスportsについて伺います。執行方針では、世界に名高くメッカとしてのスカイスportsといたしまして、経済効果の高い地域資源であるとしています。しかし、こうした一定の効果を上げているにもかかわらず、必ずしも市民に理解されているとは言えないのではないのでしょうか。それどころか逆にこうした事業が必要なのかどうか、こうしたことについて市民から質問を受けたり、逆に疑問が深まるばかりとなっているのではないのでしょうか。私もこういう点について質問を受けたところ、実態はグライダー協会のものになっているということや、また職員数を3名から1名に削減することなどさまざまな改善案が生まれていることや、またそれ以外でも例えば児童等において、また一般、障害者の方々等の体験搭乗を通じて非常に喜ばれていることなど、また経済的な効果も生まれていることなど説明しても、それでもグライダーはむだではないかと、このようなことを申し上げる。これでは全く市民の疑問が解決されているとは言えません。ついては、スカイスportsを理解するあり方を検討する市民委員会など、こうしたものを設置することや、また市民に対して大きく意見を求めること、また市民の疑問を解消するとともに、その可能性を探ること、そのために大きな知恵を探ることが必要ではないのでしょうか、考え方を問うものです。

◎ 5、教育行政執行方針

- 1、私立幼稚園
- 2、市立幼稚園
- 3、國學院短期大学への助成
- 4、温水プール
- 5、空知太スキー場

最後に、教育行政執行方針について伺いたいします。第1は、私立幼稚園についてであります。今回提示されています見直し案については、多くの市民から怒りの声が上がっています。我が党は、市民不在の提案であり、次世代育成の精神をないがしろにするもので、全く受け入れることはできないと考えます。市の補助金削減方針に対し、短期間に約1万人の署名と陳情が保護者団体など関係者から出されました。それらの声は、子育て支援という国や市の流れに逆行し、先にやるべきことがあるにもかかわらず子育て世代への負担増はおかしいというものでありました。補助金削減は、するべきではありません。教育長の考えを問うものです。

次に、市立幼稚園について伺いたいします。中期プランによりますと、みずほ幼稚園を17年度4歳児募集停止、18年度末に廃園、おおぞら幼稚園は22年度廃園等を検討しています。執行方針では、今後の少子化に伴い幼児数の減少が見込まれることなどからも、その役割を果たしたとしています。一方財政面では、私立幼稚園が補助金と保育料で運営されているように、公立幼稚園でも市の負担と保育料で運営されています。また、父母や子供たちに選択のあることも重要であります。さらには、今後幼児教育の重要性からも拡充の状況が生まれる可能性も否定できません。こうしたことから公立幼稚園は廃園にするべきではないと考えますが、教育長の考えを問うものです。

次は、國學院短期大学への助成についてです。執行方針では、國學院短期大学活性化に効果があらわれているとしています。こうした短期大学自身の活性化については、歓迎するものです。しかしながら、小中学校の予算を削り、滝川市奨学金制度の廃止計画の一方で國學院短期大学への財政支援を続けることに批判が多いのは当然のことではないでしょうか。そもそもコミュニティカレッジ、市民講座については、國學院短期大学自身が市民への貢献として行うべきものです。また、國學院短期大学新入生の保護者で中空知5市5町在住の方に奨励金、滝川市民10万円、その他5万円を支給する制度である滝川市修学奨励金制度は廃止するべきです。こうした小中学校との関連からも教育長の考えを問うものです。

次に、温水プールについて伺いたいします。利用者の会の要望提案を受けまして、市は半年休館を撤回し、大幅な改定を決めました。利用者委員会設置など今後も利用者を中心とした施設の運営が必要と考えます。これについて教育長の考えを問うものです。

最後に、空知太スキー場について伺いたいします。市のスキー場廃止方針について、短期間に8,000人を超える署名と運営についての要望、協力、改善についての陳情が出されました。執行方針では、子供の冬の遊び場として北電公園スロープを活用するとしています。リフト設備がないことから不十分であります。また、スキー授業にはかまい岳スキー場を活用するとしています。リフト代やバス代を考えると廃止に伴う費用対効果は高くありません。さらに、かまい岳ス

スキー場自身も財政的には不透明であり、今後ともずっと利用できる、こうした保証はありません。空知太スキースキー場の廃止は行うべきではないと考えます。教育長の考えを問うものです。

以上です。

◎議事延長宣告

○議長 本日の会議は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

酒井議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 日本共産党市議団を代表しての酒井議員の代表質問に以下順次お答えを申し上げます。

基本姿勢、国民負担と市民生活に与える影響についてということでございますが、ご案内のように国民負担率はだんだん上昇してきました。昭和45年の数字を見てみますと24.3パーセント、平成16年35.5パーセントということであります。11パーセント上昇してきました。ただ、片一方では、バブル崩壊後大幅な税収の減少、あるいは経済対策の実施によりまして増加した国の財政赤字に対する負担を含めたいわば潜在的国民負担率というのは昭和45年は24.9パーセント、余り赤字がなかったということであります。平成16年では45.1パーセント、20パーセント上がっております。この国民負担率と潜在的国民負担率の間、国民負担率は11パーセントしか上がっていないのに赤字を含めた潜在的な国民負担率は20パーセント上がっている。これが実は赤字につながっていったのです。この累積した赤字をどうしようとしていくのかというのが今国全体の極めて大きな課題であるわけでありまして。そういう中で、率直に言って地方分権改革が進み、そしてそっち側へさまざまな切り込みがなされてきました。それで実は大変なのであります。大変なのでありますが、これはしかし何とかしなくてはいけない。私は、国の政策は国政の場でやるべきだし、道の政策は道議会の場でやるべきだし、市の政策は市議会の場でやるべきだ。しかし、それを受ける受け手の立場は、国の政策であっても道の政策であっても滝川市の政策であっても、やはり滝川市ということにくれば市民であります。したがって、国の政策、道の政策において、滝川市が特に特殊事情があることによって、それは認めるわけにはいかないと、あるいは道民の一員として、北海道全体の大きな課題であると、北海道の特殊事情だと、あるいは中空知の特殊事情であると、こういう声が国や道の場面に届かないというのは他面問題だと。全体的な動きに対して言うことではなくて、地域の事情がしっかりと国政、道政に伝わっていくと、そういうことで場面においてはしっかりと組織を通じて伝えていきたいと、そういうふうに思っております。国政総体のことにおいて、滝川市長の立場でどう認識を、評価をするのかということについては、そういうことも発想の中に入れて判断していきたいというふうに思っております。

三位一体の影響と対策ということについてでございますが、税源移譲、補助金確保ということに関するご質問であります。公平な税源移譲が進むように、基幹税を中心として税源移譲すべしという要望も行っていました。私は、補助金についても税源についても地方が自立するための改革だというふうに思っております。補助金のような他力本願で国が補助金を出すかどうか消失与奪権を握っていると、こういう中で地方分権、地方の責任で地方が決定をするということとはできないわけです。したがって、私は、基本的には自主財源で自己決定できる仕組みをつくるという地方自立

のための改革ということには基本的には賛成であります。しかし、そのことによって補助金を削減して税源移譲するといっても、税源はほとんどないと。それではどこに入っているかと聞けば、地方交付税で措置されているというふうに言われる。地方交付税では算出根拠の中に入ったけれども、その地方交付税自体はがっばりと減らされる。そうしたら、どこにも入っていない。こういうふうに通金の来ない通そっぱちの改革はいけないというふうに言っているわけであり通ます。そういう意味では、滝川は地方交付税で措置をしてもらわなくては通けない、そういう声を16年度皆さんと一緒に大きな声として実ハ出したわけであり通ます。その結果、先ほどのご答弁で申し上げましたように17、18はいじくらないと、基本的に出口ベースでは通いじくらないということであり通ます。今後とも地方の実態をしっかりと伝えていくという行動は積極的に行っていくべきであるというふうに通思っております。

次に、重点施策、協働意識の醸成についてであります。市民の皆さんから託された税金をどのように活用するのが最も公平で、かつ効果的であるかというのは、私どもがいつもそれを基本に通置いて、そのもとで市民の皆さん方の意見を交えて十分な論議が必要であるという基本の考え方を持っております。今までいろんなことが行われてまいりました。その実施してきたことは、やはり背景があつて、例えば財源があつたとか、背景があつてそれが行われてきたのではないかというふうに通思います。行政サービスの元手となる財源は納税者が供給してくれるわけであり通ますから、もし非効率なサービスや特定の受益者に対して偏ったサービスが行われるということになると、結局は納税者の損失になるわけであり通ます。私は、6年の計画、活力再生プランを市民の皆さん方の意見をよく聞いてまとめていきたいというふうに通考えて、さまざまな市民会議あるいはまちづくり懇談会でご意見をお伺いをしているわけであり通ますが、いろいろご説明を申し上げましたように、しかし例えば17年度で検討して18年度から着手すると、そういう時間的通余裕があるのかどうかと、ぐずぐずできる状況ではないということから、6年間で実施したいというふうに通思っている計画の一部について平成17年度に通実施をしたいというお願いを申し上げ、予算に通提案をさせていただいているところであり通ます。率直に通申し上げまして、苦渋の選択であり通ます。なぜならばスピードを上げた改革が必要だからというふうに通思うものであり通ます。補助金のカットであり通ますとか、あるいは値上げであり通ますとか、直接関係をされる皆さん方には極めて痛みの大きいものであり、賛成しがたいという心情が強いというのも理解できないわけではあり通ません。直接関係者の完全な理解を求めて提案できないという部分もあるわけであり通ます。しかし、今危急の時期にあつて、個別の視点ではなくて財政健全化を含めた活力再生の全体のプランを提案させていただいて、その中通において総体の視点で議論をいただきたいというふうに通考えているところであり通ます。

行政改革の2点目であり通ますけれども、使用料、手数料、コスト主義だけで考えるべきではないと。私は、基本的に使用料、手数料については、補助金が入ったりしているものもあり通ますけれども、コスト主義を基本に通すべきだというふうに通思っております。滝川市におきましては、使用料については必ずしも100パーセント転嫁を基本として料金設定をしているわけではあり通ません。公益性あるいは必需性、そういうものを考えながら、一定の税負担を考慮しながらサービス提供の目的に通応じて負担割合を定めているところであり通ます。一方、手数料につきましては、そのサービス

のコストあるいは役務、本人にのみ提供される。それは機会はいろいろあるかもしれません。機会の頻度というのは、かなり違うのではないのでしょうか。そういうものについては、上限を100パーセント負担として急激な負担増加率とならないような見直しを行いたいということであります。し尿の処理のお話がありました。片一方では下水道普及をどんどん進めてまいりました。そして、下水道普及のできないところについては合併処理浄化槽という制度をつくって、下水道に参画をしていただく、そういう制度もつくってまいりました。しかし、さまざまな事情の中から、やはりし尿をくみ取らなくてはいけないという方もいらっしゃるわけであります。片一方では下水道普及をし、そして合併処理浄化槽で進め、片一方ではし尿処理施設を温存していく。し尿処理施設のスケールメリットがだんだん失われていって、単位当たりのコストはどんどん高くなっていく。それでもやっぱり今までどおり、ふえていく部分は税金で穴埋めすれという選択を私は市民の皆さん方をお願いをすることはできない。他に方法論があればまた別でありますけれども、処理コストに見合った、あるいはそれに近づけさせていただく手数料の値上げというのは、ぜひご議論の中にご理解を賜りたいというふうに思っております。

市民会館と市長公宅についてでございます。ご案内のように、何回かご質問をいただきました。基本的にあるものは有効に活用する、効果の乏しくなったものは廃止、縮小を検討する。ただ、廃止するときにかえてコストが極めて大きくかかるというのは、将来の経営性ということも考えながら判断が必要だというふうに思います。今市民会館について利用率の高度化を図って、せっかくあるものは有効に活用するという立場で改善を加えております。こういう数字がいいのかどうか、よくはわかりませんが、チョッちゃんコレクションは毎年市内外から3,000名を超える皆さん方が来ていただいております。こんなにいいものがここにあるのだ、少しPR不足だなというふうにも思いますけれども、やはりそういう方々がお見えになっているわけであります。平成15年度に52件でありました市民会館の利用は、平成16年で100件の見込みであります。やはりあるものは有効に活用していくと、そういうことが重要だというふうに思っております。市長公宅でございますけれども、市長公宅をどういう趣旨で議会に諮って決定をいただいたかというのを当時にさかのぼって調べてみました。こういう趣旨であります。市長という職務は執務時間という定めがなく、個人の生活と公的な生活が合わさった立場であり、市長職を遂行するための公的補完をするために公宅が必要なのだというご提案を申し上げて、議会でご決定をいただいて設置をしたということであります。私は、まちづくりあるいは行政関連などのさまざまな情報交換の場、意見の場としても必要なわけでありまして、ある意味では私も市内に自宅を持っておりますから、二重生活でもあるわけでありまして、二重経費がかかる話でもあるわけでありまして。しかし、私は、市長公宅が議会に提案をされた、その趣旨が重要であるというふうに考えておりますので、今公宅を売却するという考え方はありません。しかし、これまでさまざま、運営コストはかかっていくわけでありまして、管理経費の削減というものに力を入れてまいりましたし、あるいは家賃の値上げというのも実行してまいりました。総体経費の削減を図っていったら、その中で所期の目的を達成すべきだというふうに考えております。

保育料についてのご質問でございます。これは先ほども一部ご答弁を申し上げましたけれども、

今回の保育料の改定は、国の徴収基準額を下回り設定をしております滝川市独自の保育料金を激変緩和を図りながら、一定の経過期間を設けて段階的に国の基準額へ移行させていただきたいという中身であります。日本一高い保育料というご指摘でございますが、平成10年に厚生省の調査が行われて以来調査が行われておりません。したがって、国の調査自体は平成10年の状況でありますけれども、その当時国の徴収基準額と同じに設定している市町村が100市町村であったというふうな統計になっております。平成16年度から公立保育所の運営費の一部財源化に伴いまして、空知管内各市においても基準の見直しということが検討されているという情報でありますけれども、空知管内では1市だけ平成17年度で国基準に移行すると、経過措置を設けながら、そういう市もございます。一方、道内すべて調査することはちょっとできませんけれども、967の市町村については調べることができました。国基準より高い部分と国基準より低い部分が混在をしているという表で運用しているところが40の自治体がございます。国の基準と同様に、これは16年度の状況です。国の基準と同様というのが1自治体であります。国の基準より高く設定しているという自治体が3自治体であります。滝川は公立保育所ばかりであります。道内には、この周辺にも多いと思いますが、法人で運営されている保育所もあるのです。この法人で運営されている保育所は、公立保育所のように措置費の切り込みが今のところありません。何で公立の保育所だけが標的になるのかという不満もないわけではありませんけれども、そういう面からいえば法人でやっているところはその切り込みの必然性も今のところないという状況であります。ただいま調査箇所数967、道内と言いましたけれども、そんなに道内にはありませんで、全国で調べた結果967市町村が調べられた。その結果が先ほどの数字であります。

価値観の異なるものを一緒に論ずるというのはなかなか難しい、いかがかなというふうに実は思いますが、これは議論のすれ違いになるかもしれません。私は、子育て支援の極めて大きな部分を保育所が担っているというのは事実でありますけれども、しかし学齢前の児童の51パーセントの皆さん方、約半数が幼稚園と保育所を利用されていないという実態もあるわけであります。こういう皆さん方を含めて子育て支援全体の政策を適切にやっていかなくてはならないわけでありまして。そういう中で、片一方では措置費が一般財源化されて実質金は来ないと、相当削減をされるということでありますから、負担をしていただく部分は、金のあった時期はいいのですけれども、金がなくなってきたときに、さらにどこから税金を持ってきて、それで穴埋めをしなくてはならないということでありますから、その負担の部分は国の考え方、保育料の場合には一定の期間の中で国の基準に近づけさせていただきたいと、そういうお願いをし、提案をしているわけでありまして。厳しいことは十分理解できますけれども、そういう面においてもぜひ理解をしていただきたいというふうに思います。

保育所の措置費について改めてご説明を申し上げたいと思います。まちづくり懇談会でもいろいろご説明させていただいて、ルールはこうなっておりますというルールの説明をさせていただきましたけれども、実は去年、16年度で2億5,000万弱の補助金削減されたのです。これを一般財源化する、税源移譲して一般財源化するということです。うち、滝川の場合は保育所がたくさんあって、基本的に保育を必要とする方が皆さん入っていただけるだけ保育所をつくろうという基本

政策の中でやってきましたから、この16年度の補助金の削減の中で2億2,000万は保育所の措置費の補助金の削減であります。何ぼ金来たかという7,800万しか来ないのです、税金で来た部分。残りどうするのですかと聞いたら、地方交付税に入っていると言うわけです。先ほど申し上げましたように、地方交付税はがっばり減ったわけです。まちづくり懇談会ではルールの説明をしております。ルール上は入っているのです。全額も入っていないですけれども、少し高めて入っている。入っているけれども、ほかの方で交付税ががんがん削って、結果的に起債も含めると6億円削られたわけです。実際16年度2億2,000万円来たやつが全部7,800万円の税金投入しても、地方交付税で実際来たのはゼロなのです。そういう状況の中で子育て支援をしっかりとやっていかなくてはならないと。そういう意味では、ぜひとも国の基準まで近づけさせていただきたいという行政としても切実な提案であります。ご理解を賜りたいと思います。

高齢者福祉についてでございます。介護保険制度そのもののねらいは、幾つかキーワードがあるというふうに思います。自立支援であり、利用者本位であり、在宅生活の重視であり、ケアの総合化であり、協働、連携であると。そういう方向にすべてが進んでいかなくてはならないというふうに思います。今回の制度の見直しについて、予防重視型への転換、在宅と施設の利用者負担の是正、そういうものを考えながら介護保険制度という制度を存続、維持させていくために低所得者層にも配慮した保険料設定を含めて制度全般にわたって適正、適切な見直しが進んでいるのではないかとこの認識を私は持っております。個々の部分についてはさまざまな評価があるというふうに思いますが、全体の基本認識としてはそういう認識を持っております。要支援、要介護1の軽度の高齢者の皆さん方につきましては、予防給付を充実をさせて要介護状態の軽減、悪化防止を図ることを目的にしているものであります。ホテルコストの徴収などは、在宅と施設の利用者負担の公平性の観点から、居住費用、食費の見直しを行うことになっておりますけれども、いずれも低所得者の方々に対する負担強化を求めるものではなくて、負担軽減措置が十分講じられるというふうに承知をしているところであります。国庫負担率の引き上げということにつきましては、既に市長会を通じて強く要請をしたところであります。低所得者の利用料、保険料の減免につきましては、現行の減免制度を維持するとともに、利用料の独自減免は制度の必要性を含めて計画策定時に検討してまいりたいというふうに思います。保険料の設定につきましては、国において現在の5段階制から6段階制へ見直しが予定をされているところでありまして、ご質問にもございましたけれども、保険料負担の軽減がなされるというふうに考えております。ホームヘルパーなどの介護労働者の労働条件の改善ということでございますが、事業所個々の経営上適切に対応されるべきだというふうに考えております。

農業行政についてであります。菜の花の栽培につきましては、国の菜種契約栽培推進対策事業に基づきまして、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会、俗に言う生活クラブ生協、そこの契約栽培が行われるときに国の交付金が出るという仕組みになっておりまして、約4,300万円の交付金が支給されているわけでありまして、菜種がこの交付金を含んで9,000万円ぐらい全体で、去年あたりは契約栽培以外にも100トン余り豊作でたくさんとれましたから、これも売れるわけでありまして、農家の収入9,000万円余り、そのうちの4千数百万円が実は交付金という構造

であります。したがって、ご質問のありましたようにこれがなくなったら成り立たないのではないかというご心配があるわけでありまして、私もそういう意味では農協と一緒にしながら去年北海道や農林水産省に対してこの交付金を維持するようにと、それは菜種は極めて大きな農業の生産品目としても、先ほどご質問のありましたように輪作の基幹の作物でもあると、畑作上これがなくなると大きな影響を与える。しかも、この菜の花というのは、これからのエネルギー、環境、観光という側面からも極めて重要な作物であるということでも要請をしてまいりました。ただ、今国は何をやろうとしているのかと申しますと、先ほど来ご質問がありましたように品目横断的政策へ転換しようと、菜種だ、米だ、小麦だ、大豆だ、そういうことではなくて品目横断的政策へ転換しようという基本の考え方がありますために、私も極めて危機感を持っているところでありまして、その品目横断的政策への転換がどうなるのかということが極めて心配であります。そんなことが心配でありますために、実はアンケート調査やりました。もし制度廃止後作付されますかという菜種生産組合に対しての調査をさせていただきましたところ、面積は少し減少するものの17年作付は皆さん方かなり作付してくださいと、そういう意欲を持って菜種を植えようという皆さん方が多いということは極めて心強いことでありまして、これほどの意欲を持って皆さん方が進めることでありますから、私も農協と一緒にしながら力を尽くし、この交付金の形はどうなるかわかりませんが、維持、存続ということについて力を入れていきたいというふうに思います。

国際交流、都市間交流についてであります。国際交流につきましては、社団法人滝川国際交流協会と連携をとりながら、かなり高い成果を上げているというところであります。しかし、自立は必要だというふうに思っています。事務局の応援を急速に手を引いていくと今の国際交流における滝川での事業展開が私は極めて縮小されるというふうに思っております。今国際交流協会の会員さんたちは、実は会費を払うのは通行手形でありまして、会費という通行手形を払って、そしてボランティアで通訳をしながらホームステイを受け入れ、国際交流に関するいろんなボランティア活動をやっているわけでありまして、金を払って汗を流すと、そういう仕組みになっているわけでありまして、これは、私はすばらしいことだと。それを支えているのは、やはり事務局であります。事務局は市職員と兼務でありますけれども、長期的な自立ということを目指しつつも、活動に甚大な影響を与えるという改革というものを直ちに実行するのは難しいというふうに思います。ただ、国際交流協会は、創立したときに、市役所の中に置くのではなくて、ぜひ自立を目指してまちの中に、みんなが来れる、外国人も来れる、そこで情報交換が行われて国際交流が進んでいく、そういう自立した国際交流協会を目指そうではないかということが創立したときに議論として交わされて、そうだという確認もされているわけでありまして、そういうことを目指しながら、必要な行政支援をその段階において適切な判断を下しながら進めていきたいというふうに思います。

スカイスポーツであります。スカイスポーツの振興は、これまでも各種事業の実施を通じまして地域の特色ある教育、あるいは外客誘致、地域経済活性化に貢献をしてきたというふうに思います。そして、その経済効果も雇用あるいは地元企業との取引、観光客の直接落としていただくお金、そして特にマスメディアに報道されるという間接的な経済効果、これは極めて大きなものがあるというふうに思っております。過日ある企業の経営コンサルタントの方とお話をいたしました。滝川市

は全国にどういう情報を発信できるか、今有名だと思われるものは市長、何ですかと、幾つか挙げてくださいと。やっぱりこれからのまちはそういうものを伸ばしていかなくてはいけないのではないかとこの口頭試問を受けました。その中でその経営コンサルタントの方は、滝川が全国に知られている唯一のもの、それはグライダーではないですかと。このグライダーをどうやって具体的にまちづくりに生かしていったら、地域経済へ具体的に金の落ちる仕組みをより一層つくっていくというのがあなたの仕事ではないかというふうに、これはいろんな考え方がありますから、そういう経営コンサルタントの指摘であります。私は、この指摘は極めて重要な指摘でもあるというふうに思っております。私としては、住みよいまちづくりだけではこれからはまちは運営できない。訪れてみたいまち、滝川のイメージということもいろんな方々に知っていただかなければ、これからの都市運営というのはやっていけないというふうにも思います。市といたしましては、スカイスポーツを滝川の顔の一つと位置づけまして、そしてこれまで教育委員会で子供の健全育成、青少年の健全育成ということを主眼に置いてやってまいりましたけれども、それを含めて外客誘致、観光の重要な手段の一つと、そういう視点から教育委員会から市長部局に所管を移して、地域経済の活性化、個性のあるまちづくりに一層力を入れていきたいというふうに考えているところであります。一方、これまでさまざまな行政支援をやってまいりました。今回の活力再生プランの中では、スカイスポーツ振興協会は自立をしていただくという方向性を打ち出しているところであります。事業実施に当たっております市職員の計画的削減というものを進めて、一層自立化の速度を速めていきたいというふうに思っているところであります。しかしながら、片一方では小学校における体験学習やイベント、だからといって市民無料搭乗を今スカイスポーツ振興協会の事業として市は一銭も金を持たないで、職員を応援しているからということがありますが、直接的には市民の無料搭乗の金は市は一銭も出していないわけでありまして。こういうものも削減されたら困りますから、ぜひこういう事業は引き続き実現をしていっていただくようお願いをしながら、自立化の方向で、なおかつこれが滝川の顔づくりの一環になるという進め方が大切だというふうに思います。

國學院短期大学への助成についてであります。財政支援を続けることに批判が多いと。私は、必ずしも批判が多いというふうには認識をいたしておりません。國學院短期大学は、行政、経済界、そして市民とが連携をして、我がまちの大学ということでつくり上げた大学であります。しかし、一時期創立当初とは違って我がまちの大学であるという意識が少し希薄になった時期があったのではないのでしょうか。そこで、コミュニティカレッジセンターの整備が実は行われたわけでありまして。コミュニティカレッジセンターは、平成14年に中空知地域の文化交流事業を推進するために設置をされました。そして、オープンカレッジの実施でありますとか、地域文化の調査研究でありますとか、文化講演会やワークショップ、国際交流の推進、そういうものを短大の持つ特色、専門性を生かしながら、地域文化の実態というものを十分考えていただきながら、我がまちの大学であるという具体的な事業の展開として行われてきたわけでありまして。オープンカレッジ一つとっても、文学、外国語、絵画、書道、歴史、あるいは稲わらを使った紙づくりとか多彩なテーマによって10講座行われています。そして、それぞれ年10回、市民に向けて開講したりしているわけでありまして。受講者は、130名を毎年超えるわけでありまして。そして、ことしはまた社会人入学を短大独

自の事業費でやろうということも手がけていただきました。そういう中で、平成15、16年と1億円の助成をさせていただきましたけれども、15年度まではコミュニティカレッジセンターの補助金200万円だったのです。16年度は1億円の中に入っておりますから、これで勘弁してくださいということでお願いをいたしました。17年度、これまで200万円コミュニティカレッジセンターに補助金を出させていただきましたけれども、市民団体の皆さん方をお願いしておりますように50パーセントカットさせてくださいと。基本方針でありますから、50パーセントカットさせていただきまして、200万円させていただいていたのを100万円削減して交付をさせていただきたいということでもあります。運営費に対する支援ではございません。事業費に対する支援であり、かなりこの事業に國學院は多額の事業費を払っているはずであります。私は、投資と効果、費用と効果は極めて償っている補助事業だというふうに思います。

修学奨励金についてでございますが、この制度によって滝川市や中空知から入学者がかなりふえてきたという状況はあります。それなりの効果は果たしてきたというふうに思っております。しかしながら、この奨学金制度については、制度の存廃を含めて検討して、早い時期に方針を打ち出したいというふうに思っております。なぜ平成17年度からできなかったのかというと、できない事情があります。それは、大学の募集は入ったその月からもう始まるのです。この4月から、もう18年度の学生募集が始まっていきます。そのときに、もうパンフレットをつくっていくわけです。そこにこういう支援がありますよということで書いて、メリットを入ろうという皆さん方にPRをしていかなくはならないわけであります。18年度は、4月にもうそういうことが入っていきますから、これまでに検討して方針を固めたいというふうに思っておりますが、それなりに役割は果たし終えたかなという反面の判断もあります。

以上を申し上げて、酒井議員に対する代表質問の答弁とさせていただきます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、酒井議員のご質問にお答えします。

滝川には芸術、文化、スポーツを振興するためのさまざまな教育施設が整備されております。厳しい財政状況下ではありますが、日ごろから施設運営の効率化、あるいは施設維持に努め、経費の削減を行ってまいりました。しかし、これからは各施設の使用目的を達成し、より効果的に推進するために、施設運営の仕組みそのものを変えていかなければいけないと、このように教育委員会としては認識しております。このような状況の中で、今後の施設運営についての方向性を検討するに当たっては、指定管理者制度の導入、ボランティアの育成、利用者の提言など総合的に判断して取り組んでいかなければいけないと、このように考えております。ご提案のございました利用者委員会の設置につきましては、施設のあり方を利用者とともに考える一つの方策としては有効でございます。しかし、すべての施設が利用者委員会のような組織を設置し、効率的な運営ができるかどうか、これについては慎重に吟味して見きわめていかなければいけないと、このように考えております。今後各施設運営のあり方につきましては、市全体の活力再生プランの考え方、これに関連づけながら、利用者団体等の協力体制も視野に入れて、利用しやすい施設、効率的な運営を図れるように今後とも検討してまいります。

次に、幼稚園就園奨励費補助金のご質問でございます。滝川市活力再生プランでご提案させていただきました幼稚園就園奨励費補助金見直しについてでございますが、平成16年度までのこの補助金は国の補助限度額をそのまま用いてまいりました。しかしながら、国のこの補助制度は市民税非課税世帯について申し上げますと国の補助率は49パーセントであります。滝川市では77パーセントの補助率となっており、国の考え方を大きく超えて補助してまいりました。このことから、少しでも国の考え方に近づけさせていただきたいということが今回の見直しでございます。子育て世代の負担増ということはあると思いますが、緩和措置として補助限度額の見直しは第1子のみとし、同時に入園している第2子、第3子などは据え置きとしており、さらに保護者負担を考慮いたしまして経過措置を講ずるなど配慮してまいります。なお、多くの署名があることは承知しておりますけれども、ご理解をいただくため、今努力しているところでございます。

次に、市立幼稚園についてのご質問でございますが、市立幼稚園につきましては昭和50年代の第2次ベビーブームにより幼児が入園、入所できず、待機となっていたなどの社会的背景から、私立幼稚園の補完的な立場としてこれは設置したものでございます。幼児数は出生率や今後の人口予測を見ると減少傾向にありますし、現状において私立幼稚園で就園が可能な状況となっておりますことから、私立幼稚園を補完する立場で設置されました市立幼稚園の果たす役割は終えたものと考えております。みずほ幼稚園につきましては、位置的な問題から園児定員割れが続いていること、施設の老朽化などから、活力再生プランにご提案させていただいたとおり平成18年度末をもって廃園したいと考えております。おおぞら幼稚園につきましては、みずほ幼稚園に伴う影響などさまざまな角度から調査研究を行い、市立幼稚園のあり方、必要性を見きわめながら今後十分な検討を行う中で結論を出す必要があると考えております。

次に、温水プールの運営につきましてでございますけれども、通年営業を継続するための改善策を議会特別委員会などの意向を踏まえ、利用者との話し合いを含めてさまざまな観点から検討させていただきました。利用時間の短縮、日曜日と冬場1カ月間の休館、利用、使用料の改定、職員1名を嘱託とすることなど経費削減を図り、効率的な運営を行ってまいりたいと考えております。これからも一層経費節減に努めてまいります。今後施設を存続させるためには指定管理者制度を導入したり業者委託を行ったり、利用者の皆さんに運営に参加していただくなど、こういったことを含めて検討していきたいと、このように考えております。

スキー場の廃止につきましては、教育委員会といたしましても、以前から施設等の老朽化並びにスキー人口の減少等により今後の運営について懸念していたところでございます。既に平成13年の行政改革における公共施設の見直し方針において、利用者数の増加が見込めない、あるいは大きな改修など施設運営が困難な状況となった場合用途を廃止するとの方針が出、平成14年にはさらにその方針について市議会の行財政改革調査特別委員会からご意見をいただくなど、廃止の方針については認識をいただいていると理解しているところでございます。私どももスキー場の廃止については、北国における冬期間のスポーツの場として、また教育の場としてつらい思いではありますが、現実にはスキー人口の減少、施設の老朽化による施設の維持に多額の持ち出しが予想されることから、総合的な判断の中で対処させていただきたい、そういうことでございます。さらに、今後

私どもの市だけではすべての施設を設置して、それを維持、運営していくことが困難な時代になったことを考え、近隣市町村も含め広域的な立場で考えていくことが大切であると思っております。学校授業についてはかもい岳を考えておりますが、バスの送迎、リフト代の支給を教育委員会として措置いたしました。また、就学前の幼児、小学校低学年の児童には初歩技術の練習や雪遊び、この場として北電公園のスロープを提供してまいります。なお、かもい岳の運営につきましては、歌志内から、まちの基幹産業であり、継続して運営していきたい、そういう方針を確認しております。

以上を申し上げまして、酒井議員への答弁とさせていただきます。

○議長 長 答弁が終わりました。

酒井議員、再質問ございますか。酒井議員。

○酒井議員 質問に先立ちまして、1点だけちょっと確認しておきたいのですが、先ほどの保育所値上げ問題で空知管内で見直しされるというところが1市あるという話でございますが、これどこの市でございますか。確認だけしておきたいのですが、私どもが調べた限りでは17年度より国基準に見直しをするというところは平成17年当初予算ではないというふうに伺っているのですが、これはどういったことなのかお伺いしたい。

それでは、何点か質問させていただきたいと思うのですが、まず三位一体改革の影響と対策についてでございます。市長は、金の来ないというそっぱちの改革はいけないと16年度市長会を通じて要求を行った結果、17年と18年は行わないとなったということでございますが、これを聞きますと19年度以降は改革がされる、金の来ない改革がされる可能性もあるわけでございます。こうしたことから、市長会を通じてこうしたそっぱちの改革をすることはいけないということ、求めることが必要だと、こうした姿勢を堅持すべきだというふうに思いますが、市長の考えを伺うものです。

それから、協働意識の醸成についてであります。時間的余裕がないことから、6年間の一部について平成17年から実施したいと、苦渋の選択であると、諸団体に完全に理解をとというのは難しいということでございますが、少なくとも温水プールやスキー場についてはそれまでに利用者団体との懇談や理解がないと、完全に理解どころか全く理解されていないと、存在自体知らないということでありました。こうした中で行われたと、かなり市長としては先走ったのではないかと。だからこそこれほどまでの大きな反対運動になったのではないかと思います。これについて、市長としてのやり方が正しかったのかどうか、手法としてよかったのかどうか、再度問いたいと思います。

それから、行財政改革の推進について、使用料、手数料について。特定の方がというところにつきまして、機会の頻度は違うのではないかというふうにおっしゃられますが、例えばし尿処理について、機会の頻度が多いというふうに人口が多ければなるかもしれませんが、少なくとも単位人数から考えればそんなふうにはならないだろうと。ある方はたくさんし尿を出される、ある方は少ない、そんなふうにはならないだろうというふうに思うのです。そうした面では、コスト主義に立つべきではない、最たるものではないと思うのです。その点についてもう一度確認したいと思います。

それから、2番目の必要性、緊急性、優先度に関して、市民会館についてでございます。これについては、チョッちゃんコレクションについてでございますとか掲げておりますが、例えばこうし

たものについて、市民会館を例えば廃館したからといってチョッチャンコレクションをすべてなくするというわけではないのです。例えば有効に活用されているチョッチャンコレクションに関しては、場所を移転することだって可能ではないかということなのです。こうしたものについて、市長は市民会館と市長公宅についてはあるものは有効にと言いますが、ほかのものについてはどんどん廃止していくと、これでは市民の理解が全く得られないのではないですか、全く矛盾していると私は考えます。これについて、移転は可能なかどうかも含めて、こうしたものについてお伺いしたいと思います。

それから、保育料値上げについての問題でございます。先ほど国基準にしていきたいということで、どういった基準で出されたかわかりませんが、967市町村について調査の結果が出されました。しかしながら、ほかの部分においても、現在のものからしても滝川市より保育料が明らかに高いと言えるのは全道中わずか2市のみであります。それというのは、名前を挙げれば三笠市、そして美唄市のみでございます。これについて国基準に改定しているではないかと言うかもしれませんが、最高金額において、例えば40万8,000円以上の部分が美唄市は3歳未満児は8万円でございますけれども、3歳以上児の場合は4万6,710円と。国基準で言えば7万7,000円ですから、これから見ても随分低いのではないかと。それから、最高、国の基準を超えてやっているところもあるではないかというふうなこともございましたけれども、例えば一例を挙げますと恵庭市、40万8,000円以上の方で3歳未満児で9万1,000円、8万円よりも確かに高いと。ですけれども、それ以外の部分、非課税世帯の部分でいけば3歳未満児でゼロ円から3,500円、これが滝川市の現行では9,000円ですから、これでも安い。それからさらに、前年度の市民税非課税世帯については、滝川市では3歳未満児で1万7,500円から1万9,500円ですけれども、恵庭市の場合では1万1,200円から1万4,000円と、これでも安いと。一面だけとって高いのではないかというものではない。むしろ滝川市がの中で、全道の中では少なくとも1番になるのではないかと。先ほど全道で1市が国基準に改定される、そういうことを言いましたけれども、そこどこなのか先ほど聞きましたけれども、まだご答弁がないようでございますけれども、少なくとも17年度予算、そのときから改定されるというのはどこにもない。これについて再度ご答弁を願いたいというふうに思います。

それから、2番目の改定案について見直し云々の話でございますけれども、市長は約半数が幼稚園や保育所を利用していないと、その点からも公平度からというのでしょうか、そういうことから必要だというふうな感じで言われていましたが、これで保育料を値上げしたらますます保育所に通えない方がふえるではないですか。ましてや幼稚園も削減するという方針も出している。ますます保育所も幼稚園も利用しない人がふえていく。こうした矛盾にどう答えるのか、市民に向かって、あなたは幼稚園も保育所も利用しなくていいと言うのか。これについても明確な答弁を求めたいというふうに思います。

それから、高齢者福祉についてでございます。市長は、国の介護保険見直し方針について、存続、継続していくために適切な見直しが進んでいるのではないかと、このように申し上げました。しかしながら、私が申し上げたとおり、改善する部分もあるけれども、全体としては大改悪と言えると。

例えばこうした予防重視のもので要支援や要介護度1の方が切り捨てられる、そういった可能性がふえていくわけでございます。こうした部分について、仮にこうした方がふえていくことになれば予防重視だけでは決して解決できる問題ではない。ひいては市の負担にもつながる問題であります。改めて市長の考えを問うものです。

それから、菜の花についてでございます。市長は、農協を通じて維持するように求めたと、この点については十分評価できるものであります。しかしながら、アンケートについてが問題であります。私が聞いた中では、こうしたアンケート、いきなり送られてきたと。今後続けるのですか、続けないのですかと。いきなりこうしたものをやられて、結果としては面積が減少されるものの、かなり作付してくださると、これでいいのではないかと。そういった問題ではありません。この中では、生産農家や、また菜種生産組合ですとか、幅広い考えをよく聞いて、いきなりアンケートを送って、やるのですか、やらないのですかという問題ではないのです。市としても一緒に考えていきます、こうした親身な気持ちが必要であります。ぜひ維持していくよう求める。それと同時に、こうしたことについてもお伺いしたいと思います。

それから、国際交流についてでございます。国際交流について会員の方々がボランティアで運営している部分が非常に大きいと。そのことについては、非常に頭が下がるものでございます。また、こうした国際交流、これからも続けていかなければならない問題であると私も考えております。しかしながら、協会の自立という問題では非常に重要です。支えているのは事務局であり、急激に減らすと事業数も激減すると。今後において、こうした存続についても早期の自立を促すために努力していただきたい、そのことを意見として申し上げたいと思います。

それから、スカイスportsについてでございます。マスメディアから間接的な経済効果が上がったと、それからコンサルなどで、唯一かどうかわかりませんが、滝川市外で知られている事業であると、伸ばしていくのが市長の仕事であるということ。私もそのこと自体は賛成できる部分でございます。しかしながら、こうしたものがあっても市民に何で理解されないのだというのが一番問題なのです。そのことについてご答弁されていない。これほどいいのだから、市民がよさがわかれば廃止するなんて言わないと思うのです。中身が全然わかっていない。これほどまでに使われているのだと、これほどまでに潜在的な経済効果も含めてあるのだと。ならなぜ市民が理解されないのか、ここが一番問題だと思うのです。今までは、教育長の答弁では一度乗ったらファンになっていただく、こういうふうに言いましたけれども、それだけは済まないのではないかというふうに思うのです。こうしたものも含めて、これと同じことを市民に説明して理解されるとは僕も思わないのです。そうではなくて、市民と一緒に考えていくという姿勢を見せてほしい。であれば市民も納得して、ああ、そうか、財政的にもこれほどしかかかっていないのだ、その一方でこれだけのいい面たくさんあるのだと、私も応援していくというふうになると思うのです。そこをもう一度聞きたい。

それから最後に、國學院短期大学についてでございます。中空知の滝川市修学奨励金制度については、存廃も含めて方針を打ち出したいということでございますので、これについては今後の推移を見守りながらいきたいというふうに思いますが、大学について、行政、また市民や経済界などでつくり上げた我がまちの大学だと、そのこと自身について私は批判しているわけではないのです。

國學院短期大学、非常に有効な大学だと思うのです。しかしながら、一方で小中学校の予算を削るというのが一番問題なのです。その一方で、こちらの方とやっているということで、優先度からして國學院の方が高いかのように見られるのです。そうではないでしょうと。同じ教育、また義務教育といろんな立場があるという中で、こうした部分について優先度からいって小中学校の予算を削るということについてどうなのか、もう一度伺いたいというふうに思います。

以上をもって日本共産党を代表しての質問を終わらせていただきますけれども、今後予算審査特別委員会等で審査を続けていきたいというふうに思います。また、市民の皆さんにおいてもこうした問題についてぜひ大きく議論していただきたい、また議会の中でも議論していきたいというふうに思って、代表しての質問を終わらせていただきます。

○議長 酒井議員の再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 酒井議員の再質問に対する答弁を申し上げます。

1カ所と申し上げました。ここでどこどこというふうにお答え申し上げるわけにはまいりません。しかし、平成14年度から着手をして、平成17年度完了であるという私どもの情報であります。

(17年に改定ということで理解していいんですかの声あり)

○市長 そういう情報であります。

(8万円、7万幾らという国基準の金額で間違いないんですかの声あり)

○市長 国の基準に14年度から17年度までの間で移行するという情報であります。

(金額は間違いないということでもいいんですかの声あり)

○市長 国基準に移行するという情報であります。

改めて申し上げます。手法が正しいかということであります。手法そのものは、いろんな形でその時代にあって変化をするものだというふうに思いますし、やはり望ましい手法が選択されるべきだというふうに思います。与えられた条件、私どもが設定をした条件の中でいろいろやってみりました。ご批判もいただきました。それなりの最も適切な手法を選別をしたつもりであります。そのことについてのご批判は、またいろいろおありになるのかというふうに思います。

し尿処理手数料についてであります。これは、同じことを申し上げなくてはいけないというふうに思います。処理の仕組みが基本的に二つあって、そして従来型の処理から新しい処理に移行していく、そういう基本政策をとっているけれども、従来型の処理方法をなくするわけにはいかない。なくするわけにはいかないために、コストがどんどん、単位当たりの処理費用がどんどん上がってくる。本当は水洗化して下水道にしていいただきたい。いろいろ理由があるというふうに思いますから、いきなりし尿処理場をなくするわけにもいかないわけであります。したがって、新たな方向にいずれは移行するでありましょう。しかし、その間し尿処理手数料を上げないでどんどん税金を投入していくと、そういうことに果たしてなるのだろうか。私は、選択肢がある、その方向についてはしかもこの方向でお願いをしたいというふうに政策を決定したと、その方向にはご協力をいただきたいし、さまざまな事情があって水洗化できないという方もいらっしゃると思いますから、そういう方はコスト高になった部分をぜひ手数料ということで値上げさせていただきませんかということの方が本当にそれほど理不尽な提案になるのかどうかと、私は理解いただけるものだと

いうふうに思っております。

市民会館でございますけれども、補助金をもらい、計画決定をされた都市公園の中につくられている建物であります。さらに、相当長期にわたって使える施設でもあります。私は、そういう意味であるものの有効活用というふうに言っているわけでもあります。もし売却することがそういった都市公園の中にある建物、補助金をもらっている建物、そういうことも含めて一体運営上どれぐらいの税の投入があるのかということも含めて総合判断した結果、廃止すべきではないという判断をしているところであります。

保育所については、矛盾をしているというお話がありました。明確な答弁をせよというご質問がありますが、私は明確に答弁をしているつもりであります。先ほど申し上げましたように、価値論と負担の問題はやはり別ではないかというふうに思います。滝川市は、先ほど申し上げましたように保育所に入りたいという方がみんな入れるように保育所の整備をしてきたわけです。その結果、保育所は多く設置をされ、保育所の入所定員は多くなりました。そういう価値観の追求というのが政策の方向の一つとして行われたわけでもあります。片方は、国の基準というのはやっぱり高いから、保育料は市独自の制度の中で安くしようという選別も、負担という意味で負担を軽減するという政策の選別が行われたわけです。それが両方の目的を達成できる、だれもが入れて、しかも国の基準より安く入れる、そういう両方の目的が達成できた間は、私はこんな提案はいたしません。しかし、先ほど申し上げましたように、滝川は保育所がたくさんでただけに措置費の削減というのはどこよりもがんと影響が大きく来たわけでもあります。そのときに私はどういう道を皆さん方に提案すべきか、例えば極端な選択案を申し上げます。保育料はもっと安くする、あるいは現状を維持する、しかし保育所は少なくしますから、ご理解いただきます。これは、税金の負担を時代に合わせるという金だけの面から見たら、それも一つの筋論としてはあるわけであります。しかし、私は、保育所を少なくして税の負担を少なくするという提案はできない。ですから、せめて負担は国の水準並みに合わせていただけないでしょうかと、こういう提案をしているわけであります。明確にお答えしたはずであります。

介護保険についてでございますけれども、これから予防重視という政策展開をしていかななくてはならないと。さまざまな形で要介護の予備軍というふうになっていくような人たちがどんどんふえては困ると、そのために予防重視というのはやっていくわけありますから、介護保険制度が永続的な制度として長くやっていける。途中で破綻をすると、そういう制度であっては困るわけでありまして、私はそういう意味で、基本的に改革について基本線は理解できるというふうに申し上げたのはそういうことであります。細かな点についてさらに改善が市町村の権限でできるという部分については、具体的にこれから先ほど申し上げましたように計画の中で議論していきたいというふうに思いますし、さらに具体的になってくる中で国に対して要望していかななくてはならないと、こういうことはやはり要望していかななくてはならないというふうに思います。

菜の花は、アンケートの結果だけによって物事を判断しているわけではありません。私は、国の四千数百万円という交付金によって成り立っているだけに何とか、菜種の交付金ということで維持できるかどうかはわからないけれども、一生懸命交付金の維持を努力したいというふうに思ってお

ります。引き続きやりたい、新年度に入っても早速やりたいというふうに思っております。しかし、片一方では、私は菜の花をつくっている方々は自分のビジネスだけでやっているわけではないと。菜の花をつくる、そしてそこにいろんな方々が来る、そして環境上もさまざまなことが考えられる。そういう思いを持ってつくっていらっしゃるのです。それがやはりアンケートの結果にもあらわれているのではないかと、そういうふうに申し上げているわけでありまして、私はそういう関係者の熱い熱意というものを背景にして頑張りたいというふうに答弁しているわけでありまして、何もアンケートで答える方が面積が多かったからいいのだというふうなことを申し上げているわけではありません。それはご理解をいただきたいというふうに思います。

スカイスポーツ、廃止すればという声ばかりではありません。いい事業であると、もう少しうまくあれを市民の皆さん方に理解をいただいたり、そして効果的な事業の展開というのがあるのではないかと、さまざまなご意見もいただいております。あの事業を展開したときに、500名の子供たちをたしか軽飛行機か何かに乗せるような事業が行われました。これもいろいろ市民の皆さんからご批判をいただきました。しかし、500名の子供を乗せる。そこに新聞社もご協力をいただいたところも出てまいりました。あるいは、社会奉仕団体がこんないい事業があるのならうちの団体も応援したいと、社会奉仕団体の独自事業として展開されたりもいたしました。そういう中で、変化が出てきたというふうに思っております。たしか当時200字作文ぐらい子供に書いてもらったのでしょうか。自分のうちの屋根の上まで飛んでいって、そして自分で写真を撮って帰ってくる。お父さん、お母さんはかなり批判的だったというふうに思いますけれども、そのころはまだ。子供が200字作文で極めて感激的なことを書くわけです。鳥の目でまちを見るという感覚は、アリの目でまちを見るという感覚と違うと。この教育効果は明らかに200字作文に出てきます。お父さん、お母さん、これがうちの屋根だよと写真を見せる。そういう中で、極めてまちづくり、子供の教育にもいいと、効果が上がるということを皆さんお考えになったのではないかと。それ以降、うるさいとか、一部の人のために金を使うとか、そういう意味での批判は私はかなり少なくなってきたというふうに思います。そういう意味では、廃止すれという声ばかりではありません。しかし、せっかくある財産でありますから、これをより一層生かしていく、市民のためにも生かしていく、それから滝川市を売り込むためにも生かしていく、有効な道として生かしていきたいというふうに思います。

國學院短期大学については、小学校を軽視し、短大を重視するというつもりはありません。全体のバランスの問題としてご提案をさせていただいているわけでありまして。もちろん義務教育も重要でありますし、高等学校教育も重要であります。バランスの上に立ってご提案させていただいているということをご理解を賜りたいと思います。なお、学生に対する補助金の話でありますけれども、改めて申し上げますけれども、存廃を含めて改正を検討するというところであります。

以上を申し上げまして、酒井議員の再質問に対する答弁といたします。

○議長 以上をもって酒井議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 5時03分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成17年第1回滝川市議会定例会（第9日目）

平成17年 3月16日（水）

午前10時00分 開 議

午後 0時00分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 平成17年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針に対する代表質問

日程第 3 平成17年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針に対する質問

日程第 4 議案第50号 予算審査特別委員会の設置について

選任第 1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

日程第 5 請願の付託について

○出席議員（20名）

1 番	本 間 保 昭 君	2 番	山 腰 修 司 君
3 番	三 上 裕 久 君	4 番	久 保 幹 雄 君
5 番	大 谷 久美子 君	6 番	石 田 昇 君
7 番	渡 辺 精 郎 君	8 番	清 水 雅 人 君
9 番	大 累 泰 幸 君	10 番	田 中 敏 男 君
11 番	堀 田 建 司 君	12 番	中 田 翼 君
13 番	谷 口 昭 君	15 番	酒 井 隆 裕 君
16 番	窪之内 美知代 君	18 番	田 村 勇 君
19 番	藪 内 英 之 君	20 番	井 上 正 雄 君
21 番	水 口 典 一 君	22 番	坂 下 薫 君

○欠席議員（1名）

14 番 山 木 昇 君

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	助 役	深 村 完 市 君
収 入 役	中 文 雄 君	教 育 長	安 西 輝 恭 君
監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君	総 務 部 長	末 松 静 夫 君
市民生活部長	鈴 木 鎧 四 君	保 健 福 祉 部 長	池 田 亨 君
経 済 部 長	大 竹 敏 章 君	経 済 部 参 事	江 上 充 明 君
建 設 水 道 部 長	池 田 隆 君	建 設 水 道 部 参 事	木 下 善 雄 君

教 育 部 長 谷田部 篤 君
病 院 事 務 部 長 門 山 伸 夫 君
総 務 課 長 東 照 明 君
財 政 課 長 高 橋 賢 司 君

監 査 事 務 局 長 辰 巳 信 男 君
秘 書 課 長 若 山 重 樹 君
企 画 課 長 中 嶋 康 雄 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長 林 弘 君
主 査 中 川 祐 介 君

参 与 福 田 正 己 君
主 査 鈴 木 靖 子 君

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、２０名であります。

欠席の申し出は、山木議員であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第１、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において清水議員、大累議員を指名いたします。

◎日程第２ 平成１７年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針に対する代表質問

○議長 長 日程第２、昨日に引き続き平成１７年度市政執行方針及び予算大綱説明並びに教育行政執行方針に対する代表質問を行います。

なお、この場合３名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位４番目の方の質問に入ります。質問の時間は、再質問を含めて４５分以内の持ち時間制となっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするとともに、通告の範囲を遵守するようお願いいたします。

久保議員の発言を許します。久保議員。

○久保議員 公明党を代表いたしまして、平成１７年度市政執行方針並びに予算大綱及び教育行政執行方針について通告の順に従って質問をいたします。

◎１、市長の基本姿勢

１、財政の健全化について

２、人口減に対する歯止めの具体策について

まず初めに、市長の基本姿勢でございます。財政の健全化についてお伺いをいたします。市長は市政執行方針で、地方分権改革の一つのステップである三位一体改革が推し進められようとしているが、国から地方への税源移譲、国庫補助金の廃止、地方交付税の見直しを柱とする改革により、地方税財源がどれだけ確保できるかがかぎとなると述べておられます。こうした中、当市の人口は減少の一途をたどり、財政の厳しさに追い打ちをかけておりますが、建築物の新築により固定資産関連の税収のみ増加しているものと予想されますが、私はこうした状況で市税等を有効に確保するには残された方法は収納率の向上しかないと考えます。平成１５年度全道３８市中３２位であった収納率をどのようにして引き上げるのか、市長の考えをお伺いいたします。

次に、人口減に対する歯どめの具体策についてお伺いいたします。当市の総人口と出生率の推移を見ますと、総人口は昭和５８年の５万３，１２１人をピークに減少しており、本年２月末で４万５，９５０人とピーク時と比較しまして７，１７１人も減少しております。また、昭和４０年代に１，０００人を超えていた出生数についても、平成１２年には３８８人にまで減少しております。

そのほか転入転出の関係等もあり、さまざまな要因で人口が減少していると思いますが、人口減は
税収減のほか消費の低迷に一層拍車をかけ、市全体の活力を奪う原因にもなってくると思います。
市長は、まちづくりの基本姿勢について年頭にまちを元気に活力再生元年と提言したと言っておら
れますが、市全体の活力を奪いかねない人口減に対してどのように歯どめをかけようとしているの
か、見解をお伺いいたします。

◎ 2、重点施策について

1、産業振興策の展開について

次に、重点施策についてでございます。産業振興施策の展開についてお伺いをいたします。市長
は、企業や施設の積極的な誘致活動の推進を図る、あるいはまた地場産業の活性化を図る、あるい
は起業家、重要な役割を担っている中小企業に対する助成制度や融資制度を総合的に相談、助言を
行う仕組みを積極的に支援すると言っておられますが、企業誘致の見通しはどのようなになっている
のか、お伺いいたします。また、助成制度や融資制度のPRは行き届いているのか、さらにどの程
度利用されているのか、市長の見解をお伺いいたします。

◎ 3、すべての人が健康で安心して暮らせるまち

1、保健・医療・福祉の総合的推進について

2、安全なまちづくり

次に、すべての人が健康で安心して暮らせるまちについてでございます。保健、医療、福祉の総
合的推進についてお伺いいたします。我が国の65歳以上の高齢者は、平成12年10月現在19
3万人で、総人口の17.3パーセントを占め、国民の6人に1人、2020年には4人に1人、
2050年には3人に1人と予想されております。このような状況を反映して、市内ではグループ
ホームも民間で建設されていますが、養護老人ホームの入居希望者もふえることが予想されますが、
市政執行方針では個室化を推進するとなっていますが、プライバシーの面からも個室化の推進を急
ぐべきと考えますが、具体的な計画をお伺いいたします。

次に、安全なまちづくりについてお伺いいたします。総務省は、平成16年7月30日、地域の
活性化の大前提として身近な生活空間における地域の安心、安全の確立とコミュニティの活性化に
資するため、地域安心安全ステーション整備モデル事業の選定15カ所を行い、北海道では札幌市
が決定いたしました。この事業は、経済財政諮問会議において麻生総務大臣が提唱した地域安心安
全アクションプランが具体化された施策であり、16年度において先行的にモデル事業として実施
され、17年度以降全国的な普及が図られるとされておりますが、地域安心安全アクションプラン
とは自主防災組織やコミュニティ等の住民パワーを生かし、地域の安心、安全を確保するため、防
災、防犯等に幅広く対応する地域拠点、ネットワークの創出に取り組むことが必要であるとして、
平成16年5月11日の諮問会議において麻生総務大臣が提唱したものと聞いております。17年
度は、国は地域安心安全ステーション整備事業について100カ所程度のモデル事業の実施を予定
していますが、国の助成措置もありますので、当市も応募すべきと思いますが、市長の考えをお伺

いたします。

◎ 4、すべての人が生き生きと生活する活力あるまち

1、地場産業の振興

次に、すべての人が生き生きと生活する活力あるまちについてでございます。地場産業の振興についてお伺いいたします。商工業金融対策については、中小企業の経営基盤の強化と安定化を図ることを目的として、多様かつ円滑な資金調達を可能とするため、市制度融資の融資枠の確保や利用促進を図り、とりわけ新分野進出、経営規模の拡大などを支援する産業創造パワーアップ資金、産業立地資金の利用促進に努めとなっておりますが、厳しい財政の中、資金の確保に不安はないのか、また内容についての宣伝等は行き届いているのか、市長の見解をお伺いいたします。

◎ 5、すべての人が快適で潤いある環境が享受できるまち

1、環境重視型のまちづくり

すべての人が快適で潤いある環境が享受できるまちについて、環境重視型のまちづくりについてお伺いいたします。ここでは、省エネルギーや二酸化炭素排出量を削減するため夏の軽装励行や乗らないデー等、引き続き市職員が率先して努力する様子がうかがえますが、きれいな空気の醸成及び美観の上からも緑化の推進により一層取り組む必要があると思います。平成13年度に滝川市緑の基本計画を作成して、滝川市の豊かな緑の保全、活用、さらに創出することになっております。また、緑地の整備量については、市街化区域面積の30パーセント以上の緑地面積を確保することが望ましいと言われていますが、今後環境及び美観の上から緑化の推進についてどのように計画しているのか、市長の見解をお伺いいたします。

◎ 6、教育行政について

1、安全教育の推進

2、学校施設の整備

3、高等学校教育の推進

教育行政について、安全教育の推進についてお伺いいたします。最近学校を取り巻く事件が起きておりますが、生徒ばかりでなく教師も生命の危険にさらされていることがわかりました。生徒の身を守るのは父母であり教師であります。万が一事件が発生した場合、教師、また事務職員も身の安全を確保する必要がありますが、この点についてどのような対策を考えているか、見解をお伺いいたします。

次に、学校施設の整備についてお伺いいたします。小学校低学年のトイレ利用の嫌悪感を解消するため、今年度は2小学校で洋式便器増設改修工事を行う予定のようですが、これですべての小学校が完了するのかどうか、見解をお伺いいたします。

高等学校教育の推進についてお伺いいたします。滝川西高等学校の商業科においては、地域産業界の協力のもと、インターンシップ（民間企業就労体験学習）の一層の充実をしていくとのことで

ございますが、今までどの程度実施して、効果はどうであったのか、見解をお伺いいたします。

以上で代表質問を終わります。

○議 長 久保議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 公明党を代表しての久保議員の広範なご質問に以下順次ご答弁を申し上げます。

財政の健全化についてのご質問でございますが、三位一体改革に伴います補助金の削減、税源移譲ということでございますが、税源が乏しい自治体にとって、移譲されたとしてもその収納率が低いということではこれまで以上に都市経営に大きな問題を生じるわけでありまして、したがって市税の収納率の向上というのをこれまで以上に力を入れて高めていかなくてはならないというふうに思っております。したがって、平成16年度から助役を本部長といたします滝川市税の収納率向上対策本部を設置いたしました。まずは、高額滞納者を対象にいたしまして、過去の経緯もいろいろございますから、そういう経緯も踏まえつつ、毅然として納税相談を行う中で、一方では担税力ということもありますし、したがって滞納処分あるいは納税緩和措置、そういうものも含めて行動しているところであります。特に国保税の滞納というのが極めて多額であるということから、この3月には国保税徴収のために新たに4名の職員を税務課に兼務発令をいたしまして、90パーセントの収納率の達成ということに全力を集中をして、まずは16年度の3月いっぱいに向けて臨戸徴収を重点的に強化して行っているところでもあります。不動産含めて債権調査も強化する、給与、預貯金の差し押さえも含めながら調査をし、積極的に進めているところでございます。こういう方針は、17年度もしっかりやりたいというふうに思っております。また、徴税ノウハウの低下というのも否めない事実だというふうに思っております。したがって、北海道の税務職員との相互人事交流を通じまして徴収のノウハウの向上と。道職員に来ていただいて、そして実際にそのノウハウを高めていく、あるいは滝川市の職員を道税事務所等に送り込んでこの能力を高めると、そういうことも新年度において実施をしたいと。不動産公売、差し押さえ物件の換価というのもそういうノウハウを高める中で積極的に体制を構築したいというふうに思っております。いずれにいたしましても、誠実に納税の義務を果たしていただく多くの皆さん方がいらっしゃる、そういう中で残念ながら、さまざまな事情があるにしても応じていただけない皆さんがいらっしゃると。そういう市民の不公平感を払拭する納税意識の喚起を図って、税負担の公正を保つということを基本に進めたいというふうに思いますが、したがって市税の未納をされている皆さん方、いろんな事情を考慮の上、やはり一部の行政サービスについては毅然として制限をしていくということも打ち出す必要があるというふうに思っております。

具体的な市税の収納率では、本年度の現年度収納率を対前年に比べて1.9ポイント増加をさせて98.7パーセントで計上いたしておりますし、滞納繰り越し分では4.3パーセント増の11.3パーセント、現年度分と滞納繰り越し分を含めると86パーセントを目標と定めて積極的な対応に取り組みたいというふうに思っております。活力再生プラン、平成22年度の時点では道内の上位のランクを目指して収納率の向上に努めて、自主財源の確保を図ってまいりたいというふうに思います。

人口減に対する歯どめの具体策についてでございますが、人口減少社会ということになってまい

りました。人口がふえることが当たり前の世の中から減ることが当たり前の世の中ということになってまいりました。しかし、それは平均の話でありまして、ふえる自治体もあれば減る自治体もあるということでもあります。人口の集積も集積が集積を呼ぶという資本と同じ関係がありまして、スパイラルに陥るとそれがそれを呼ぶということも実はあるわけでありまして、その中でいかに魅力的な都市をつくり、運営していけるまちをつくっていくかということが政策上の極めて重要な課題、ご質問の趣旨のとおりだというふうに思います。私は、真の自立を目指すために活力再生プランの着実な実行が求められるわけでありましたが、この少子高齢化の社会の中でいかに人口の減少を食い止めて、いわば増加を図るというよりも削減幅をいかに少なくして減少を食い止めるのかということに最善の努力が必要であるというふうに思います。定住促進のかぎは、地域経済の活性化と雇用機会の創出でありまして、重点施策で申し上げましたとおり、これまで積み重ねてきた特色ある地域資源を有効に活用して、さらにさまざまなネットワークを生かして企業や施設誘致を積極的に行う必要があるというふうに思いますし、地場産業の活性化ということも極めて重要であるというふうに思います。一方、新たにウェルカムプロジェクトをスタートさせるという計画でありまして、退職時期を間近に迎える団塊の世代の第2のふるさと探しと、そういう動きを踏まえて受け入れ態勢の整備、情報発信を進めたいというふうに思いますし、新規就農者対策というのがやはり大きな課題となっておりますので、移住ビジネスの創出などに集中的に取り組んでいきたい。北海道でも北海道移住促進プロジェクト事業というのを進める考え方でありまして、道とも連携をとりながらそういう運動を進めていきたいというふうに考えております。

重点施策に関する産業振興策の展開についてであります。企業誘致の見通しということですが、企業誘致につきましては新たな取り組みといたしまして平成16年度事業の中で緊急雇用対策として補助金を受けて、全国1,500社への企業誘致アンケートを送付しているところでございますが、滝川にゆかりのある人物が活躍する企業、そういうところを数十社選びまして、新年度においてそういうところを営業して歩くということを展開するつもりでありますし、なおかつ滝川市内の高校を卒業されて全国で活躍されているという方がいらっしゃるわけありますので、こういう市内の高校卒業生の皆さんの中から数百人を抽出をしてアンケート調査を実施したいというふうに思っておりますし、そういう情報等をもとに企業誘致活動を積極的に行っていきたいというふうに思います。道内への進出が今コールセンターの進出というのが顕著でありまして、ここ数年はその可能性があるというふうにも思っておりますので、コールセンター誘致についても現在会社訪問を行いながら誘致活動を続けているところでありますが、この件についても引き続き誘致活動を進めたいというふうに思います。これまで企業誘致というのは工業団地だとか流通団地という基盤整備をして、そこに誘致をしていくということが主眼でありましたけれども、少し見方を変えて、企業の営業所等を中心市街地の空き事務所に誘致をするということにも最近取り組んでまいりました。平成17年4月には2件の営業所が中心部で開設をする予定であります。こういう視点も重要だというふうに思います。いずれにいたしましても、企業誘致の見通しというのは、設備投資がなかなか伸びていかないということの中で厳しい状況ではありますけれども、商工会議所、あるいはこういう情報がやはり早いのは建設協会、こういう経済関係団体、あるいは東京滝川会のご支援、

滝川出身の全国で活躍されている皆さん方、そういう皆さん方のご支援を求めながら積極的な企業誘致運動を展開する考え方であります。

支援策のPR、利用度ということではありますが、それぞれ国、道、市、いろんな団体で支援制度を持って、それぞれPRしているところではありますが、滝川市の誘致パンフレットの中にも道の施策を織り込んでやっているところがございますが、市のホームページでももう少しトータルな助成制度ということも掲載をする必要があるというふうにも思っておりまして、そういう取り組みをさらに進めてまいります。ここ数年企業誘致環境が厳しいということを背景にして、企業誘致活動は停滞ぎみだったということは否めない事実であります。平成16年度に基礎作業を行って、平成17年度、積極的に事業展開をする考え方であります。また、助成制度、融資制度ということもございますけれども、平成17年度、融資制度については後ほどのご質問にも関連しますので、後ほどお答えを申し上げますけれども、平成17年度に産業振興サポートシステムを立ち上げたところがございます、こういう中でも助成措置や相談、助言を行う。やる気のある市民の皆さんや団体、企業、そういうものを応援をしてまいりたいというふうに思います。こういうものは行政だけでなく進むものではありませんので、商工会議所あるいは金融機関等の関係機関連携の中にこういう対応が必要だというふうに思います。それから、ご質問のありました事業用地取得助成金についてでありますけれども、平成16年度実績は4定で補正したものを含めて2社という実態であります。

保健、医療、福祉の総合的推進についてのご質問の中での養護老人ホームの個室化に関するご質問でございますが、ご質問のとおり養護老人ホームの居室は大半が2人部屋ということになっております。個室化ということについては、養護老人ホームだけではなくて緑寿園全体の課題でもあるというふうに思っております。緑寿園の敷地自体はもうびっちりでありまして、現状の施設においてすべて個室化を図るというのは物理的に困難だというふうに思っております。したがって、特別養護老人ホームについてもユニットケアということがまた課題にもなっていくわけでありまして、一部移転を含めた検討をする必要があるというふうに思います。あるいは、軽費老人ホームをケアハウスに転換することの検討、そういうトータルな緑寿園の全体のあり方の中で養護老人ホームの個室化の検討を進めて、平成17年度において緑寿園全体の整備計画を作成をしたいというふうに思っております。この策定に当たりましては、事業主体をどうしていくのかと、今までどおり市が設置をしていくのか、あるいは法人が設置していくのがいいのかと、そういう設置主体を含めて整備計画を立てていきたいというふうに思っております。

安全なまちづくりについてのご質問でございます。私も地域安心安全ステーション整備モデル事業というのを勉強させていただきました。これから安心、安全な地域を市民の皆さん方が自主的な活動の中に高めていくという事業は極めて重要なことであるというふうに思います。平成17年度の募集時においては、該当組織の把握に至りませんでした。したがって、平成17年度事業については手を挙げておりません。モデル事業ということもあるというふうに思いますが、幾つかの条件があるようでありまして、例えば現在の活動、それから今後の取り組みが全国のコミュニティに有益な先導性、有益性を有しているかと。二つ目、防災、防犯活動のいずれかに幅広い住民参加のもとに取り組んでいるコミュニティ組織が存在するかと。モデル事業だけにハードルが高いな

というふうに思いますけれども、しかし他面こういう組織が滝川市の中にでき上がっていくということもこれからのまちづくりの中で極めて重要な視点でありますし、望ましいことであると。ぜひともこういう事業に取り組んでいく地域が手を挙げると、そういう地域が出てくることが望ましいことでありまして、そういう意味でも少し基礎固めが必要かなというふうに思います。これは消防の事業であります、これに似た事業で女性消防隊による安全で災害に強い地域づくり推進事業という事業がありまして、平成16年度に採択を受けているわけですが、こういう国の支援を受けつつ地域の安全度を達成する事業は多様な手法で取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

地場産業の振興について融資制度のご質問がございました。平成17年度予算において産業創造パワーアップ資金は新規融資枠を預託金ベースで3,000万円、預託率は2分の1でありますから、融資額ベースでは倍の6,000万円になるわけですが、産業立地資金は預託額で2,000万円、融資額ベースでは4,000万円計上いたしているところであります。平成16年度の新規融資実績から考慮いたしまして、資金の原資は確保されているというふうに思っております。現状の融資件数は、中小企業特別融資で108件、店舗リフレッシュ資金が19件、産業立地資金で16件、産業パワーアップ資金が4件というふうになっております。こういう融資制度の宣伝ということでございますが、市内金融機関を通じて、あるいはパンフレットをつくってPRをしているところであります。融資メニューの中の中小企業特別融資資金につきましては、平成14年度末と比較をいたしまして融資残高ベースで2億円以上増加をしているという状況もあり、それなりに認識をいただいているのではないかなというふうに思いますが、一方で金融機関の独自融資制度というのかなり充実してきているという側面もあるのではないかなというふうに思います。これからは今後とも一層市の制度融資の有利さというもののPRに努めて、利用促進に努力をしていきたいというふうに思っております。

環境重視型のまちづくりのご質問でございます。緑の特性を生かした豊かなまちづくりの推進を図ることを目的といたしまして、平成14年度に緑の基本計画を策定いたしました。平成16年制定の環境基本条例の中にも緑豊かな環境の形成、森林及び緑地の保全を図るべく明記をしたところでございます。現在これらに基づきまして、緑化及び緑地の保全を推進をして、市民の皆さんと協働の中に緑の環境づくりに努めているところでございます。具体的には、緑化樹配布事業、申し込みのあった地域団体の皆さん方に対して市が花の苗を提供して、地域の植樹所に植えていただくという事業でございますが、平成16年度は27団体、1万株の実績がございました。17年度においても同様の取り組みを継続をしていく考え方であります。石狩川ルネサンスの森で市民植樹祭を行っているところであります。丸加高原に植樹を行っているわけですが、毎年数百本のさまざまな広葉樹を中心に植樹しているわけですが、平成16年度は500本、少ないのではないかなという評価があるかもしれませんが、平成17年度においても同様の規模でやりたいというふうに思います。だんだん丸加高原にも木を植えるところがないほど木が植わさってきたという状況もあります。一方、水と森の夢植樹祭というのが石狩川再生の森で行われております。中心となってやっていらっしゃるものは、これは団体が中心となってやっていらっしゃるわけでありま

すが、民間の皆さん方にもご協力をいただきながら、平成17年は220本の予定であります。15年度から始めまして、500本と600本とか植えてきたのですが、植樹というのは植える場所の選定がこれから難しくなるというふうに思いますけれども、こういう事業を通じて引き続き緑化の推進に力を入れてまいります。

ご質問の中に緑の基本計画の中で市街化区域の30パーセントを目標水準というご質問があったでしょうか。滝川市の緑の基本計画は、計画の目標水準、つまり緑地確保の目標水準でございますが、将来の市街地面積に対する割合はおおむね93ヘクタール、約6パーセント、それから都市計画区域面積に対する割合であります、おおむね1,413ヘクタール、約19パーセント、用途地域の約6パーセント、都市計画区域の約19パーセントというのを計画の目標水準に定めて整備を進めていく考え方であります。

以上お答え申し上げて、久保議員への代表質問の答弁とさせていただきます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、久保議員のご質問にお答えいたします。

先日の谷口議員のご質問にお答えいたしましたことと重複いたしますけれども、学校における安全教育、この対応策について申し上げます。谷口議員にお答え申し上げたことに若干つけ加えて申し上げます。学校の安全対策として、出入りを限定することが第一であると考えております。このことで学校では、児童生徒の登校後、玄関の一部を除きすべて施錠しております。そして、来校者に対しては事務室で一人一人確認するように今進めているところでございます。また、危機管理に関するマニュアルに沿って、教職員が実際に避難誘導の訓練をしたり、警察の協力をいただきながら教職員みずから侵入者への適切な対応の仕方についても防犯研修として取り組んでいるところでございます。新年度に向けまして、新たに児童生徒や教職員みずからの防犯計画の改善を行ったり、従前の危機管理マニュアルの見直しを図るなど、各学校にこのような計画が盛り込まれておりますし、これまでも増して教職員一人一人の危機意識が高まっていると、このようにとらえております。学校におきましては犯罪が発生することはあってはならないと、そのように考えておりますので、今後とも安全教育の徹底と防犯意識の醸成に努めてまいりたいと、このように考えております。

二つ目でございますけれども、洋式便所の増設等についてのご質問でございます。この整備につきましては、今年度滝川第一小学校、滝川第三小学校、西小学校の3校で実施させていただきました。17年度予算では、ご案内のとおり滝川第二小学校、江部乙小学校の2校を実施させていただきました。なお、残りの東栄小学校と東小学校につきましては、18年度予算で実施したいものと、このように考えております。なお、これをもちまして低学年の洋式便器等の整備は終了するものと考えております。

次に、インターンシップについてのご質問でございます。滝川西高等学校のインターンシップの目的でありますけれども、直接働くという体験を通して、職業観とか勤労観とか、こういったものを養成するように努力しておりますし、人と人との関係、あるいは最近苦手だと言われている異世代とのコミュニケーション、あるいは社会人としての基本的なマナー、こういったものを身につけ

る、あるいは養うことを目的といたしまして平成13年度から実施し、今年度で4年間が経過いたしました。年度別の取り組みといたしましては、平成13年度は1日間、平成14年度、15年度は2日間、今年度は総合学習の一環といたしまして2日間行いました。2学年会計ビジネス科と情報ビジネス科の生徒126名、今年度実施し、販売業とか、あるいは市役所も含めた官公庁も含めて22の事業所で本年度実施させていただきました。その成果といたしましては、自己の職業適性、あるいは将来の職業設計、これを勉強する機会になったと、あるいは体験を通してさまざまな職業の内容を勉強することができたと、こういう声が寄せられております。今後の課題といたしましては、インターンシップの目的であります異世代とのコミュニケーション能力、これは現在不足しているということでございますので、これを高めていきたい、あるいは社会人としての基本的ないろいろな対人関係のマナー等がございますので、こういったものも高めていきたい、あるいはさまざまな学習活動を通して職業への意識づけをさらに図っていききたいと、このように考えております。なお、インターンシップの成果を冊子としてまとめますので、これをまとめまして、そして発表すると、こんなことを通しまして発表する能力についても力をつけていきたいと、そのように考えております。今後ともこのインターンシップについては充実、改善を図っていききたいと、このように考えております。

以上3点申し上げまして、久保議員への答弁とさせていただきます。

○議長 長 答弁が終わりました。久保議員、再質問ございますか。

○久保議員 ありません。

○議長 長 以上をもって久保議員の質問を終了いたします。

これをもちまして平成17年度市政執行方針及び予算大綱説明並びに教育行政執行方針に対する代表質問を終了いたします。

◎日程第3 平成17年度市政執行方針及び予算大綱説明、教育行政執行方針に対する質問

○議長 長 日程第3、これより平成17年度市政執行方針及び予算大綱説明並びに教育行政執行方針に対する質問を行います。

質問の時間は再質問を含めて15分以内の持ち時間制となっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするとともに、通告の範囲を遵守するようお願いいたします。

渡辺議員の発言を許します。渡辺議員。

○渡辺議員 皆様、おはようございます。最後は、市民代表の渡辺精郎が質問いたします。

◎1、市長の基本姿勢

1、「活力再生元年」について

まず、市長の基本姿勢の活力再生元年からであります。まちを元気にという方針は結構であります、そういうかけ声とは裏腹に、修飾語を使って活力再生プランのかけ声を盛んにかけているわけでございますが、各地の懇談会において厳しいご意見、反対の意見が大変多かったと思います。

この現実につきまして見解を求めるものであります。

次に、行政のやる気につきましては、疑問であります。確かに内輪の給料や事務事業の行革は理解いたします。しかし、市民に最もアピールのできる市役所庁舎のリストラであります。これを実行すれば市民の理解が得られる第一歩であります。そろそろ実行の時期かと思います。いかがでしょうか。

三つ目はピンチをチャンスにというかけ声に対しまして、保育料値上げや市立幼稚園の奨励金の削減、スキー場廃止などは子育て世代にさらなる不信感を植えつけ、滝川市に住むことができないなどというピンチを招いているのではないのでしょうか、見解を求めるものであります。

◎ 2、重点施策について

- 1、「顔の見えるまちづくり」について
- 2、「子どものためのまちづくり」について

次は、重点施策、顔の見えるまちづくりについてであります。市民と行政と企業が協力し合い、まちの発展に寄与するジャンルを確定してはどうかということでございます。

次は、子供のためのまちづくりの事業の充実と虚像をお聞きいたします。確かに市長が保育所で幼児に絵本を読み聞かせていることがニュースになっております。しかし、多くの子供のお母さん方にはそれが虚像と写っているのであります。実像は、保育所の値上げ、市立幼稚園奨励金削減であり、子供のための教育費も聖域でないとっておるのですから、この市政方針は矛盾ではないのでしょうか。

◎ 3、保健・医療・福祉

- 1、高齢者福祉について
- 2、子育て支援、児童福祉の充実について

次は、高齢者福祉の敬老会事業の見直しであります。人生で一回だけの敬老会で定着したかと思えば、これ以上どうするのでございましょうか。本心は全廃だと思いましたが、健康で長生きを祝う気持ちのない自治体に嫌々やっていただく老人こそ不幸であります。見直しの本心は廃止かと考えてしまうのですが、いかがでございましょうか。

二つ目は、在宅ケアの方針を強調されておりますが、在宅ケアほど難しいものはないのであります。それは、家族が必ず在宅しなければならないのであり、家族が不在でも可能な場合は軽度の介護度か、あるいは要支援の段階なのであります。重度で家族も在宅しない在宅ケアの推進策を紹介していただきたいのであります。

次は、子育て支援、児童福祉の充実について、市の子育て支援の方針と現実の施策がそごを来しているのではないかということでありまして。保育所に行かない幼児、児童が多くいることも確かであります。しかし、保育料金が大幅に上がる家庭があると言われる料金設定も含め、保護者負担を多くして児童福祉の充実とは、そごそのものではございませんか。

◎ 4、安全なまちづくり

1、「防災対策」を早めに

次は、安全なまちづくりの防災対策を早く策定すべきであり、災害運用マニュアルは今度こそ実現し、家庭、学校、職場での対応などの具体的取り組みをすべきではないかということでございます。計画の概要を説明し、いつものことながら直下型地震を想定し、包含した防災対策であるべきと考えますが、いかがでしょうか。

◎ 5、新たな地域産業の創造

1、新産業創出支援について

次は、新たな地域産業の創造、新産業創出支援についてであります。それは、菜種に次いでラベンダーに着手すべきときなのでありますが、田村市長の先見の不明がまことに明らかになっておりますものの、念のために見解を伺っておきたいのでございます。

二つ目は、実現した旧江部乙中学校の施設を利用しての大葉栽培こそ新産業創出の最たるものではないでしょうか。ハウスの中では大葉が生き生きと栽培されております。施設を貸与して協力していることはわかりますが、大葉栽培事業と販売、消費に当たって支援策が考えられるか、お尋ねしたいのであります。

◎ 6、農村環境づくり

1、「優良田園住宅の基本方針」について

次は、農村環境づくりで優良田園住宅の基本方針は既に発信しているわけですが、高橋知事の進める首都圏の団塊世代の退職者を迎える事業とこの滝川市の優良田園住宅構想との整合性を示していただきたいのであります。

◎ 7、市内交通の整備

1、「除雪・排雪」の項目の項を起し、市民に意識化を

次は、市内交通の整備の項目であります。除雪、排雪の項目を起し、市民に意識化を図るべきではないでしょうか。市民は行政に何を期待するのかといえば、除雪、排雪がトップであります。にもかかわらず行政は雪の問題では市民感情を把握し切っていないのではないのでしょうか、見解を求めます。市長は、異常気象だから、ことしは豪雪でも来年は少雪という淡い期待が認識にないのでしょうか。豪雪と市民生活の不便さと悩みに何を感じて市政運営に当たっているのでしょうか、お答えいただきたいのであります。さて、この問題について提案質問をしたいのであります。それは、除雪、排雪を特別会計化してはどうであるかということであり、このための市民負担は適正な使用で市民に還元され、実効性のものであれば、つまり門口にがっばりと置いていくかたい氷や雪の塊を除去できるのであれば市民負担もやむを得ないのであります。実際隣同士で業者に料金を支払って実践しているところも多いのであります。市がまじめに取り組むのであれば、市民の声連合は市民に説得をする自信があります。この問題こそピンチをチャンスにすべきと考えますが、いか

がでしょうか。

◎ 8、「教育のまち滝川」

1、「教育のまち滝川」を信条とする市の諸政策のあり方

次は、教育のまち滝川を信条とする滝川市の教育諸政策のあり方についてであります。人が輝く教育という表現があります。修飾語と形容詞の使い方がお上手で、教育費は一律同パーセントを削減し、精神教育に力点を置いて、舌ざわりのよい〇〇教育という抽象的な表現になっております。具体的な事例を挙げて人の輝く教育を説明していただきたいのであります。

さらに、教育のまち滝川とうたうからには、財政的な誘導策が市長と打ち合わせをしていると思われる。教育予算のあり方、特に学校教育部での予算獲得について教育長の見解をただしたいのであります。

三つ目は、子供、子育て世代を守っていく立場が教育委員会であるはずではありませんか。それが今回の市活力再生プランにおいては子育て世代の若い父母や市民に対しまして教育費の削減を説得する役目とは、まるで逆であります。父母、住民の立場を尊重し、首長などに父母、住民を代弁するために存在する教育委員会みずからの役目を放棄したのも同然であります。金を持たない教育委員会のあり方が全国的に問われております。その答えを滝川市で出しているようなものではありませんか、教育長の見解を求めるものであります。

◎ 9、安全教育

1、「尊い命を守り育てる教育」とセキュリティについて

次は、安全教育についてであります。先日の谷口議員と先ほどの久保議員の答弁で省略いたしますが、これに関連いたしまして二つ目、旭川市ではさすまたという防具を全校に配置したそうでありますが、教職員も凶器を持って侵入してきた暴漢に殺害される時世であります。命は地球より重いのであります。対応策について見解を求めるものであります。

◎ 10、教職員の研修体制

1、広範な教育研修のあり方

次は、教職員の研修体制、特に広範な教育研修についてでございます。方針の中で、道教委が主催する研修や空知教育局指導主事の活用例が書かれてあります。別にこの研修に参加しなくても、活用しなくても差し支えないのでありますが、滝川市の教育方針に書かれているからというのであります。指導主事を招きなさい、そしてこの研修に参加しなさいとなるわけであります。これでは特定研修の押しつけ推奨であり、偏りが感じられるのでありますが、見解を求めます。また、最近の長期休業中の教職員の勤務対応が学校への出勤が常態化しているということでございます。子供のいない校舎での研修より、この機会に社会に出て、極端に言えば自費で世界旅行してきた方がずっと子供の教育にプラスになる研修と考えますが、いかがでしょうか。

◎ 1 1、「禁煙」について

1、教職員の「校地内禁煙」の方針転換か

次に、滝川市教育委員会がこの平成 1 7 年 4 月から学校の敷地内禁煙とかの方針でなかったでしょうか。これだけ重要な勤務にかかわる施策変更にあたって、教育行政方針に載せておりません。全く触れていないということから、方針転換と見たいのでありますが、いかがでしょうか。延期または中止したと見るべきであります、いかがでしょうか。もちろん方針にも載せておりませんから、実施は認められないと思うのであります。

◎ 1 2、スポーツの振興

1、空知太スキー場の継続について

最後は、空知太スキー場の廃止を撤回し、子供たちの夢を再現してあげることが大切であると考えます。この問題につきましては、昨日酒井議員の質問にもお答えしておられますが、どのような形でも、暫定的でも残していただきたいのであります。一度廃止してしまえば二度と復活は無理であります。コクトが元気であれば丸加山にリフトをつけてスキー場も考えられるのでありますが、とても難しい情勢であります。さらに市が手放したならば、これこそ指定管理団体等にお任せする手段があるのではないのでしょうか。このような猶予を残しておいて、もう一度子供たちに夢を持たせ、大いに滑っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

以上で私の 1 5 分以内の質問を終了いたします。

○議 長 渡辺議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 渡辺議員のご質問に以下順次ご答弁を申し上げます。

スピーディーなご質問でございまして、私もできるだけ答弁をスピーディーにさせていただきたいというふうに思います。活力再生元年についてでございますが、活力再生プラン、一部には大変厳しいご意見がございます。しかし、私は、全体についてご質問のありましたように反対が多いという認識はございません。提案をさせていただいておりますほとんどの部分は、深いご理解をいただいているというふうに思います。改革は、現状のいわば破壊であります。一部手直しをして改善をするというのとは異なる。したがって、私はまず内部の徹底した改革から始めたわけであり、そういう内部の改革からスタートをして、やはり痛みの伴う部分が改革には出てまいりますから、これまでの延長線上ではない時代なだけに、ぜひここはご理解をいただきながら、次世代に負の遺産を残していく、そういう禍根がないようにということを基本にしてこの活力再生プランの案を提案させていただいているわけでありまして、そういう基本線はご理解をいただいているというふうに思います。しかし、一部さまざま厳しいご意見をいただいているところがあるわけですが、しっかりした議論が必要だというふうに思います。そういう議論を踏まえてこの 6 カ年の活力再生プランを策定する考え方であります。

市役所に関するご質問でございます。きょうのご質問で 5 回目の同様のご質問であります。考え方は変わりません。市庁舎の建設経緯につきましては、これまで議会でご決定をいただいた、そういう段階での庁舎建設、さまざまな意見が反映されたというふうに思っております。庁舎の維持管

理費についても、今後ともさまざまな方策を講じてさらなる節減を図っていきたいというふうに思いますし、一方これまでもご答弁をさせていただきましたように職員的大幅削減ということから、想定しない、計画時点では想定されない余剰スペースが出てくるということも考えられますので、この有効利用についてはさらに検討を進めてまいりたいというふうに思います。

保育所及び幼稚園の補助金等に関するご質問でございます。ある意味では、これまで保育所でありますとか幼稚園、その負担に関しては聖域的な考え方があったかもしれませんが。ある意味では、私は当然だというふうにも思います。しかし、聖域を設けることはできなくなったわけであります。足りない財源を交付税で賄っている、その交付税は国の考え方以上には、もうどんどん削減されて使える状況にならなくなってきた。もしいろんなところに聖域を設けたら、そこで必要な財源はどこから見つけてくるのかという議論をしなくてはいけない。私は、したがってトータルな問題として、個々の問題ではなく全体の問題としてプランを提案をさせていただいているわけであります。皆さん方には大変厳しい内容であるというふうに思いますし、私も苦渋の選択であります。しかし、トータルな問題として議論をしていただきたい、ご意見を賜りたいというふうに思っているところであります。私は、次世代とは、先代の思いを継承しつつ、さらなる発展を目指す人たちだというふうに思います。年齢や身分を指すものではない。子供という滝川の宝がこのまちで将来輝いていくために、私たちは今どういう決断をするのかということが実は問われているわけであります。まちの将来のため、市民の将来のため、その次の世代に引き継ぐ責任があるというトータルな問題として議論が必要だというふうに思います。

顔の見えるまちづくりについてであります。これまでも同様のご質問を何度かいただいてまいりました。私は、これまでの滝川の歴史、先人の努力、そういうものによって積み上げられてきた特色のある産業や高い技術、あるいは優秀な人材、豊富な食材、すぐれた自然環境、すそ野の広い芸術文化、多くの地域資源があるというふうに考えております。この地域資源をいかに有効に活用していくかということが顔の見えるまちづくりであり、あそこで成功したから、こちらでも成功するだろうという予断を持って判断すべきではないというふうに思います。基本は、滝川はどんなまちですかということを聞かれたときに明確に答えられるまちが顔の見えるまちづくりだというふうに思っております。こういうこれからの地域資源を積極的に活用しながら全国に発信していく、またそれを企業誘致や施設誘致などに有効に活用していく、そういうことが重要であるというふうに思います。菜の花、コスモス、これはやはり滝川の特質だというふうに思いますが、ラベンダーについて私はそうは考えません。それは、これまでもお答えを申し上げてきたとおりであります。

子供のためのまちづくりの事業の充実は虚像であると、しかも矛盾であるというご質問であります。私は、矛盾だというふうには思っておりません。子供たちのためのまちづくりは、やはりたくましい子供に育ってほしいということが最終の目的であります。ある意味ではこのご質問は教育委員会に対するご質問かもしれませんが、私は関連をいたしますので、市長という立場で一部ご答弁をさせていただきたいと思っております。たくましい子供に子供たちに育っていただく、そういうためには教育も必要でありますし、福祉も必要でありますし、社会環境もよくしなくてはけませんし、子供を基本に据えた、そういうトータルなまちづくりをどうしていくのかという問題があり

ます。子供を育てるイコール教育、特に学校教育ということではないのではないかと、学校教育は
その中で極めて重要であります、必ずしもイコールそれだけではないと。子供はみんなの財産で
あります。家庭でも学校でも地域でも、それぞれの教育力が発揮されていかななくてはならないとい
うふうに思います。特に家庭と地域の教育力の低下が今問題になっているわけであり、子供の
ためのまちづくりは、これまで個別の分野で行われてまいりました。そういった個別施策を総合的
に統合して実行しようという考えであります。ご理解を賜りたいというふうに思います。

高齢者福祉についてでございます。敬老会についてお年寄りが嫌々祝っていただいているという
印象は、私は持っておりません。本当に感謝の念を持って、尊敬の念を持って、行政としてもその
対応が必要だというふうに思っています。そういうことから敬老会の事業を実施してきたわ
けであります、総務省幹部はこう言っているということが新聞に載りました。実際にそういうこ
とであります。いろんな事業がありましたけれども、その中の一つに敬老会は廃止すべきだと、お
金の使い回しはすべきでないということでもあります。要するに、交付税はすべての事業で来ている
わけではありませんから、したがって、ちょっと専門的になりますけれども、基準財政収入額
の中には市税とか地方譲与税は100パーセント見ないで、25パーセントの余裕を見て収入は7
5パーセントで見てくれているのです。したがって、25パーセントは、さまざまな単独事業財源
にはなっているのです。けれども、地方は地域の独自性といってさまざまにいろんなことをやっ
てきた、だから金が足りなくなったのではないのかと。そのやり玉の一つとして敬老会も例示され
ているのです。しかし、私は、これまで滝川のまちづくりを進めてこられた、そういう皆さん方
に敬意と感謝の念を持つという事業は、そういう念を持つというのは行政としても大切です、市民
として極めて大切なことだというふうに思います。しかし、そういう意味での金はないわけであ
りますから、私は平成17年度、敬老に関する事業は継続いたしますけれども、敬老会には出席でき
ない方も多くなってきているという現状もあるわけであり、従来お集まりをいただいて飲
食方式でやるという基本は少し考え直す必要があるかなというふうに思っているところであります。
そういう考え方で少し見直したいというふうに思います。

在宅ケアについてであります。高齢の方々が住みなれた地域で安心して生活ができるように、町
内会を初めとする地域の方と連携を図りながら高齢者の方々を見守っていくと、あるいはサポート
していくと、そういう体制づくりに一層努めたいというふうに思います。在宅生活に必要な支援を
保健所あるいは社会福祉協議会と協議しながら進めてまいりたいというふうに思います。在宅化へ
の推進事業は、これまで配食サービスでありますとか、福祉除雪サービス、友愛訪問、見晴団地の
入居者安否確認、これは新しくできました老人特定目的住宅、それにデイサービスを併設をする
という形でやっているわけであり、さらに緊急通報システムの整備、権利擁護事業、さまざま
な形で、これからは施設に入っていただくということが中心ではないと、自立の支援、在宅生活重
視、そのための協働、連携、あるいはケアの総合化と、そういうことを中心にやっていく時代であ
るということをご理解をいただき、そういう方向で行政も努力をしてまいりたいというふうに思
います。

子育て支援、児童福祉の充実についてでございます。子育て支援につきましては、滝川市次世代

育成支援行動計画に基づきまして、子供の輝く未来のために総合的に取り組んでいく必要があるというふうに思います。そのために、計画策定に当たりましては2,000人を対象としたアンケート調査を実施いたしまして、保育所以外の子育てサービスに対するニーズも極めて多く出されたところであります。特に学齢前児童の51パーセントは保育所にも幼稚園にも行っておりませんし、一方で核家族化、少子化が進行する中で子育てに不安を持つ父母も多くいらっしゃるということがあります。したがって、新しい子育て支援策が必要となってくるわけであります。こういう新たな子育て支援全体の事業を進めていくためには、先ほど申し上げましたように財源はなくなったわけでありますので、せめて国の基準を上回って支援をさせていただいている部分については国の基準に近づけさせていただきたい、あるいは国の基準に一致させていただきたい。それは、しかし一気にはできないので、時間をかけてやらせていただきたい。こういうことについての提案であります。よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

防災対策についてでございますが、災害運用マニュアルにつきましては、災害発生時における災害対策本部のスムーズな対応を目指しまして、本部組織の各班ごとの動きを明確にする、そういうマニュアルを策定中であります。また、家庭の対応につきましては、特に特別なマニュアルをつくって保存版として置いておくということではなくて、広報で災害を想定しました防災特集を適時掲載をしていく。それは、広報でばいと捨ててもらうのではなくて、保存をしてもいただける、そういう体裁でつくり上げて防災情報のPRに努めていきたいというふうに思います。マニュアルをつくっても、直ちに行動ができるということではなくてはいけませんから、マニュアルに基づきまして直ちに行動できるような訓練が必要だというふうにも思っております。マニュアル作成を機に、市職員の危機管理能力向上のための能力開発も手がける必要があるというふうに思っております。いずれにいたしましても、防災対策はご質問のありましたように極めて重要なことでもありますし、震災対策についても十分配慮しながら対応してまいりたいというふうに思います。

新産業創造支援についてであります。先見の不明であると、ご批判は甘んじて受けさせていただきますが、変化の激しい世の中においてどれぐらい先を見通すことができるのかというのは、極めて難しい課題でもあるなというふうにつくづく感じるのであります。ラベンダー、昨年の3定、4定でも同様のご質問をいただきました。私は、花で成功しているところは長い歴史の中に新たな発展の可能性を見つけた成果であると。形だけ見て、成功したから、うちも成功するだろうというふうには考えておりません。しかし、花は極めて有効な、地域産業においても、あるいは顔の見えるまちづくりにおいても重要なテーマだというふうに思います。滝川には幸い花・野菜技術センターがあるわけでありまして、物まねでない花振興というのを図っていきたいというふうに思います。何度もお答弁申し上げましたが、このラベンダーについては滝川リゾート開発を解散するときに、花ということをやテーマにしてもう少し地域開発、リゾートという産業を振興することができないのかということを実際に調査をいたしました。かなり時間をかけて皆さん方のご意見をいただいて調査をいたしました。しかし、ラベンダー観光は極めて難しいという結論であります。この結論の考え方は、私は今も変わりありません。農家の皆さん方が農業経営の中でどうしたらもうかるかということを中心にしてラベンダー振興を図っていくということであれば、それはやはり積極

的に応援する必要があるというふうに思っているところであります。そういうときには、ラベンダー栽培、市場性、採算性、そういう議論が行われるでまいしょう。そういう議論が行われていったときに、行政として例えば菜の花のように多様な活用、展開が可能であるのかどうかということの議論が必要だというふうに思いますから、まず出発点は取り組んでいただく方々がいらっしゃるのかどうかということが出発点になるというふうに思います。

大葉栽培は、ご存じのとおり市内の企業が事業主体となって施設を建てて、栽培されているものであります。既に現在の状況は、建物が完成をして、2月の7日、3月の6日に定植が終了いたしました。3月下旬から収穫の予定でございます。ここで働く従業員の皆さん方も結構いらっしゃるわけでありまして、現在は試験的な栽培ということで、ご案内の学校用地の建物の一部を貸与しているわけでありまして、あとはすべて企業の投資ということであります。この試験的な栽培が成功して、計画どおりに事業が進むということを期待しているところであります。こういった新分野での産業進出、いわば内発的な産業興しであります。こういうものがどんどん進んでいくことが滝川の産業の活力を生んでいくということであります。こういう場合には積極的な応援も必要であるというふうに思います。

優良田園住宅の基本方針についてということであります。市の優良田園住宅計画は、首都圏の団塊世代の退職者だけでなく、札幌圏ほか市外からの退職者についても意識した考え方でありまして、先ほどのようなご質問にもお答え申し上げたように、北海道の移住促進プロジェクト事業とも連携をしながら、滝川市はウェルカムプロジェクトを平成17年度に立ち上げたわけでありまして、団塊の世代、地元出身者をターゲットといたしまして、首都圏等からの移住促進を図るためのPR、あるいは受け入れ態勢の検討を進めてまいりますが、優良田園住宅はその大きな受け皿の一つであるというふうに期待をいたしておりますし、したがって関係者の努力を中心としながら、行政も応援できるところは積極的に応援をしていきたいというふうに思います。この基本方針策定に際しまして、平成14年度に東京滝川会のメンバーにアンケート調査を実施いたしました。退職後ふるさとへのUターンについての希望、望みというのですか、そういうものを聞きました。実はその半数が滝川に定住したいという希望を漏らしているのですが、それはさまざまな条件の中でいろいろなことがあるでまいしょう。いずれにいたしましても、ふるさとへ帰りたいという思いは皆さん強い。そういうことを私どもがこの地域はいい地域であるから、ふるさとに帰ってきてください、あるいは第2のふるさとにしてくださいということを積極的に売り込んでいきたい、というふうに思います。

除雪、排雪の件であります。これは、少しゆっくりお話しさせていただきたいというふうに思いますけれども、ことしは異常気象だからという甘い認識を持ってのご想像をいただいているようですが、私はご想像されているそういう考え方は全く持っておりません。極めて問題であるという問題意識を常に除排雪については持っております。しかし、ことしの雪は災害に近いです。積雪寒冷補正という交付税上の補正がだんだん少なくなっているのです。私は、寒いというのは道路構造とかに影響を与えていくわけで、関連するわけでありまして、積雪、多雪、豪雪というのは水害と同じく災害だというふうに思っているのです。だから、積雪寒冷補助というのは削減するのは

問題だと、暑いところがあるから寒いところもあって、それは平等にするべきだというのは違ふと、災害なのだからということを行っているわけではありますが、ことしはそれに近い状況であります。除排雪対策というのは、本当に最大の課題でありますし、市民の皆さん方からいろいろご意見をいただくわけでもありますし、私どももそれなりに力を尽くしてまいりました。ことし、現在で3,000万円ぐらい金がオーバーしています。ただ、除排雪費の中に平成16年度は除雪トラックを買う予算を盛り込んでおりましたし、これが大分安く買えた、落札率が低かったということがありましたり、あるいは去年の雪の始末、平成15年度に降った雪の始末は16年度に雪捨て場の処理をやるわけでありまして、15年度の冬は少し雪が少なかったもので、16年度の雪捨て場の処理のお金が少し余ったり、こういうことでいろいろやっているのですが、除排雪費で3,000万円通常足りないのが今言ったようなことで1,600万円ぐらいうりくりできているのです。1,400万円足りないのです。これは、本当にやりくり、やりくりで今やっております。補正しないのだから、金使わないのだろうということではありませんで、そういう状態であります。

それから、除排雪費の財源はどうなっているのかということをお少しご説明申し上げたいというふうに思います。こんな細かなことを市議会の本会議で今までご説明したことはないというふうに思います。しかし、それだけ極めて厳しい状況になっているという一つの例としてご説明申し上げたいと思いますが、平成17年の除排雪に要する経費は約5億円であります。それで、17年の地方交付税は具体的には、トータルとしては計上していますけれども、それではそれはどの部分でどういうふうに計算されていくのだというのは、これはまだわかりません。わかりませんので、16年度の地方交付税でどれくらい算定されているかということ、地方交付税で平成16年は約3億9,000万計上されています。これが17年度そのまま来るとも思えませんが、仮にそのまま来たと仮定いたします、3億9,000万です。ことしはトラックを買って、これには補助金が入ります。それから、流雪溝については、国の委託費が一部入ってきます。こういう特定財源を足しますと、つまり財源としてあるのは17年度は4億4,000万円です。5億円出して4億4,000万円弱しかお金は入ってきません。6,000万円が実は足りないわけでありまして、6,000万円が足りない。国は、地方交付税として除排雪費にはこれだけ見ますよと、足りない分はあとどこかで見つけ出してくださいということなのです。6,000万円は見つけ出してきたわけです。ところが、先ほど申し上げましたように市税はどんどん減少していく、あるいは地方交付税は何億円もどんどん減少されてきた。そういう中で、それでは足りない6,000万円をこれからも埋め続けられるかどうかということなかなか難しい。こういうのがいろんなところでたくさん出てきたわけです。しかし、除排雪費については、これは極めて住民生活に大きな影響を与えるということから、民間委託をするなりしてとにかくコスト削減に努めてきた。しかも、ほかの事業なんかと比べて削減率は極めて少ない。それは、やはり極めて重要な対策であるということからであります。これは、そういう枠組みになって、そういう対応をしてきたということはぜひご理解をいただきたいというふうに思います。私は、投資のために基金を取り崩すのはある意味では妥当である。投資をするためにお金をためてくる、そして施設整備をしていくというのは、企業でもこれはある意味では当然の財源対策であります。しかし、運営をしていくために貯金を取り崩さなくてははいけ

ない、こういう状況があってはいけないというふうに思います。私は、除排雪費は運営のために要する経費であります、ある意味では極めて重要なことでもありますから、今後とも重視をしていきたいというふうに思います。

特別会計にしたかどうかと、渡辺議員の発想力には敬意を表します。しかし、特別会計には幾つかの条件があるわけでありまして。どういう条件かと申しますと、特定の事業を行う場合です。特定の事業を行って、その事業収入をもって特定の支出に充てるとというのが特別会計の基本であります。私は、除排雪の事業は行政が基礎的にやるところはやらなくてはならない、さらに基礎的にやるところにプラスして市民の皆さんから除排雪費をあまねくいただいて、かなり広くからいただいて、そしてそれを歳入と見て、支出に組んでやっていく。つまり除排雪を基礎的なものからさらに価値の高いものまであまねく丸抱えでやっていくと、そういうことにはならないというふうに思っております。行政は基礎的なところはしっかりやる、それを超える部分については地域の実情に応じて負担をしてやっていただくと、そういうことでなければ除排雪費、行政として何ぼ金がかかるか、先ほどのような状況でありますし、そして行政がプラスアルファの極めて選別的な価値の高い、そういうところまで手を出していくと、これはおさまらない話だと。ますます税金をつぎ込んでいて、とどまるところのない満足感を達成しなくてはならない。私は、そういう特別会計になる危険性があるのではないかと。つまり特定の事業だと仮に仮定しても、その特定の事業から入ってくる特定の歳入をもって運用できる会計にはならないというふうに思っております。したがって、行政としては基礎的なところでしっかりやらなければならないところはやる。プラスアルファの部分は地域の考え方、地域の選別によって、場合によっては行政が応援させていただくところはあるかもしれませんが、みずからの出資、それは町内会になるかもしれませんが、個人になるかもしれません。そういう選別された価値の部分については、やはり個人負担で行っていただく。ただ、今モデル事業があったり、あるいはモデル地域の選定をして取り組んでいただく、そういう積極的なところにはゼロかという、そうではない行政支援も検討すべきであるというふうに考えているところでありまして、そういう立場からこのモデル地域の設定なんかも実は考えているところでありまして。

以上を申し上げまして、渡辺議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 渡辺議員から再三の質問も含めて広範な質問がございましたので、一生懸命答えさせていただきます。

まず最初に、人が輝く教育と、こういったことについてのご質問でございます。まず、大切なこととございますけれども、児童生徒にとりまして公教育に基づく生きる力の基礎基本、この中で特に確かな学力、豊かな心、たくましい体、この三つをしっかりと教育していくことが何よりも大切であると、これがなければ人は輝かないと、このように考えております。その過程におきまして、子供一人一人の個性を最大限に伸ばし、生き生きと意欲的に取り組む子供を育てていく、これが大切であると考えております。また、生涯学習の観点に立って申し上げれば、滝川市における共同参画によるまちづくりの基本に立ち、子供からお年寄りまでそれぞれに生きがいを持っていただき、心

豊かに活動し、ボランティア活動等にも情熱を注いでいただく、こういったことでその成果が一人一人に還元されると、そういう社会の実現、これも大切だと思っております。具体的に申し述べなさいと、そういうことでございます。今年度は17年度の教育行政執行方針の中にかかなり具体的に申し上げたつもりでございますけれども、具体的に申し上げろということでございますから、かいつまんでその一端を申し上げたいと、このように思います。

まず、学校教育についてでございますけれども、先ほど言いましたように当たり前のことを当たり前に行う教育、これが基本でございますし、ふるさとに愛着と誇りを持つ教育、特に滝川は先人が築いた幾つかの大きな歴史、伝統がありますから、こういったことを体験的に勉強させることも大切であります。また、社会教育においては、今家庭教育の機能が低下していると、そういうことでございますので、あいさつを基本といたしまして、発達の段階に応じた指導、こういったことを家庭教育支援事業を通して行う予定でございます。また、体験的に心を養うということで今実施しております滝川遊学会、こういったものを今年度はバラエティーに富む内容に工夫をさせていただいております。あるいは青少年、福寿大学等も生涯学習の一環として着実に実施していきたい、このように考えております。芸術文化でございますけれども、渡辺議員さんも恐らく参観されたと思っておりますけれども、市民の手づくりミュージカル、これは大変な盛会裏、拍手をいただきました。こういったものに幼児からお年寄りまで一人一人が主体的に参加して、そして文化をつくっていく、こういったことが地域文化の発展にも大切でないかと、このように考えておりますので、新年度もさらにこれらの準備を進めていきたい、このように考えております。スポーツの分野でございますけれども、市民一人一スポーツということで、ストレッチ体操、筋力づくりの普及、それから温水プール等における水中運動、こういったことも行って、健康と体力づくりの一助にしたいと、このように考えております。さらに、これは先ほど市長が申し上げましたけれども、子供の輝く教育活動と、そういうことで滝川市の自然や文化、歴史、こういったことを探るふるさと探検隊、あるいは読み聞かせによる出前講座、これは幼児、児童を対象としております。さらに、保育を支援する幼児交流活動。こういったことを今年度新たに実施しまして、子供の輝く教育活動を推進したい。以上、一端を申し上げました。

次に、財政的に厳しいけれども、そういったことも含めてどう考えているのかということで、教育のまちについてご質問がございました。これも執行方針で申し上げましたとおり、教育のまち滝川というルーツを探っていきますと、明治23年に滝川村ができた。それと同じくして学校ができています。これは、第二小学校のところにできておりますけれども、滝川の先人の教育に対する情熱、これは私は高く評価、あるいは敬服いたしますが、この心が今でも伝わっていると、このように考えております。大変財政が厳しい時代でございましたけれども、昭和50年に義務教育整備計画を作成し、近隣ではいち早く学校の不燃化工事に取り組み、56年に完成いたしました。これは、まさに教育のまち滝川と当時言われたものでございます。私もこのとき若い教員でおりましたので、大変な拍手を送られたことを記憶しております。そして、時を同じくして、市立学校として移管いたしました滝川西高の校舎改築、これを57年に完成しておりますし、あるいは市民待望の國學院短期大学、これもこの年に開学いたしました。さらに、昭和43年に、渡辺議員もご存じのように

空知教育研修センターが滝川に設置され、管内の教職員が毎年多くここで研修していると、こういったことも一つの特色でございます。さらには、社会教育でございますけれども、60年に生涯学習振興会、これがスタートいたしました。これは、多くの方が半官半民の生涯学習の取り組みとして、滝川は先導的な役割を果たしていると、これもお世辞抜きに高く評価されているのが実態でございます。さらに、今まで言われていますようにカヌー、グライダー、こういったこともありますし、こういったことを考えてみますと、教育のまち滝川と、そういうことがこういったことを通して数多く確認することができる。あるいは、財政厳しい状況においても教育には力を入れてきた滝川の背景というのをこういったことで読み取れるのではないかと、このように考えております。私は、教育行政の実務上の責任者でありますから、今後とも教育のまち滝川、これを継承、発展させていきたいと、このように考えております。教育は不易と流行と言われますけれども、どこのまちでやっているものも滝川ではきちっとそれ以上にやりたい、さらに新しい取り組みをやりたい、そういうことで滝川活力再生プランと歩調を合わせながらさまざまな取り組みをやっていく予定で、平成17年度の教育行政執行方針でその決意を述べさせていただきました。なお、この使命と責任を果たす上で教育予算、これは必要でございますから、この展開に当たっては必要な予算については、これは充当していきたいと、このように考えております。

次、三つ目でございますけれども、滝川市活力再生プラン、これにつきまして滝川市教育委員会としてもさまざまな内容を策定させていただいております。これからの時代に対応するということでは、今までのやり方ではなかなか対応できないと、そういったことから、仕組みを変えていかなければいけない、そんなことを考えて、今事務局としてもいろんな面で検討しているところでございます。今回の教育施設の改廃、これなども大きな立場で仕組みを変える、あるいはこれからの見通しを持った場合に重点的に取り組んでいかなければいけない、こういう観点で改廃をさせていただきました。今後とも住民に対する説明責任、これを果たしつつ、教育内容、教育施設、これの充実を図っていききたい、適切に対応していききたいと思っております。先ほど教育委員会の使命について触れられておりましたが、教育委員会といたしましては教育行政の一貫性、継続性、中立性を踏まえて戦後生まれました。私は、これの精神を十分踏まえつつ、今後とも教育の活性化のために滝川市教育委員会の使命を果たしていきたい、このように考えております。

次、セキュリティについては、これは先ほどの議員にもお答えしたとおりでございます。

次に、防犯用具としてさすまたと、こういったご指摘でございます。恐らく皆さんは知らないのではないかと、私も知りませんでした。よく確認してみたら、ああ、よく見ているなと、テレビで見たり、ほかの学校にもあるなと、あれがさすまたかと、そういうことで確認させていただきました。万が一不審者が侵入した場合、これにつきましては通常どんなことを学校で行っているかと、そういうことでございますけれども、第1には、大きな声を出して、非常ベルを押し、危機を知らせると、これが基本でございます。二つ目に、教職員がみずから机やイス、清掃用具を盾にして侵入を防止すると、これも基本でございます。三つ目に、何といっても子供の生命、安全が基本でございますから、教職員が子供を掌握し、安全な場所に誘導すると、これが緊急避難でございます。次、四つ目に、やはり警察等関係機関の力をかりなければいけませんので、早速通報すると。そのほか

にもたくさんありますけれども、こういった具体的な手順を踏みまして防止に当たっていく、こういったことを今後とも、今も確認しておりますけれども、研修等を含めて具体的に対応できる力を一層教職員ともどもつけていきたいと、このように考えております。ご指摘のさすまたでございますけれども、侵入者を押さえるための長い棒状の防犯用具でございます。先には三角状に開いた鉄棒が二つついておりますけれども、これは一つには有効かと思っておりますけれども、これのみで侵入者を押さえるということはなかなか難しいだろうと、そのように考えております。それで、教育委員会、各学校におきましても、今後防犯用具として何がふさわしいのか、何が有効なのか、今後ともこれを検討していきたいと、このように考えております。

次に、広範な研修についてご指摘がございました。ご案内のように、教職員の研修につきましては、その職責の特殊性から特に重要な役割を研修が持っている、このように考えております。教育公務員、教員に対しましては、教育者として教育公務員としての使命感、教育理念の理解、教育的愛情、これは基本だと思っています。さらに、教科に対する専門性、広く豊かな教養、そして実践的な指導力、こういったことを不断につけていかなければいけない。また、これらがなければ保護者の信頼も欠けてまいります。こういったことで、教育公務員として研修と修養に努めること、これは法令にも明確に出ておりますけれども、実施していくことが求められております。さらに、国の基準であります学習指導要領、この学習指導要領については外部でいろいろ見方あると思っておりますけれども、残念な見方もありますけれども、私は極めて大切だと、あるいは日本の教育をここまで高めてきたのは学習指導要領に基づいて着実に展開されてきたからだと思っています。そのために、この学習指導要領に関する研究、研修、そして公務員としての自覚、こういったものも今強く求められているだろうと、そのように思います。そんなことから、道教委の研修事業、これは経験年数や領域、各分野にわたる内容、公教育として進めていくためにいろんなものが盛り込まれておりまして、極めて重要であると、このように思っています。当教育委員会といたしましては、その内容と同時に道教委の指導主事も、きのう谷口議員さんにも申し上げましたが、積極的に活用して、今申し上げたような資質を高めていきたいと、このように考えております。渡辺議員さんのお言葉がちょっと聞こえるのですが、文部省、道教委の官のやる研修について何か一定のお考えをお持ちのようでございますけれども、私は経験的に申し上げますと、文部省の中央研修とか海外研修、あるいは道教委の各種の研修、若いときから一通りは受けさせていただきました。私は、極めて有効だと思っています。ですから、渡辺議員さんもこういった官の行う研修については、おまえが行ってこいと、そういう激励もいただきたいなと思っています。ただし、民で行う研修もこれは極めて重要だと思っていますから、ぜひ民の研修も受けていただきたい。特に最近道教委といたしましては、教頭あるいは中堅教員に対して、デパートに1週間行っておいでと、そして相手の心をつかむ研修をしておいでと、あるいは接遇についても勉強しておいでと、そういうことで既に全国的に実施されています。ですから、私は研修としては官の研修と民の研修、この二つをともに活用しながら教員の資質を高めていくことが必要でないかと、このように考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと、このように思っています。

さて次に、休業中の取り組みでございました。皆さんご案内のように夏休み、冬休みは、これは

子供は休みでございます。しかし、教職員は給料がきちっと支払われておりますから、勤務するのがこれは当たり前でございます。そういった意味でまず基本的にご理解をいただきたい、このように考えています。そして、これらの休業中に教職員が勤務を通しまして今までの実践を振り返ると、今までの計画が本当によかったのか、あるいは教育活動の改善策がないのか、教材研究をすることも必要でございます。今多くの方から、学力低下とか心の痛みの不安を多くの方が持っていますから、ぜひ休み中にこういった研修をやっていただいて保護者の不安を取り除く対応、こういったことが必要だと思っております。また、教育公務員特例法にもございますように、教育公務員は授業に支障ない限り勤務場所を離れて研修を受けることができると、このようになっておりますから、長期休業中に必要な研修を行うことは、これは否定するものではございません。有効に活用していただきたいと思っております。ただし、研修には所属長、校長ですけれども、承認を伴う承認研修でありますから、研修の内容、目的、計画ということを明らかにして、次の授業に役立つのだということが見えてくると思います。そういったことを提示しまして校長の承認を受けていただきたいと、このように思っています。その際、その内容が職務研修に準ずるものかどうかと、こういったことを念頭に置き、社会的に不適当なものと、こういったことがある場合もありますので、これは校長が判断するようになっております。渡辺精郎議員さんが指摘されました世界旅行でございますけれども、これは年次有給休暇をとって、認められる範囲で旅行に参加することは適当でないかと、このように思っています。ただし、社会的に見て職務研修に準ずるとは考えにくい、職務専念義務を免除する研修とはなり得ないと、こういうのが教育委員会の見解でございます。今後とも職務専念義務を免除する研修の取り扱いについては、その内容、計画ということを十分に厳正に吟味して対応していきたい、このように教育委員会として考えております。

禁煙について、これは何度もご質問いただいているものでございますが、学校敷地内の実施につきましては昨年8月に総務文教常任委員会で説明いたしました。9月、12月の定例会においてお答えいたしました。そのとおり17年の4月から完全実施をいたします。また、各学校長においては、昨年9月に学校敷地内の禁煙についての通知を行いました。実施に向けての取り組みは10月から開始し、6カ月間の準備期間を設け、その間各学校では教職員への説明、学校だより、ポスター、こういったことを用いまして、教職員初め保護者、地域に徹底しているところでございます。教育委員会といたしましても、市広報、ホームページ、こういったことを通じまして住民周知を行ってまいりました。さきの定例会でも申し上げましたが、たばこの害については学習を子供たちが行っております。健康を害するとか、あるいは健康によい事例とか、そういったことで健康教育を進めている教職員は率先してみずから喫煙しないように、この害については多く言われておりますから、教育の場ではぜひ禁煙についてご指導いただきたいと、このように思っています。なお、学校についての禁煙は、これはデータを見てもどんどん広がっておりまして、全道、全国的に大きく広がっております。そういったことでございますので、滝川市としては方針転換ということではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。なお、昨年12月に移行措置を開始しまして、その内容については教育委員会にいただいておりますけれども、趣旨は教職員、保護者に周知されたと考えております。4月1日から予定どおり、不安なく実施されるものと考えてお

ります。

最後でございますけれども、スキー場については昨日酒井議員に申し上げたとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長 答弁が終わりました。渡辺議員、再質問ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 時間の関係がございますので、教育行政の校地内禁煙だけに限らせていただきます。その他は、また6月にいたしたいと思います。

昨年それぞれの取り組みをやられたことはわかります。しかし、先ほど申し上げましたように、新しく17年度の執行方針なので、勤務にかかわる重大なことでございますから、やっぱりこの中にしっかりと書かせてもらって、そしてことしからしっかりとやると、このように書いていけないといけない。途中の経過は、全部先ほどのとおりだと思います。途中経過はよくわかりますが、17年度の執行方針ですから、執行方針にしっかりと書いてもらう、これをもう一度答えていただきたい。

○議 長 渡辺議員、答弁必要なのですか。

○渡辺議員 答弁必要でございます。

○議 長 教育長、要点を簡潔に。

○教 育 長 この禁煙の問題については、昨年しっかり申し上げ、既にご理解いただいていることと判断しております。なお、17年度の執行方針については、新たに取り組むことを重点といたしまして申し上げておりますので、その必要はないと、そのように考えております。

以上でございます。

○議 長 以上をもって渡辺議員の質問を終了いたします。

これをもちまして平成17年度市政執行方針及び予算大綱説明並びに教育行政執行方針に対する質問を終了いたします。

◎日程第4 議案第50号 予算審査特別委員会の設置について

選任第1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議 長 日程第4、議案第50号 予算審査特別委員会の設置について、選任第1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して直ちに一括採決したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第50号及び選任第1号の2件は、いずれも可決されました。

議案第50号が可決されたことにより、議案第1号から第9号までの各会計予算並びに予算関連議案第19号から第27号まで、第29号から第36号まで、第39号から第43号まで及び第47号の32件については、それぞれ予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎日程第5 請願の付託について

○議 長 日程第5、請願の付託について、請願第7号 空知太スキー場継続について及び請願第8号 平成17年度保育料改定に関する請願書を一括議題といたします。

請願第7号は3月1日に、請願第8号は3月7日にそれぞれ受け付けたものであります。内容は、配付いたしました請願書の写しのとおりであります。

お諮りいたします。過日の議会運営委員会で確認したとおり、請願第7号及び第8号の2件については、いずれも第1予算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、請願第7号及び第8号の2件は、いずれも第1予算審査特別委員会に付託することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

予算審査特別委員会の開催等により、3月17日から3月24日までの8日間休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、3月17日から3月24日までの8日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時00分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成17年第1回滝川市議会定例会（第16日目）

平成17年 3月23日（水）

午前 9時02分 開 議

午前 9時12分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第1号）

○出席議員（20名）

1 番	本 間 保 昭 君	2 番	山 腰 修 司 君
3 番	三 上 裕 久 君	4 番	久 保 幹 雄 君
5 番	大 谷 久美子 君	6 番	石 田 昇 君
7 番	渡 辺 精 郎 君	8 番	清 水 雅 人 君
9 番	大 累 泰 幸 君	10 番	田 中 敏 男 君
11 番	堀 田 建 司 君	12 番	中 田 翼 君
13 番	谷 口 昭 君	15 番	酒 井 隆 裕 君
16 番	窪之内 美知代 君	18 番	田 村 勇 君
19 番	藪 内 英 之 君	20 番	井 上 正 雄 君
21 番	水 口 典 一 君	22 番	坂 下 薫 君

○欠席議員（1名）

14 番 山 木 昇 君

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	助 役	深 村 完 市 君
収 入 役	中 文 雄 君	教 育 長	安 西 輝 恭 君
監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君	総 務 部 長	末 松 静 夫 君
市民生活部長	鈴 木 鎧 四 君	保 健 福 祉 部 長	池 田 亨 君
経 済 部 長	大 竹 敏 章 君	経 済 部 参 事	江 上 充 明 君
建 設 水 道 部 長	池 田 隆 君	建 設 水 道 部 参 事	木 下 善 雄 君
教 育 部 長	谷田部 篤 君	監 査 事 務 局 長	辰 巳 信 男 君
病 院 事 務 部 長	門 山 伸 夫 君	秘 書 課 長	若 山 重 樹 君
企 画 課 長	中 嶋 康 雄 君	財 政 課 長	高 橋 賢 司 君

○本会議事務従事者

事務局長	林	弘	君	参	与	福	田	正	己	君	
主査	中	川	祐	介	主	査	鈴	木	靖	子	君

開議 午前 9時02分

◎開議宣告

○議 長 本日は休会の日ではありますが、議事の都合により滝川市議会会議規則第9条第3項の規定に基づき、特に会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、19名であります。

欠席の申し出は、山木議員であります。

遅刻の申し出は、田中議員であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において清水議員、大畠議員を指名いたします。

◎日程第2 議案第51号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第1号）

○議 長 日程第2、議案第51号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました補正予算（第1号）を提案するに至ります背景について前段私からご説明を申し上げまして、その後において具体提案の内容についてご説明させていただきます。

滝川の活力再生を目指す活力再生プランの案について、まちづくり懇談会を14地域において開催をし、市民各層の皆さん方のいろんなご意見をお伺いをしてまいりました。さまざまなご意見をいただいたわけでございますけれども、平成22年度に単年度黒字化を目指すという基本方針に基づいて、活力再生プラン案にさまざまなご意見をいただいた、そのご意見をどういうふうに反映をして最終案をまとめていくかという検討を行ってきたところであります。その中で、平成17年度予算案として提案をさせていただいております二つの事項について、特に子育て世代の急激な負担増を解消する、そういう趣旨をもって保育料、幼稚園就園奨励費補助金の2項目について再検討が求められたというふうに考えているところであります。その事由は、よりなだらかな緩和措置、経過措置が必要であること、二つ目には税制改正に伴い直接その影響を受けるということをさらに考慮するという必要があること、また3点目にはプランの説明の中で必ずしもこの二つについては説明と検討期間が十分ではなかったという3点に立って、活力再生プランの内容を変更したいというふうに考えたところであります。したがって、平成17年度の予算に影響する部分につきましては、この補正の提案をさせていただきたいということであります。

以下、具体提案の内容をご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます、背景の説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議 長 助役。

○助 役 それでは、平成１７年度滝川市一般会計補正予算（第１号）について、その内容についてご説明を申し上げます。

第１項で、歳入歳出予算の総額に１９１万８，０００円を追加いたしまして、予算の総額を２１０億７，７９１万８，０００円とするものであります。

第２項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表によるところでございます。

２ページ、３ページは第１表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと存じます。

歳出からご説明申し上げますので、８ページ、９ページをお開きいただきたいと思います。歳出、３款２項２目保育所費、補正額はありますが、児童福祉費負担金の特定財源を１，０６８万１，０００円減額し、一般財源を同額増額する財源振りかえでございます。なお、児童福祉費負担金、保育料の当初提案は、所得階層区分、現行１３区分を８区分に、そしてまた年齢による３区分を２区分にいたしまして、１１．５パーセント増を提案しておりますが、今回の補正は所得区分を１３区分から、特にランクアップする階層に配慮いたしまして１６区分に細分化し、年齢による区分は変更せず、３．８パーセント増の提案の内容であります、２目の保育所費の説明であります。

１０款１項３目教育振興費１９１万８，０００円の増額補正であります、私立幼稚園就園奨励費補助金であります。この補助金は、当初補助限度額を北海道平均の入園料及び保育料に改定する趣旨に基づきまして６．４パーセントの減額を提案していたところでありますが、今回の補正は平成１７年度、国の補助限度額が所得によりまして０．４８パーセントから１．０１パーセント引き上げられておりますが、活力再生プランの趣旨により、平成１６年度と同額であります、滝川市独自の補助限度額として提案するものであります。

以上、歳出合計１９１万８，０００円の増額となったところでございます。

次に、歳入をご説明申し上げますので、６ページ、７ページをお開きいただきたいと思います。１３款１項２目民生費負担金１，０８８万１，０００円を減額をいたしたいとするものでありますが、保育料の現年度分でございます。当初予算限度額に対して減収見込額を補正するものであります。

１５款２項４目教育費補助金、歳出関連でございます。

１９款２項１目基金繰入金１，２０８万８，０００円、財政調整基金繰入金で財源調整を図りたいとするものであります。

以上、歳入合計１９１万８，０００円の増となったところでございます。

今回の補正予算は、平成１７年度の地方財政計画、特に地方交付税であります、これを見きわめつつ活力再生プランを策定いたしまして、市長の説明にありましたとおり住民説明と同時に１７年度予算として提案しているところでありますが、市民意見等を踏まえまして活力再生プランの一部の見直しをいたしまして、３月末までに成案としたい。したがって、見直しにより変更となる平成１７年度予算について補正予算として提案するものでございます。

以上、議案第５１号の説明を終わります。よろしくご審議賜りたいと存じます。

以上であります。

○議 長 お諮りいたします。

過日の議会運営委員会で確認したとおり、議案第51号については第1予算審査特別委員会に付託することといたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、第1予算審査特別委員会に付託することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前 9時12分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成17年第1回滝川市議会定例会（第18日目）

平成17年 3月25日（金）

午前10時01分 開 議

午前11時26分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 4 議案第52号 不動産の無償貸付けについて
- 日程第 5 議案第53号 収入役の選任について
- 日程第 6 報告第 4号 専決処分について（損害賠償額の決定）
- 日程第 7 報告第 2号 監査報告について
報告第 3号 例月現金出納検査報告について
- 日程第 8 意見書案第1号 所得税等の定率減税縮減・廃止に反対する要望意見書
意見書案第2号 発達障害児（者）に対する支援促進を求める要望意見書
- 日程第 9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員 （21名）

1 番	本 間 保 昭 君	2 番	山 腰 修 司 君
3 番	三 上 裕 久 君	4 番	久 保 幹 雄 君
5 番	大 谷 久美子 君	6 番	石 田 昇 君
7 番	渡 辺 精 郎 君	8 番	清 水 雅 人 君
9 番	大 累 泰 幸 君	10 番	田 中 敏 男 君
11 番	堀 田 建 司 君	12 番	中 田 翼 君
13 番	谷 口 昭 君	14 番	山 木 昇 君
15 番	酒 井 隆 裕 君	16 番	窪之内 美知代 君
18 番	田 村 勇 君	19 番	藪 内 英 之 君
20 番	井 上 正 雄 君	21 番	水 口 典 一 君
22 番	坂 下 薫 君		

○欠席議員 （0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	助 役	深 村 完 市 君
収 入 役	中 文 雄 君	教 育 長	安 西 輝 恭 君

監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君
市 民 生 活 部 長	鈴 木 鎧 四 君
経 済 部 長	大 竹 敏 章 君
建 設 水 道 部 長	池 田 隆 君
教 育 部 長	谷 田 部 篤 君
病 院 事 務 部 長	門 山 伸 夫 君
総 務 課 長	東 照 明 君
財 政 課 長	高 橋 賢 司 君

総 務 部 長	末 松 静 夫 君
保 健 福 祉 部 長	池 田 亨 君
経 済 部 参 事	江 上 充 明 君
建 設 水 道 部 参 事	木 下 善 雄 君
監 査 事 務 局 長	辰 巳 信 男 君
秘 書 課 長	若 山 重 樹 君
企 画 課 長	中 嶋 康 雄 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	林 弘 君
主 査	中 川 祐 介 君

参 与	福 田 正 己 君
主 査	鈴 木 靖 子 君

開議 午前１０時０１分

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員数は、２１名であります。全員出席であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員指名

○議長 日程第１、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において清水議員、大畠議員を指名いたします。

◎日程第２ 第１予算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 日程第２、第１予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。
先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局主査 第１予算審査特別委員長より議長あて、付託事件審査報告。
事務局主査朗読する。（記載省略）

○議長 次に、委員長の補足説明を求めます。中田第１予算審査特別委員長。

○第１予算審査特別委員長 ただいま事務局におきまして朗読されました内容のとおりであります
が、審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。

第１予算審査特別委員会に付託されました議案第１号及び予算関連議案１９件、請願２件の２２
件につきましては、３月１７日から２４日までのうち５日間にわたり特別委員会を開催し、延べ１
１３名の委員から３７２問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。

審査の結果であります。まず議案第１号及び予算関連議案の討論、採決を行い、議案第１号、
第２１号から第２３号まで、第３０号から第３２号まで、第３４号及び第４１号の９件につしまし
ては賛成多数、議案第１９号、第２０号、第２４号から第２７号まで、第３３号、第３５号、第４
２号、第４３号及び第４７号の１１件につきましては全会一致により、いずれも原案のとおり可決
すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第１号が可とすべきものと決定したこと、議案第５１号の討論、採決を行い、全
会一致により原案のとおり可決すべきものと決定したところであります。

また、請願第７号につきましては議案第１号及び第４１号が可とすべきものと決したことに伴い
不採択と、請願第８号につきましては議案第５１号が可とすべきものと決したことに伴い採択とみ
なすことに決定をしたところであります。

なお、討論の際各会派から出されました意見の要旨につきましては、後日全議員に配付するこ
とになっておりますことを申し添えます。

最後に、委員会の審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切
なご答弁をいただきました理事者を初め担当職員の皆さんに厚くお礼を申し上げまして、補足説明
とさせていただきます。

○議長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていた
だいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思います。これに
異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、直ちに討論、採決に入ります。

この場合、第1 予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第1 号及び予算関連議案の討論、採
決を行い、議案第1 号が同委員長の報告のとおり可決された場合に議案第5 1 号の討論、採決を行
いたいと思います。

これより第1 予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第1 号及び予算関連議案の討論に入り
ます。討論ありますか。渡辺議員。

○渡辺議員 皆様、おはようございます。市民の声連合の渡辺精郎は、ただいま第1 予算審査特別
委員会委員長からの報告のありました第1 号議案、平成1 7 年度滝川市一般会計予算に反対の立場
で討論いたしたいと思います。なお、予算関連議案の中で賛成のものと反対のものがありますので、
反対の議案を明示しておきたいと思います。反対の議案は、議案第2 1 号 滝川市税条例の一部を
改正する条例、議案第2 2 号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例、議案第3 5 号 滝川市丸
加高原健康の郷条例の一部を改正する条例、議案第4 1 号 空知太スキー場条例を廃止する条例で
あり、その他の議案には賛成いたします。

それでは、反対の議案の議案第2 1 号 滝川市税条例の一部を改正する条例、議案第2 2 号 滝
川市手数料条例の一部を改正する条例に反対する理由であります。滝川市の財政が苦しいことは理
解いたします。しかし、取りやすい税から次々と値上げすることは、慎重でなければなりません。
特に今車庫や駐車場、燃料などの経費の関係で軽自動車がかふえております。その自家用車を、年額
7, 2 0 0 円の軽自動車税で喜んでおります市民に1, 4 0 0 円の値上げであります。何もかも高
いと言われる滝川市の税や公共料金に2 輪車や小型特殊、この軽自動車の値上げはますます滝川に
住めないという意識を植えつけるのではないかと心配し、反対するものであります。

議案第3 5 号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例に反対いたします。現在の丸
加高原伝習館のスタッフは、経営努力をされまして収入増に貢献していることに敬意を表しますと
ともに、今回の値上げ案によりまして現在のスタッフの経営努力に水を差すことになりはしないか
ということであります。老人クラブの忘年会に、安くてサービスもよく、送迎もあるからと推奨し、
利用していたのでありますが、このように利用料金の値上げは利用控えの意識を増幅させると思
いますので、反対であります。

次は、極めて問題が多く残念な第4 1 号議案 空知太スキー場条例を廃止する条例に反対する討
論であります。請願で空知太スキー場継続についてと出されていたとおりであります。市民の声
連合はこれらの請願や議案の審査に参加できませんでしたので、ここで討論させていただきます。
実は、私もスキーに乗るわけではありますが、元気のいい中学生の男子のスキー授業を担当する役柄
から、ふだんから技術と体を鍛えておくわけであります。こうして、5 0 歳近くになって基礎スキ

ー1級を取得したのであります。その過程で滝川スキー連盟の講習を空知太スキー場で受けまして、大変お世話になったところであります。ミニスキー場でありながら、街の灯がすぐそこに見える街なかスキー場で、疲れた体もすぐに我が家に帰ることができ、なぜか安心して滑ることができたのであります。そして、現在市の財政状況が厳しい折、スキー客も減り、リフトの老朽化という条件もよくない中で廃止という提案であります。しかし、一度廃止してしまえば、今の経済状況では二度と復活は無理であります。この際は、滝川スキー協会の改善策を最大限に信じて、数年間継続してみてはいかがでしょうか。その間にスキー客の入りと修繕費の対比を行い、それでも余りにも財政支出が増大するようであれば廃止もやむを得ないのではないのでしょうか。市民の声連合は、以上のような理由で空知太スキー場廃止反対の討論といたします。

さて、次は、平成17年度滝川市の一般会計予算についての反対の討論をいたしたいと思います。今回は、17年度の予算作成と活力再生プランの短期アクションプランがほとんど同時に作成され、大変な作業だったと思います。また、これらを調査検討する市議会の活力再生プラン調査等特別委員会のメンバーも1月、2月はほとんど専属に真剣な調査検討をいたしました。そして、活力再生プランの原案がまとまり、まちづくり地域懇談会にプランの概要の提案がなされました。私は、六つの地域懇談会に出席させていただきましたが、多くの出席の市民の皆様の声は市民の声連合の考えと一致していたと思いました。その中でも私立幼稚園奨励費削減と保育所の保育料の値上げについては特に鋭い意見がありましたが、なるほどと思われる代表的な話題、意見を紹介したいと思います。こういうことがありました。公認会計士に調べてもらったが、年収400万ぐらいの人で3歳未満1人、3歳以上1人で計算すると12万円ぐらいの保育料となる。月の手取り25万円、その半分ぐらいが保育料になる。高収入の人はよいが、中間層の払えない人のことを考えてほしいという意見がございました。本当にそのとおりだと思います。さらには、所得は同じでも配偶者特別控除が明年から廃止されたり、2年先に特別減税がなくなるという情勢で、ますます心配だと言うのであります。私立幼稚園奨励費についても、子供に厳しい環境と受け取られている、このイメージを払拭しないと将来的に厳しいことになる。少子化対策をきちんと掲げていないと10年、20年後に大変な結果を招くと、こういう意見が代表的な意見でございました。さて、こうした厳しい市民の意見により、議会の動きを察知した市が異例の新年度予算と同時に補正予算となったわけがあります。したがって、私立幼稚園の奨励費を現行どおりとし、保育料の値上げ幅を3分の1程度に圧縮するとの措置に対しまして、市民の声連合は理解をいたします。

しかし、これで一般会計予算が賛成とはならないのであります。市民の声連合は、まだまだこの予算全体に問題が山積していることを指摘しておきたいのであります。市長は、聖域をつくらない一般会計予算案と強調しております。聖域はないといたしましても、今回図らずも保育所や幼稚園の費用の問題が噴出したのでありますが、学校教育の予算は近隣自治体の予算と比べても、子供1人当たりの教育費の差は12月の4定の一般質問で大谷議員が指摘したとおりであります。その中でも小学校、中学校費全体は私がいつも問題にしておりますので、全体の額はふえたのでありますが、相変わらず教材教具等に要する費用は毎年減っているのであります。今学力が云々されております。しかし、この費用は、直接教科を教えるための教材や教具を購入するものであります。小学

校の例を挙げてみますと、ことしの予算は1,050万円程度であります。これを七つの小学校で利用するわけであります。中学校の例では650万円程度であります。4校で分けて170万円程度で、ことしは新しい教科書が採択され、そのカリキュラムの編成のためには9教科で予算を使うと1教科、3学年でも18万円程度となるわけであります。教育関係者でなくても理解されると思いますが、体育器具、音楽の楽器、理科の実験器具、技術家庭科の機械など、三つの学年の教材教具を用意しなければならないわけであります。これは一例であります。聖域でなくとも、もともと不足の予算が一律カットの削減をしていくなれば、学校教育は黒板で教えるだけとなり、当然児童生徒の学力に直結する問題であります。このように教育費が危機に陥っているのであります。このようにときに、大規模公園の造成は終わったわけでありますが、まだまだ道路新設改良工事費2億4,200万円程度が計上されております。もちろん道路は広くて舗装完備されているのが望ましいわけであります。しかし、先ほどの教育、学習に直接関係する予算が危機に陥っているとき、ぜひ公園や道路新設などの巨費を費やす公共工事は、市が再生プランを立てて財政的に後世に禍根を残さないと決意した時点で中止したり削減するほどの勇気がなければならないと思うわけであります。さらに、市民の声連合が繰り返し主張しておりますように、4万6,000人の市民にとってはマンモス市役所庁舎のリストラを真剣に取り組むことが先決と考えます。

以上、一例を挙げまして対比し、一般会計を市民のものにしていくという市民の声連合の主張であり、そのような市民の感覚からいたしまして、17年度一般会計予算に反対の討論といたします。
○議長 酒井議員。

○酒井議員 私は、日本共産党を代表いたしまして、第1予算審査特別委員会に付託されました関連議案、第19号、第20号、第24号から第27号、第33号、第35号、第42号、第43号及び第47号は可とする立場から、また議案第1号及び関連議案、第21号から第23号、第30号から第32号、第34号及び第41号に対しては否とする立場から討論を行います。

最初に、国による三位一体改革に伴う歳入の減少の中で予算案を策定されました市理事者並びに職員の皆様、多忙中熱心に議論をされました市民委員会委員の皆様、また本予算に対する大きな運動を行った市民の皆様に敬意を表します。本年の予算は、家計所得が悪化する中、小泉政権の年金、医療の改悪、所得税増税など7兆円を超す負担増のもとで市民の暮らしと営業がかつてない困難に直面しているときに、住民の福祉の増進という地方自治体の本来の姿勢に立ち返って、市民の福祉と健康、住宅、雇用、中小企業対策など焦眉の課題の解決に全力で当たるかどうかということが重要です。今回の予算案の中には、評価できる点もあります。市民にとって最も重要な施策の一つである除排雪費用に関しては、町内会への除雪機械の貸与によるモデル地区が試行されるなど、除排雪改善への取り組み姿勢があらわれていることです。また、除排雪費用総体では、ほぼ今年度予算を維持したことです。また、産業振興サポートシステムについては、我が党が求めてきたものであり、今後の活用によって個人の起業や新分野進出など効果を期待するものです。

議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例では、寒冷地手当の支給額縮減は、給料や手当に換算すると約2パーセント相当にもなります。給与に換算するとさらに大きなものとなります。この手当は毎年定期的に支払われるものであり、減額が職員に与える影響は

昨年からの給料３パーセント削減に続く大きなものです。しかし、市の財政状況、市民感情、国家公務員基準に準拠すること、さらに組合とも合意がされていることから、賛成するものです。今後は、この削減分を市民に還元することにより生きた使い方をする取り組みが求められます。

こうした中で、本年は滝川市活力再生元年として補助金、手数料、各施設、市独自制度の見直し提案されました。幼稚園就園奨励費補助金の削減と保育所保育料金の値上げは、本予算案に含まれていますが、追加補正予算で改善されており、これをもって本予算案に反対するものではありません。日本共産党が一般会計予算と八つの関連議案に反対する理由は、以下の６点です。

第１に、市民論議が十分にされなかったということです。活力再生プランでは行政と市民の皆さんが知恵を出し合い、新しい滝川市の可能性を見つけ出して、それを一緒に育て上げていくことが必要だとありますが、十分だったとは言えません。少なくとも議決や決定の半年前には市民や関係団体に方針を説明し、各種懇談会などで意見の集約や議論の場をつくることが求められます。こうした進め方の中でも、温水プールの利用者による経営改善提案とそれを受けての方針決定が市の方針変更に結びついたのは教訓とするべきです。

第２に、使用料、手数料の見直しです。今回値上げを計画している住民票などの各種証明発行手数料値上げについては、特定の方に提供するサービスに対して徴収するものですので、受益者負担の原則に基づき受益者にサービスコストに見合う適正な負担を求めるとしていますが、だれもが利用するものであり、値上げすべきではありません。また、し尿処理手数料など対象者の多くが低所得者である手数料値上げについては、生活への影響が大きく、値上げすべきではありません。生活に不可欠なものへのこれ以上の受益者負担には反対します。

第３に、補助金の削減についてです。すべての補助金に反対するものではありませんが、主な例として削減すべきでないものが幾つか挙げられます。児童館、母親クラブ活動費補助金削減では、事実上母親クラブが児童館運営の重要な担い手となっている役割からも縮減するべきではありません。また、江部乙商工会への補助金では、事業の縮小で停滞する地元経済への影響が懸念されます。

第４に、教育費についてです。教材教具に要する経費の縮減については、質疑の中で明らかになったように自立に対する健全財政の名のもとに２カ年で１５パーセントの減となりました。教育長は執行方針の中で、人の輝く教育として教育のまち滝川について、困難な時代に直面しているが、教育が果たすべき役割の根本に立ち返り、人が人をはぐくむまちづくり、次代を担う子供たちの健やかな成長を願い、子供が輝くまちづくりを進めることが教育の重要な役割と述べました。今回の縮減は、そうした方針からも矛盾するものではないでしょうか。滝川市奨学金制度の撤退方針については、縮減してでも存続すべきという党の主張に対し、その考えがないことが明らかになりました。また、みずほ幼稚園廃園方針については、経費の見直しを進め、じっくり検討すべき問題です。

第５に、必要性や緊急性が低いことが明らかなものへの見直しが不十分だということです。これまでも日本共産党は市長公宅、市民会館の見直しを提案してきました。質疑の中では利用実態や一定の改善が示されましたが、不十分と言わざるを得ません。市民生活の優先順位は明らかに低いにもかかわらず、市長は売却する考えがないことが明らかになっています。

第６に、議案第４１号 空知太スキー場条例を廃止する条例では、廃止の理由として身近なスポ

ーツの多様化によりスキー人口が減少していることから利用者が減少しており、継続していくためには今後も多大な修繕費の投入が必要と挙げていますが、冬期子供たちの土曜開放で毎回200人近くが利用しています。子供たちや初心者へのニーズとして北電スロープを活用するとしていますが、リフト設備がないことから不十分です。また、かもい岳へスキー授業を移行するとしていますが、リフト代やバス代などの費用対効果や授業時間が縮減されること、かもい岳自身が今後とも活用できるか不透明なことから、廃止は行うべきではありません。さらに、本委員会に付託された議会に対する請願の中で8,000筆を超えるスキー場廃止反対署名が寄せられました。スキー協会は改善策や協力可能事項を挙げ、協働の提案をしています。こうしたことから、少なくとも17年度は継続し、活力再生プランの中で議論を深めることが必要なのではないでしょうか。こうしたことから、本予算案には賛成できません。

以上を申し上げ、日本共産党の討論といたします。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて議案第1号及び予算関連議案の討論を終結いたします。

これより第1予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第1号について起立により採決いたします。

本案を第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第1号は、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号及び第22号の2件について起立により一括採決いたします。

本案をいずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第21号及び第22号の2件は、いずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、第30号から第32号まで、第34号の5件について起立により一括採決いたします。

本案をいずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第23号、第30号から第32号まで、第34号の5件は、いずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号について起立により採決いたします。

本案を第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第35号は、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号について起立により採決いたします。

本案を第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第41号は、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、残りの議案第19号、第20号、第24号から第27号まで、第33号、第42号、第43号及び第47号の10件について一括採決いたします。

本案をいずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号、第20号、第24号から第27号まで、第33号、第42号、第43号及び第47号の10件については、いずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま議案第1号が可決されましたので、これより第1予算審査特別委員長の報告のうち議案第51号の討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表して、第1予算審査特別委員会に付託されました議案第51号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第1号）についての委員長報告を可とする立場から討論いたします。

今回の幼稚園就園奨励費補助金、保育所保育料の保護者負担増にはかつてないほどの市民の反応や運動が起きました。幼稚園では関係団体や保護者を中心に1万筆を超える署名が提出され、保育所でも6,000筆を超える署名が保護者団体や保護者を中心に提出されました。これらの運動やまちづくり懇談会で多くの市民が切実に見直しを求めたことを受けて今回の補正予算の対応になったことは、評価できるものです。しかし、幼稚園就園奨励費補助金については、平成17年度については本年度水準が維持されますが、5年間かけて全道平均値まで削減する姿勢に変わりはありません。また、保育所保育料でも当初予算の引き上げ幅を3分の1に下方修正することは評価できます。しかし、5年間かけて上限基準というべき国基準まで引き上げる方針に変わりありません。しかし、このような問題があるとはいえ、当初予算と比較すれば保護者の負担増が緩和されており、賛成をするものです。

最後に、幼稚園就園奨励費補助金と保育所保育料に関しては、今回の金額や率などとし、活力再生プランにはのせないことを求めて、討論とします。

○議長 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて議案第５１号の討論を終結いたします。

これより第１予算審査特別委員長の報告のうち議案第５１号について採決いたします。

本案を第１予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第５１号は、第１予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま議案第１号及び第４１号が可決されたことから、請願第７号 空知太スキー場継続については議決不要となり、採択とみなし、議案第５１号が可決されたことから、請願第８号 平成１７年度保育料改定に関する請願書は議決不要となり、採択とみなします。

◎日程第３ 第２予算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 長 日程第３、第２予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局主査 第２予算審査特別委員長より議長あて、付託事件審査報告。

事務局主査朗読する。(記載省略)

○議長 長 次に、委員長の補足説明を求めます。石田第２予算審査特別委員長。

○第２予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。

第２予算審査特別委員会に付託されました議案第２号から第９号までの８件、予算関連議案４件の１２件につきまして、３月の１７日から２４日までのうち５日間にわたり委員会を開催し、各会計ごとに詳細なる説明を受けた後、延べ３５名の委員から１４５問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的に審査を行ったところであります。審査の結果につきましては、討論、採決の結果、議案第２号及び議案第３９号の２件は賛成多数、議案第３号から議案第９号まで及び議案第２９号、第３６号、第４０号の１０件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をしたところであります。

なお、各会派等から出されました会計ごとの討論の要旨につきましては、後日全議員に配付することとなっておりますので、申し添えます。

最後に、委員会の審査に当たり精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切なご答弁をいただきました理事者初め担当の職員の皆さんに厚くお礼を申し上げ、補足説明とさせていただきます。

○議長 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより第2予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第2号及び第39号の2件について起立により一括採決いたします。

本案をいずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第2号及び第39号の2件については、いずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、残りの議案第3号から第9号まで、第29号、第36号及び第40号の10件について一括採決いたします。

本案をいずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から第9号まで、第29号、第36号及び第40号の10件については、いずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第52号 不動産の無償貸付けについて

○議長 長 日程第4、議案第52号 不動産の無償貸付けについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第52号につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、本年1月、国の第3次地域再生計画の認定申請をしておりました旧江部乙中学校の廃校施設を株式会社サークル鉄工が大葉出荷施設及び関連施設として有効活用を図る新産業育成による地域活性化プランが3月17日付で内閣府より地域再生計画の第3回認定の内示を受け、来る3月28日に首相官邸において内閣総理大臣より正式に認定書の授与が行われることが決定いたしました。この決定に伴い、国庫補助を受けて整備した公立学校施設を民間事業者が利用する場合、無償貸与すれば国庫納付金の返還が生じないことから、今回認定されました地域再生プログラムの適用を受け、旧江部乙中学校校舎及び体育館の建物を無償で貸与したいとするものであります。

無償貸与としたい建物の表示、貸し付けの相手方、用途については、記載のとおりであります。

なお、免除したいとする貸付料年額40万3,029円については、滝川市行政財産使用料条例による算定基準に基づいて計算したものであります。

また、滝川市の財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例との関連であります。本条例による無償貸付要件は、その相手先が公共団体または公共的団体で、公用もしくは公共用、または公益

事業等の用に供するときに限られていることから、今回地域再生計画認定という特殊性から、地方自治法第237条第2項の規定により議会の議決を受けて、無償による貸し付けを行いたいとするものであることを申し添えまして、議案第52号の説明といたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は可決されました。

◎日程第5 議案第53号 収入役の選任について

○議長 長 日程第5、議案第53号 収入役の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました議案第53号 収入役の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、記の下に門山伸夫氏の氏名を記載を賜りたいというふうに存じます。

滝川市収入役、中文雄氏につきましては、滝川市の収入役という立場だけではなくて、中空知広域市町村圏組合を初めとする一部事務組合、複合事務組合の収入役を兼ねた立場で、さらに各団体の会計理事を含めて多様な役割を果たしてきていただきました。さらに、広範な知識、ネットワークを生かしていただきまして、極めて滝川のまちづくりに大きな貢献をしていただいたところでございますが、平成17年3月31日で任期満了となります。また、同氏におかれましては後進に道を譲りたいというご意向でございまして、したがって後任として門山伸夫氏を選任をいたしましたというふうに思います。記載の地方自治法により同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましてはお手元に配付のとおりでございますので、ご参考にいただきたいと思いますというふうに思います。

よろしく同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第6 報告第4号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 長 日程第6、報告第4号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。
説明を求めます。総務部長。

○総務部長 地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定であり、事故発生日時は平成17年1月21日午前10時15分ごろであります。事故発生場所、相手方は記載のとおりで、損害賠償額として1万7,349円、専決処分年月日は平成17年3月11日であります。

なお、事故原因は、江部乙支所への事務連絡用務で国道12号を江部乙方面へ走行中、市道滝の川西706号線から右折して国道12号の滝川市市街地方面へ進行しようとした相手方車両が公用車両の側面に衝突したことにより損害が発生したものであります。いわゆる優先道路へ飛び出してきたの当てられ損のケースであります。この場合においても保険上1割相当の前方不注意が過失割合として賦課されるものであります。

なお、より一層交通事故防止には努めてまいりますことを申し添え、報告第4号の説明といたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第4号は報告済みといたします。

◎日程第7 報告第2号 監査報告について

報告第3号 例月現金出納検査報告について

○議長 長 日程第7、報告第2号 監査報告について、報告第3号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。八幡監査委員。

○監査委員 報告第2号 監査報告についてご説明いたします。

初めに、地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象、範囲につきましては、市立病院、高等看護学院を対象に平成15年度の執行事務について実施いたしました。

監査の期間及び監査の方法につきましては記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、各所属に対する講評において一部に改善、検討が必要と思われる事項として、契約事務については財務規則により契約書の作成を省略することができる場合の契約の適正な履行を確保するための処理方を、1社見積もりによる随意契約について可能な限り2社以上から見積書を聴取し、発注するよう検討を、他の団体の事務に関して会にかかわる経費の一部分が公費負担となっているものがあることから、適切な処理方について指導を行ったほか、監査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者には是正または処理方を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

次に、工事監査についてですが、地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査の工事監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象につきましては、建設水道部所管の平成16年度発注の9工事を対象に実施いたしました。

監査の期間及び監査の方法につきましては記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果であります、関係書類及び諸手続、入札執行、現場の施工状況につきましては適正に執行または管理されていると認められましたので、意見として特に付すべき事項はありません。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象、範囲につきましては、総務部の秘書課、総務課、企画課、情報化推進室、財政課、管財室を対象に平成15年度の執行事務について実施いたしました。

監査の期間及び監査の方法につきましては記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、各所属に対する講評において、支出の特例である前渡資金からの支出の適切な処理方について、貸し地料の未納分の早期徴収について、消防施設点検における指摘事項の適切な処理方について指導を行ったほか、監査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者には是正または処理方を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

次に、地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

初めに、監査の概要ですが、監査のテーマは随意契約事務についてであります。

監査の目的については、随意契約事務の執行状況を把握し、関係法令等に基づき適正に執行されているか、また競争性、透明性、公正性が確保されているかなどの視点からの検証を行い、今後の随意契約事務の改善に資することを目的としております。

監査の対象は、一般会計、特別会計、企業会計において1件10万円以上の随意契約で、平成15年度に執行した業務委託、修繕、工事に関するものを対象としました。

監査の期間、監査の方法、監査の着眼点及び「はじめに」につきましては1ページから2ページに記載のとおりでありますので、お目通しを願います。

監査の結果についてですが、3ページの業務委託の状況では、契約件数は604件、このうち10万円以上の随意契約は403件で、業務委託件数の66.7パーセントとなっております。この10万円以上の随意契約を業務内容別に見ると、施設管理、運営業務が106件で26.3パーセント、また1者見積もりは261件で64.8パーセント、約3分の2を占めております。

5ページの修繕業務の状況ですが、競争入札による発注はなく、随意契約のみで、件数は3,031件、うち10万円未満の発注は2,697件で89パーセント、10万円以上の発注は334件で11パーセントとなっています。この10万円以上の随意契約のうち1者見積もりによるものは、100件で29.9パーセントとなっております。

6ページの工事請負の状況ですが、契約件数は141件で、このうち指名競争入札は91件で64.5パーセント、10万円以上の随意契約は48件で34パーセントとなっています。この10万円以上の随意契約のうち、契約の執行理由で予定価格が財務規則で定める額を超えないときとするものが34件、1者見積もりが19件となっております。

業務委託、修繕業務、工事請負にかかわる個別の指摘事項については、お目通しを願います。

監査意見の主なものについて申し上げますと、当初から特定の1者を相手として選ぶ契約では、その選定理由を客観的、具体的に明記するなど、より慎重かつ厳正な判断が求められること。また、継続的な事務事業の委託については業務内容を十分検討し、単なる委託先との継続性、前例踏襲などにとらわれることなく、複数業者による競争原理の導入について努められたいこと。随意契約の法的根拠、1者見積もりの理由が不明確なこと。予定価格の省略及び契約保証金の納付免除の根拠など、契約を執行するための要件不備が見受けられること。業者の見積もりを予定価格や予算額の根拠としていると思われるものが見受けられるので、できる限り客観的に適正かつ妥当な積算根拠に基づく予定価格、予算額の算定に努められたいこと。見積書の提出を選定した業者が見積書提出を辞退し、結果的に1者見積もりで施行されているのが見受けられますが、かわりに適当な業者があれば、その者を改めて選定することが望まれることなどであります。

結びといたしまして、地方公共団体は最少の経費で最大の効果という基本理念に基づき、行政活動については住民の視点に立って、その運営が経済的、効率的に行われているかの検証が必要不可欠であります。本市では行財政改革の推進に取り組んでいるところでありますが、社会経済の急激な変化と住民意識が多様化する中で行政に対する住民要望も複雑多岐にわたり、事務事業の増大も予測されます。厳しい財政状況の中で時代の変化に対応できる質の高い行政運営の推進を図る上からも、民間活力を活用した事業手法の導入、外部委託によることが可能で有利な業務についてはこれを積極的に活用し、効率的な効果を上げていく必要があります。また、情報開示や説明責任を適切に対応する上で、契約事務の執行における透明性や公正性の確保が一層強く求められることから、今後の契約事務の執行に当たっては、契約事務が適切かつ公正に執行されているかの検証と改

善を図り、効率的かつ効果的な事務執行が推進されることを期待いたします。

以上で報告第2号 監査報告の説明を終わります。

続きまして、報告第3号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づきまして、平成16年11月分、12月分及び平成17年1月分の例月現金出納検査を実施いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象につきましては、一般会計、各特別会計、病院事業会計、水道事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんでした。各所属に対する講評において、収入及び支出手続きが遅延していると思われるもの、請求書の受理の遅いと思われるものなどが見受けられましたので、規則、規程に基づく事務処理の適正化などについて指導を行ったほか、検査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者には是正または処理方を指導しておりますので、その内容は省略をいたします。

なお、各施設の維持管理について注意を払うよう、また厳しい財政事情からも、予算の執行に当たっては前例踏襲にとらわれることなく、合理的、効率的な執行により、なお一層経費節減に努められることを要望しております。

以上で報告第3号 例月現金出納検査の報告を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号及び第3号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第8 意見書案第1号 所得税等の定率減税縮減・廃止に反対する要望意見書

意見書案第2号 発達障害児（者）に対する支援促進を求める要望意見書

○議長 長 日程第8、意見書案第1号 所得税等の定率減税縮減・廃止に反対する要望意見書、意見書案第2号 発達障害児（者）に対する支援促進を求める要望意見書の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。堀田議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案2件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては内容を省略し、件名と送付先のみを申し上げます。

意見書案第1号 所得税等の定率減税縮減・廃止に反対する要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣であります。

意見書案第2号 発達障害児（者）に対する支援促進を求める要望意見書。送付先は、文部科学

大臣、厚生労働大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第 13 条の規定により提出するものであります。

以上、説明を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本件については、議会運営委員会の方々の提案にかかわるものですので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思います。これに異議ありますか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第 1 号及び第 2 号の 2 件は、いずれも可決されました。

◎日程第 9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第 9、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第 1 回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

この場合、人事交流職員の紹介がありますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 18 分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎市長あいさつ

○議 長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。この場合市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 3 月 8 日に招集をされて以来 18 日間にわたりまして平成 17 年第 1 回定例会が行われました。一部補正予算を含みますいずれの議案も原案どおり可決、承認をいただきましたことに

前段厚く感謝を申し上げたいと存じます。慎重な中にも精力的に、かつ円滑な議会運営が行われまして、地方自治改革の船出とも言えるべき平成17年度の予算を可決いただいたわけでありますけれども、この間におきまして山腰議長を初め副議長、両特別委員長さん、議員、委員の皆さん方には本当に熱心なご論議をいただきました。深く敬意を表するところでございます。さまざまご意見をいただきました。あるいは討論をいただきました。そういう内容をよく職員ともども吟味をさせていただきながら、17年度予算執行が適切に行われますように努力をいたしたいというふうに思っております。

財政運営に困難な局面というのは、これからますます多くなるだろうというふうに思います。そしてまた、健全財政を維持しながら市民福祉の向上もあわせて図っていく。これまでは両面の追求ができたわけでありますけれども、行政の本来目的であります市民福祉の向上を図りつつも財政の健全性も維持するということが極めて難しい。しかし、両方の価値観を達成しなくてはいけない。そういう面ではますます知恵と汗とが求められる時代の到来だというふうに思います。私は、議員各位、そしてまた市民の皆さんとともに明治維新以来第3の地方行政改革のこの時代を乗り切るべく最善の努力を尽くしたいというふうに思っているところであります。

ぜひとも今後ともご指導、ご鞭撻をいただきますようお願いを申し上げます、お礼のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございます。

◎収入役あいさつ

○議長 この場合、3月31日付をもって退任されます中収入役から退任のごあいさつがありますので、お受けしたいと思います。中収入役。

○収入役 ここに立たせていただきますのが4年ぶりということでございまして、いささか緊張いたします。4年前に収入役の任を受けましてごあいさつさせていただきましたが、誠心誠意務めてまいりたいという決意のほどを申し上げたわけですが、その後におきましてもペイオフあるいは会計の審査のあり方等々につきまして早速改革に着手をして、またペイオフにつきましては幸いに滝川市は基金はございますが、歳計現金は収入役に預けていないと。これは、随時資金運用をしているという状態がございましたから、ペイオフに対しては全く心配ないというような状況もございました。議会とのおつき合いにつきましては、議員さんとのおつき合いにつきましては8年前にさかのぼりまして、総務部長を拝命したときからに始まりますが、本当に多くの議員各位にいろんな点でご協力あるいはお世話をいただきました。

今後また私自身もう少しいろんな面でボランティアをしながら滝川市民として活動していきたいと、そんなふうにも思っております。ぜひ議員各位のご協力をまたお願いしたいと存じます。あわせて、皆様方の今後のご健勝をご祈念申し上げ、ごあいさつといたします。ありがとうございます。

○議長 中収入役におかれましては、1期4年間にわたり市政の推進にご尽力いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

◎病院事務部長あいさつ

○議 長 ここで、先ほど収入役の選任に同意いたしました門山事務部長からあいさつの申し出がありますので、これを許したいと思います。門山事務部長。

○病院事務部長 先ほど皆様にご同意を賜りました門山でございます。身が引き締まる思いでございます。今のこの厳しい現状をしっかりと認識いたしまして、議員の皆様、市民の皆様、また職員の皆様の思いを胸にしっかりと刻みまして、ただ愚直に職務をこなしまして、滝川の活力再生プラン、この達成に努力を惜しまない気持ちでございます。先輩の教えからいろいろと学び、また議長様初め皆様からのいろいろな教を賜りたいと思います。ただ職務に精進し、市民の方たちの幸せのために一緒に努力する仲間に加えていただきたいと思います。

これからもご指導、ご鞭撻を今まで以上に皆様に賜りたいと思います。どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

◎閉会宣告

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成17年第1回滝川市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時26分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員